

延寶二年 月 日

三九四

何郡何村肝煎 誰

同 組合頭 誰

田伏彌右衛門殿

三嶋彦右衛門殿

右紙面之通達吟味證文上之申候。大正持御關所通御切手可被遣候、以上。

十村何村 誰

是月は大盡  
なり

三月晦日。往還筋道路の保護に關して百姓に心得を諭す。

〔岡部氏御用留〕

御郡在々用水取候江筋、往還道を隔跡々より取來候橋之義は、修理御公儀より可被仰付、往還に新江を掘申候はゞ、其百姓爲自分橋爲懸可申旨、寄合所より御申渡候間、向後新江猥に掘不申様、御支配御郡中の急度御申渡可有之候。

一、往還道筋植置候松、切取申旨相聞候間、猥無之様御申付可有候。

一、往還道作り而、双方土手敷芝等損じ不申様、是又御申渡尤に候、以上。

三月晦日

御 算 用 場

田伏彌右衛門殿

三嶋彦右衛門殿

四月二日。加賀郡往還筋道路の並松保護の爲水田の境に杭打を命ず。

〔改作所舊記〕

往還道筋並松之根、田之方より掘申候に付而、松たふれ申躰相見え申候故、其段御算用場御奉行衆へ御理り申入候處に、松之根際を指除、定杭を打、其内を土取不申様に可申由に候之間、明日大樋町はなより杭うたせ可申候條、杭木爲持、手代相添出し置可申候。爲其如此に候、以上。

四月二日

渡邊 藤左衛門

淺野 與市郎

かゞ郡往還道支配十村中

四月六日。二歳駒見立の爲能登に人を派すべきことを告ぐ。

〔岡部氏御用留〕

子浦 七尾 富木 宇出津 川西 輪嶋 道下

右當年二歳駒見立、甚左衛門半兵衛被遣、當九日金澤罷立由斷申候。右之所々々、手寄次第駒牽出し爲見可申候。不及申候得ども、無手搦様尤候。爲牽登候義者、重而可申觸候。此書

狀判形に而可相返候、以上。

四月六日

三嶋 彦右衛門

田伏 彌右衛門

十 村 中

四月八日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

四月八日、松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇賜はるもの十五人。

四月九日。新たに大組足輕頭三人を任命す。

〔菅綱記〕

一、是歲四月九日新令大組足輕頭三員、北川庄右衛門・阿部甚右衛門・村上小七郎、毎組足輕五十人・小頭十人、専鳥銃を習練せしめむが爲に普請等の諸役を免さる。小頭三十五俵、足輕二十五俵。五月十三日北川庄右衛門加秩百五十石。

〔金澤古蹟志〕

持筒足輕來歴

可觀小説に、瑞龍公の時持筒足輕二組有之、其頭本庄主馬・河原兵庫相勤。一組百人宛有て、

一人宛行三十五俵、小頭は五十俵賜り、歩士よりも上列なり。平生の勤仕もなく、年中二三度宛人形を打丁を付るまで也。火事の時石川・河北兩御門を警固す。然に微妙公の時二組共指止られ、残らず先手足輕に命せられ、二十五俵宛下さる。此事先年御尋に付、足輕市島小平と云者覺罷在申上たりとあり。是持筒足輕の濫觴なりしかど、大組足輕の起原也と云。湯淺祇庸の藩國職員考にも、大組頭は延寶二年四月九日始て三人命せられ、組足輕此時抱らるといへども、瑞龍公の時持筒二組有て、本庄主馬・河原兵庫其頭を勤と、委曲混見摘寫に載す。或説に松雲公持筒組を始て命せられし時、先代持筒足輕を置、其後指罷、再び申付度との事にて、速に幕府に聞届ありといへり。持筒弓頭とて置れたるは、延寶八年十月廿九日に始て三人其頭を命せられたり。弓頭は小泉勘十郎・半田權佐兩人、筒頭は加藤重左衛門也。天和元年三月廿一日に原田又右衛門筒頭に命せられ、同年九月廿八日北川又右衛門を筒頭に、同二年九月廿八日吉田左太夫を弓頭に命せられ、半田惣兵衛を筒頭に命ぜらる。是に於て弓三組・筒四組と成、一組各足輕三十人・小頭六人・手替六人、都合四十二人、宛行高等都て大組の通り也。俗に中組と稱す。按に大組・中組合せて十組なり。諸格一致の振合なり。されば稱號を大組といひ中組と呼べる、是優劣ありていふにあらず。人高の多少を以ての唱へなるべしといへり。

四月十日。多量の麥種子を所藏せしむるが爲百姓に貸米を命ず。

〔上田源助舊記〕

覺

- 一、千二百石者延寶元年米、石川郡小百姓共麥種多可爲致所持ため、御貸被成候事。
- 一、此御米令吟味、手前宜敷者には少も不貸渡、麥種多所持難仕躰之者に貸渡、例年蒔來候麥種に、村々より五割・七割も多爲致所持、當暮跡々に違、大分に麥蒔候様可仕候。
- 一、肝煎・組合頭、其外にも慥成百姓一兩人宛も、一村切に麥種爲致吟味、成程上麥入念、喰失不申様に縮可仕候事。
- 一、御米借請候人々、借用帳は勿論、人々所持仕たね、彌員數組切に調出可申候。村々縮帳之義は、面々手前に念を入取置、麥蒔候刻無油斷、其節種高程割、吟味可仕事。
- 右々條之通見届、相違有之間敷旨、其方茂致奥書可指越候、以上。

卯四月十日

改作奉行

石川郡十村中

四月廿六日。前田綱紀歸國の際、遠く郊外に出て迎ふること勿らしむ。

〔袖裏雜記〕

中將様御城着之日、當番御用懸之外、人持並与頭・物頭今案物頭の二字此留に不見此類之紙面之留物頭云々有之分多故書加津幡之こな  
 た金澤町端之間へ被罷出、被致御目見候へども、向後右所々へ罷出候義無用之旨被仰出候。  
 御自分之義も町端迄御出候義、勿論御無用に候間、可被得其意候、以上。

四月廿六日

横山左衛門

奥村因幡

本多安房

長九郎左衛門様 人々御中

追而御自分之義、今枝民部被仰合、御著之日御登城候而、三之丸橋爪に而御目見可然存候。

其心得可被成候、以上。

四月十六日

右 三人

長九郎左衛門様

御歸國之刻、御領國中寺社方出家・神主、道中進物指上、又者爲御目見罷出候義、堅御停止候條、急度可被申渡候、恐々。

四月十六日

横山左衛門

奥村因幡

本多安房

篠原織部殿

四月廿八日。植付の季節なるを以て十村等に巡回を命ず。

〔司農典〕

植付時分に候條致廻村、植付仕廻次第追付可申越候。來月相談所罷出候儀無用候。就夫増田半助も不遣候。所に寄苗惡敷由に候間、植付等彌油斷有間敷候、以上。

四月廿八日

改作奉行

羽咋・能登郡十村中

五月十五日。前田綱紀先に歸國せしを以て使を遣して物を徳川家綱に上つる。

〔御日記〕

一、同日に松平加賀守事歸國に付て、在所より使者横山右近を以て、八講布百匹並に二種一荷を進上す。

五月廿二日。百姓に不相應なる奢侈を爲すことを禁ず。

同日は五月十五日

〔改作所舊記〕

跡々茂數度申觸候義に候得共、御郡百姓不似合おごりたる躰之者有之候而、隱置候者、村肝煎・与合頭之義は不及申、其与々十村・御扶持人共手前御吟味之上、急度曲事可被仰付候條、御支配之御郡中ね、此旨御申觸可有候。在々後生語を集、又はるやう遊仕者有之由風聞候。左様之もの體に承届候はゞ、其身之義は不及申、肝煎・与合頭・十村手前茂越度に可被成候間、是又急度御申觸尤に候、以上。

寅五月廿二日

御算用場

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

五月廿七日。諸士七十歳以上にして勤務を除かゝる者、その子二十歳以上なる時は代番を許すことを告ぐ。

〔御定書〕

御馬廻組之面々、歳七十以上御番被成御赦免候者共之せがれ、廿歳に罷成、前髪をも取、御番可相勤器量に候者、向後廿歳より代番可被仰付旨御意候條、可被得其意候、以上。

延寶二年五月廿七日

加賀藩史料 第四編 延寶二年

六月廿二日。町會所に召捕役を置かんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

覺

一、跡々捕者御座候刻者、度々森川五郎右衛門罷出候處に、五郎右衛門役替被仰付候以後、左様之者無御座候間、捕者心得申者、足輕小頭並に御給米に而兩人召置、常は町方横目に申付置、自然捕物御座候刻は、兩人に申付候様仕度奉存候。各宜御座候者、以御序被立御耳可被下候、以上。

刁六月廿二日

里見七左衛門

岡田十右衛門

本多安房殿

横山左衛門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

七月三日。諸士七夕・八朔に際し白帷子を着用すべきことを命ず。

〔御定書〕

菅綱紀に延寶元年七月六日の新令に作るもの恐くは非

七夕・八朔、向後白帷子可致著用旨、御寄合衆被仰渡候、以上。

寅七月三日

朱書、貞享二年着用無用之旨被仰出候事。

七月七日。富山侯前田利次江戸に卒す。

〔寛政重修諸家譜〕

前田利次云々、延寶二年七月七日營中において俄に病を發し退出するにより、上使を下されてこれをとせられ、この日卒す。年五十八。瑞巖良祥龍光院と號す。富山の光巖寺に葬る。十日奏者戸田伊豆守忠昌をもて、賻銀二百枚をたまふ。

〔御徒方萬年記〕

七月七日於殿中、松平淡路守利次中風煩出し、俄卒。五十八歳。

〔甲子聞書〕

同氏淡路守義不意卒去之趣及高聽候處、御哀惜之御事候。於其元驚歎之程被察思召候。此旨可相達旨、依上意如斯候、恐々謹言。

七月九日

阿部播磨守

土屋但馬守

久世大和守  
稻葉美濃守

松平加賀守殿

去九日之奉書、以宿次今日到來致拜見候。同氏淡路守卒去之義奉高聽、有難上意之旨甚恐多義奉存候。御請憚存候條、忌明以使者可申上候、恐惶謹言。

七月十三日

松平加賀守

稻葉美濃守様

久世大和守様

土屋但馬守様

阿部播磨守様

〔徳川實紀〕

七月十日、松平淡路守利次卒去せしかば、奏者番戸田伊賀守忠昌其家に御使し、白銀二百枚賜ふ。

〔松梅語園〕

一、中納言様六月十五日御登城の時、御供廻御挾箱持・御道具持・御傘持杯草履をはく。以之

中納言は前  
田利常なり

淡路守は前  
田利次

外御怒り、いつも御料理之間之縁より被爲入候處に、其日は大式臺より被爲入、御手廻衆に被仰付、御供廻之者共不殘御前に而御たゝかせ被成。御跡より淡路様被爲入候而、御前へ御出、是は無勿躰御事、私打殺可申とて、御箱之棒を以散々に御打被遊を、御覽被成被爲入。淡路様御力無隱御事なれば、皆死可申とて笑止に人々存所に、一向御手廻衆うち申者は痛候而、淡路様御打被成者は不痛。此事申上、淡路様を奉賀候處に、仰に、委細は不知共、打たせらるゝなれば輕きと思ふ故、棒先土に當る様にうちたると被仰。御供廻り之者共承り、忝がり申也。御小人頭石川次郎助ぬるき申付とて、孫左衛門屋敷に五十日計籠舍被仰付と也。

〔享保録〕

一、淡路守様御三歳之時、天徳院様に御從御登城之砌、台徳院様御前に而淡路守様以之外御機嫌惡敷候へば、台徳院様淡路守様を御抱、御すかし被成候へ共、御機嫌直り不申候。折節御側に鬼の面有之候。若是に御恐被成候哉と、台徳院様御手づから御かくし被遊候へば、却而其面を御望に而、御いごり被遊候躰に付、御手に面を被進候へば、御機嫌すきと直り一段御快に付、扱者面を御好と見え申由に而、御土藏に有之面箱御取出し、作の面三十六面、其座に而台徳院様より淡路守様へ被進候。其面于今長門守様御代々御重寶に成有之候。凡天下に無比類拜領不過之、後代重寶不可過之旨之物語也。

七月十一日。前田綱紀富山・高山兩藩領境の論所に關する前田利次の處置を難す。時に利次既に卒せし後に在り。

〔袖裏雜記〕

肥前守は前田利長

御使札致拜見候。其表御靜謐、御自分御堅固御在座之旨珍重存候。然者御領分論所、今度巡見衆被相越見分之様子、且又御老中方詮議之節、金山之跡、御領分百姓共兼而申候程に無之由被申段、委細御紙面之趣得其意候。依之若金山之處飛州分に成候而は、肥前守殿公儀へ被上置候越中國繪圖、押領之様に罷成義、何より御難義至極に思召候。就其被仰出有之候而者、可被成様無之付、右之所公儀に御上有度旨、御老中へ被仰入候由令承知候。近頃難心得思召共に存候。隨而大竹十郎左衛門被仰含候趣、是又委細承届候。

一、論所に付右之所御指上被成との義は、尤之御事候。併連年公事に成、只今御領之百姓申劣候とて、此所御上可有との義者、如何可有御座候哉、互之百姓之申分に候上は、何様にも御老中より之御指圖次第たるべき事候。及此期御指上可有との義は、聊不能思慮候。

一、自然右之所飛州分に成候而は、肥前守殿公儀へ被上置候越中國繪圖、押領之様に罷成義、何より以御迷惑至極之旨、此段拙子式へ被仰越候迄にても難心得事に候處、十郎左衛門口上承候へば、御老中へも此義被仰達候由。萬一肥前守殿御心得違之義御座候とも、至此節可被

仰立義有之間敷事候。其上曾而左様之子細にて無之處、謹而御自分御誤無之段を爲可被仰述之。肥前守殿へ難題被仰懸候事、近頃御自分などには不似合御心底に候。加様之思召可有御座程には存も不寄候。誠不遠慮千萬成御返答に候へども、拙子式事は、假令不都合之御挨拶候共、御自分与拙子間之義に候へ者、可成程は可申談覺悟去年も申通候へども、無筋義肥前守殿之御事を被仰述候上は、急度申述候はでは不叶義候。

一、件之論所何方へ付候共、肥前守殿誤無之段、申進候にも不及事に候へども、如何様之思召も難計に付、委曲十郎左衛門に相合候間可致演說候、恐惶謹言。

七月十一日

松平加賀守

松平淡路守様

七月廿二日。百姓貢租を終らざるに先だち米を賣るを禁す。

〔司農典〕

御藏入・給人知共、當納所不相濟内新米賣不申様、例年之通組々縮可仕候。則御算用場より所々御横目出候間、得其意、急度可申付候。但夫銀杯相立申時分、米賣出候儀者、十村共聞届、夫銀に應じ候程指紙出爲賣可申候。給人知當米次第、追々納所いたし候様可申付候。此觸狀見届候はゞ、十村共奥書判形いたし指越可申候也。

七月廿二日

園田左七等七人

羽咋・能登郡御扶持人・十村中

七月廿四日。百姓收納米の乾燥を充分ならしむべきを命ず。

〔岡田氏御留書〕

覺

一、御郡中當立毛、御藏入・給人知共、稻能干入、米かたくいたし候様、百姓之義者勿論、請作仕もの共迄、急度申渡縮可仕候。近年米やはらかに候故、古米に成大分之欠米相立申候。來年より御代官米、四月中に升廻無之、出船相濟以後、詰米・残り米共に升廻有之筈に候間、左様に心得入念可申付候。給人米も御召米に成候故、御藏入同事にて候間、是又急度可申付候事。

一、御藏入・給人知共、米出來次第早々致藏納、百姓手前に置不申様に縮可仕候。自然火事等に逢、米焼申百姓有之候はゞ、遂吟味急度申付、十村手前も詮義之上、米辨じさせ可申事。  
一、夫銀代うり米切手之義、九月朔日より同廿日迄之内、人々應夫銀、十村方より切手を出し可申。廿日過候はゞ出し申間敷事。  
右之通見届、判形仕可指越也。

寅七月廿四日

園田左七

河北彌左衛門

水上喜八郎

中村助左衛門

中村彌兵衛

園田左太郎

毛利又太夫

羽咋・能登郡十村中

右御紙面之趣奉得其意申候、以上。

熊木村 太右衛門 相神村 彌 六

鰻目村 太 間 武部村 太郎齋門

今濱村 次右衛門 飯山村 五郎八

堀松村 三郎兵衛 笠師村 太 老

高田村 權 正 能登部村 一 樂

芹川村 兵 衛 三階村 源 五



八月十二日。十村組毎に本年の收納を皆済すべき請書を徴す。

〔司農典〕

收納とは藩  
又は給人の  
百姓より收  
納する意

如毎年當收納、組々無異儀皆済可仕旨、百姓手前より縮書付取置、面々方より御請書付、當月晦日切可出候。

一、當收納、當月晦日入米目錄出候はゞ、來月より十五日切に、一ヶ月兩度宛致吟味、組切如例年書付可出候。

一、早稻刈跡、如例年蕎麥・麥・菜種、無油斷蒔植させ可申候。

一、當秋夫銀九月廿五日切爲濟、切手見届、十村方より書付可申候。但御藏入知之夫銀斷有之分は、跡々御定之通可仕候。

右之通相違無之様可致裁許候、以上。

刁八月十二日

園田左七等七人

羽咋・能登郡十村中

八月十六日。廣島侯淺野長治の請に應じて金子一萬兩を貸與すべきを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

因幡守は淺  
野長治

去月廿二日之貴札致拜見候。淺野因幡守殿御知行所、去年・當年打續水損、當年者四度迄水入、侍・百姓之家迄押流、何も飢に及申由。兼々は左様之時貯被成置候へども、去年之水損に百姓迄扶持を被遣候故、當年は何共難義被成。就其加賀守殿へ金子一萬兩御無心被仰入、當年御借用、來年より一ヶ年に千兩充、十年に御返辨被成度由被仰候之旨。因幡守殿之義に御座候へば、右之御無心殊之外御遠慮に御座候へ共、安藝守殿・加賀守殿より外には可被仰入方無御座候間、此度御兩方へ可被仰入由御座候間、取替不被申候へば御進退御つぶれ、御知行も亡所に罷成候間、偏に御頼被成旨重々被仰候由、御書面之趣致承知候。常々各如御存知、金銀無心之義、何方より申來候而も許容難被仕義故、一圓取次不申候へども、因幡守殿之儀者、故も御座候付而、則以御書面申達候處、因幡守殿儀者、故肥前守死去之後被入御情萬端御肝煎、保科肥後守殿談合之刻も、毎度御加り御取持之事、加賀守殿常々過分之義と被存候。其上跡々より、終ヶ様之御無心不被仰越候故、如此候へば因幡守殿之儀、餘人之例に不成候。此度御領分御救難被成、御手づかへ之事候間、則取替可被申由に御座候。乍然安藝守殿を指置候而は遠慮に被存候へども、各御書中に安藝守殿よりも半分程は御取替候様に、紀伊守殿に被仰入候様にこの事候間、左候者如御書面、加賀守殿より金子一萬兩取替可申旨に御座候條、右之趣御心得被成、宜被仰達候、恐惶謹言。

八月十六日

四二二

奥村因幡  
前田對馬  
横山左衛門  
本多安房

岡豊前守様  
前帶刀様

〔袖裏雜記〕

預り申金子之事

一、金一萬兩

小判也

右者當年拙子知行所度々洪水に付、加賀守殿御臺所金恩借仕候所實正也。但來る丙辰の年より乙丑の年迄、十ヶ年に返辨可申候。爲後證如此候、以上。

延寶二年寅九月朔日

淺野因幡守

本多安房殿

横山左衛門殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

表書之通相違有之間敷候。爲其令加判候、以上。

松安藝守

右本紙者薪丸御土藏へ納。來卯の年より之筈に候へども、左候而は殊之外因幡殿勝手に悪敷候由、大和殿へ市正殿御申達候。公儀拜借金翌年より上納之方多候間、大和殿御肝煎可有由御申候と因幡殿御物語候故、一年延申候義迄大和殿御肝煎、餘成義候間、兩人方より其許へ可申上旨、手形辰之年分に御調候様にと因幡殿へ申達候旨等、九月廿一日前田帶刀殿・岡田豊前守殿より、本多安房等へ之紙面之寫等もあり。

八月廿二日。富山藩と高山藩との境界論争に關し幕府後者を理とするの判決を與ふ。

〔國事雜抄〕

飛驒國荒城郡小豆澤村・素ヶ谷村・三河原村・角川村・二つ屋村等、越中國婦負郡桐谷村・布谷村・荒谷村・須江村國境論事、爲驗使長田平右衛門・佐脇傳右衛門被差遣之見分之處、桐谷村よりはくふす村高に結び有之由雖申之、中に小屋之證據儘有之候條、小屋を引拂畑可荒之金山之義。桐谷村よりは三十餘年以前より掘候由雖申之、まぶ數年掘候様に不相見。其上飛驒・

飛驒高山侯  
は金森頼旨  
小屋を云々  
本のまぶ

越中國之以繪圖遂穿鑿候處、論所之山飛驒之繪圖には相見、越中之繪圖には無之、旁以桐谷村申處非分に候條、飛驒之百姓理運申付而、仍爲後鑑、繪圖之面東方小豆澤村八町下、兩國境之石塚より、こりや原平之尾通くふす、北之谷しろきが岸より、西の方境谷金剛の嶽之峯通、墨筋引之、評証之面々加印判、國境相定、繪圖一枚充双方へ下置候條、永不可違失也。

延寶二寅年八月廿二日

喜右衛門印判

勘定奉行甲斐庄  
同 徳山  
同 杉浦  
町奉行宮崎  
同 島田  
多 寺社奉行本  
同 松本  
能 老中阿部正  
直 同 土屋敷  
之 同 久世資  
同 稻葉正  
則

五 兵衛同  
内 藏允同  
若 狹同  
出 雲同  
長 門在所御暇  
伊 賀同  
播 摩印判  
但 馬同  
大 和同  
美 濃同

八月。渡船場に高札を立つ。

〔御高札等寫〕

定

一、侍奉公人船賃取申間敷事。

一、商人たりといふども、其身に不應船賃取申まじき事。

右條々於合違背は、後日に相聞候といふども、御穿鑿之上可被處嚴科者也。

延寶二年八月 日

九月四日。富山侯前田正甫前代の遺領を受く。

〔御日記〕

一、同月四日に松平淡路守遺領相違なく實子大藏大輔に給ふ。

一、同月十一日に松平大藏大輔、繼目の御禮として金三十枚・綿二百把、同き御臺所へ銀三十枚を進上。

一、同日に松平淡路守遺物として御刀左弘行代銀三十五枚・葉茶壺夏目、同き御臺所へ後撰集爲相筆を指上る。

同月は九月

十月四日。非人小屋に收容せる貧民の使役を希望する者を募り、及び飢餓に瀕する者の救助を令す。

〔改作所舊記〕

笠舞御小屋に在之非人共之内、下人等に召置度者有之候者可被下候。望申者於有之者可及案内候。

一、御郡宿々共に飢人無之様に可申渡候。若飢申者候はゞ、其一類共相談を以、何とぞ相談候様に可申渡候。

一、頭振支配之者共、其与之十村申達、彌念を入手合切に相改、家職商賣等入用無之、行詰り申牀之者候者見計、最前之通銀子借用可相渡候。

右之趣御算用場被仰渡如此に候、以上。

寅十月四日

林 十左衛門

千秋 半右衛門

能美・石川・加賀郡十村中、松任傳右衛門・與兵衛

十月十二日。前田綱紀の子千世松生る。

〔袖裏雜記〕

十月十二日

一、未刻御誕生、及暮前田對馬・奧村因幡常小袖上下着、奧村伊豫のしめ上下着登城。戌刻御産所次之間におゐて墓目之役布衣勤之。此節服部左源太・小寺甚右衛門のしめ右之儀式相加。

十月十三日

一、早朝安房・左衛門・對馬・因幡・伊豫・志摩のしめ爲御祝詞御廣式迄參候。

一、若子様御護刀兼光百貫折紙・御小脇差尻懸則長・御守日本錦袋入釣壺溜塗・御衣桁一脚塗等御産之間へ上。

一、已後刻奧村伊豫布衣裝束墓目之役相勤、此節服部左源太・小寺甚右衛門のしめ右之儀式相加。

一、御誕生爲御祝義不及登城候。且又自分宅へも罷出義無用候。表向取沙汰無之分候間、可得其意旨、從寄合中、組頭中並無組附人々等へ相觸。

十月十五日

一、奧村伊豫今度墓目之役儀相勤、爲御祝義時服三重拜領、其上御前へ被召出、御手づから御刀義景金八拜戴・御折紙。

一、八幡神主紀伊守墓目之御幣就致調進、銀子二枚被下。因茲奧村伊豫宅に紀伊守呼寄、御目錄相渡。銀子從會所渡。

一、如例月御禮相濟、人持・組頭・物頭等大書院列居、寄合之面々罷出、左之通演述之。

口上之覺

御召仕之女中、去十二日安産、若子様御誕生、彌御息災御座候。何茂大慶可仕候。思召就在之穩便に被成候條、爲御祝義重而不及登城旨御意候。御祝詞被申上候義は可相達御聽候、以上。

右之趣本多安房演之。

十八日

一、若子様、當分之御名、清様と可申旨被仰出。

十一月二日

一、伊豫御祓並熨斗、若子様へ奥村伊豫方より以使者獻上之、御廣式へ持參。

十一月三日

一、墓目之御弓矢、唯今迄御産所次之間に飾在之。今日奥村伊豫宅に被遣之、山本瀬兵衛持參。

十二月朔日

一、清様御内々今日初而表に就被成御出、於御居間書院、安房・左衛門・對馬・因幡・伊豫・九郎左衛門・志摩御目見被仰付。右人々常小袖・上下着。

一、若子様御誕生御祝義として、御小袖五充、安房・左衛門、同二重對馬・因幡 九郎左衛門・民部・丹後、同三志摩、綿三十把前田宇右衛門内室に被下。伊豫義、先頃墓目之役義相勤申以後、追付爲御祝義御小袖・御腰物被下候故、此度不被下。

一、若子様御宮參爲御用意、御道具等御拵之義就被仰出、横山志摩奉之、岡嶋兵庫・會所奉行窪田九郎兵衛・御馬奉行野々村忠右衛門へ、以覺書志摩申渡。但御道具之品左之分。

一、御鍵 二本。御鞘 淺黃白熊。柄 櫛長さ二間。太刀打 繪圖之通。さかわ こう。かね 銀。石突 鐵。

殿様御鍵白熊御鞘、石突同事。

一、御薙刀 一振。御鞘 黒羅紗。柄 櫛。

殿様御長刀、太刀打様子同事、金具銀。

一、御挾箱 二黒塗。覆 滑革黒塗 御紋青漆 上に一。但御挾箱之恰合金具以下殿様御挾箱之通。

一、御傘 一本。柄 總白簾卷。袋 黒天鵝絨。緒 萌黄色。

一、御乗物 一丁。殿様御乗物之恰合同事。但敷居より下こし板桐の木地、窓之簾紫竹。

一、御馬具。御鞘 梨子地御紋蒔繪。御籠 象眼。切付肌付 金。泥障 熊縁金緒紫。三絨

三絨本の儘

猩々皮。御鞍覆 こうし皮、指渡三寸五分計之花輪違きめ込、但花なし、縁廻白き雪形、但雪形は色計白、其上に茂花輪違きめ込、惣様菖蒲草。雨御鞍覆 滑革青漆、御紋金、但兩方に一充。御手綱 布。轡 十文字。御馬柄抄 黒塗御紋蒔繪。

右之内御鍵・雉刀は兵庫、御乗物・御挾箱・御傘は九郎兵衛、御馬具は忠右衛門へ申渡。

十二月廿六日

一、御夜詰之内、組頭之面々御用有之御前へ被召出、退席以後御居間へ若子様御出被遊に付、乍序初而御目見被仰付人々常之。裝束。

御前へ一統罷出次第不同。

不破 彦三 神尾 數馬 坂井與右衛門 野村與三兵衛 高田勘右衛門

篠原六郎齋門 富永小右衛門 近藤新左衛門 津田宇右衛門 水原清左衛門

大橋又兵衛

十二月廿七日

一、御用有之罷出者並當番人、於御居間若子様へ初而御目見被仰付人々。常之。裝束。

御前へ一統罷出、次第不同。此後も御目見之人々之留あり爰に略す、尙後を可考。

永原 左京 篠原 織部 中川八郎齋門 横山 外記 多賀 左近

津田源右衛門 富田治部齋門 古市 主計 永原權太夫 篠原 監物

松平 治部 菊池十六郎 岡嶋 兵庫 津田六郎齋門 里見七左衛門

岡田十右衛門 中川 采女 藤田八郎兵衛 村金左衛門 寺西左平次

不破平左衛門 赤尾 主殿 大窪忠左衛門 澤田 宗堅 田中 一閑

〔袖裏雜記〕

一筆致啓達候。加賀守様召仕之女中懐胎之處、昨十二日安産、御男子誕生、御堅固御座候。召仕之事、其上加賀守様思召有之、穩便に被成候間、從飛驒守様必御祝義被進義は不及申、御状をも不被遣様迄、可申達旨御内意御座候故如此候。右之趣以御序可被達御聽候、恐惶謹言。

十月十三日

前田 對馬

奥村 因幡

横山 左衛門

本多 安房

神谷治部等  
は大聖寺侯  
の臣

神谷 治部様

佐分儀兵衛様 人々御中

加賀藩史料 第四編 延寶二年

十月廿一日。羽咋・能登二郡に令し本年作況良からざるを以て甚しく租米の外見を選ぶ勿らしむ。

〔司農典〕

當年者作毛不宜候所に、所々藏宿米強く吟味仕候旨相聞候。例年に違、改強仕藏宿有之候はゞ、書付可指越候。當年之儀者作毛不宜、見付惡敷米は可有之候。されども秋入能、米はかたく、靱ぬかは吟味可有之候、以上。

十月廿一日

改作奉行

羽咋・能登郡十村中

〔司農典〕

當出來米之内、青米交り、薄實米有之に付、御代官に寄請取不申由、書付指越見届候。當秋入宜、米拵も能可有之候處に、右之米不請取御代官は誰々に候哉、委細可申越候。ケ様つまらざる斷は、彌六棟取与相見得、沙汰之限に候、以上。

十一月八日

改作奉行

羽咋・能登郡十村中

十一月十五日。前田綱紀組頭にその職務に關する心得を諭す。

かたくの次  
脱文か

彌六は相神  
村の十村な  
り

〔續漸得雜記〕

松雲公延寶二年組頭中に被成下候御條目

一、組頭たる者は、數多侍をも指引申付置事に候得ば、別而心底を相嗜、内外作法不及迄も、組中ならはしにも罷成様に心懸る義第一に候。勿論私の榮耀を止、専家業をはげみ、萬端つゝしみをむねといたし、油斷有間敷候。若頭々の行跡不宜候而者、組中の作法等正敷様に支配仕義難成、却而組中おこたりの端たるべきの條、堅く可存此旨事。

一、組中平士の心得作法以下可存義、組頭專要之心掛たるべし。先年も此段申聞候得共、猶更可得其意候。不時に組中の様子相尋る節も、委細可及言上覺悟尤に候事。

一、常々組之面々を近付、作法躰可見届之候。勿論心底正敷、内外之行跡嗜候様、よりく可申聞候。作法不好者候はゞ急度加異見、隨分其作法改候様可心懸候。自然申聞處兩三度に及ぶといへども、其旨を不致承引、不行義之族は可達聽候事。

附、組々之輩に内外異見之品、其心得肝要に候事。

一、組中に對し、聊無禮之仕形有之間敷候。常に謹慎を加へ、疎意を存べからず。若私心を以親疎を立る族は、組頭之所存にあらず候事。

附、萬事侍の筋目を不失、嚴重に可致支配事。

一、組之輩連々勝手不如意に付加助成候處、曾而其しるしなき者も有之。剩一兩年は手前行詰候族多候由、沙汰之限に候。自今以後堅く私之榮耀を致さず、家業專一に可心懸旨急度申聞、進退成立候様別而介抱致べし。此上故なく勝手行詰、奉公ならざる者有之組者、其頭迄可爲越度候條、隨分可入情候。若又儉約に事寄、利欲にして義理を失ひ、或は無用の器物を好み耽、或は宴樂遊行として、殊には不行義之色好、其外侍に不似合事業有之輩は、可爲曲事候條、兼而可存其旨事。

附、組中定之如く、武具・馬具等相嗜、且又平生人馬令所持様子、可見届置候事。

一、組中無據子細有之候而、勝手行詰候者は見届之、其旨趣可致言上候。何之故にして進退不成、奉公難勤輩は是又爲不届事。

一、藝能に付召出者は、第一其業作不令油斷様、常々可申聞候。尤其勤之淺深、急度可見届置候。自然依懈怠家業仕下候族は、可爲不覺事。

一、今般家中之者共、忤不義不作法之事業仕候義、元頭々之指引油斷有之故候。向後組中連年之惡事見通置におゐては、組頭に至迄可爲不届候事。

一、件之者其外是にも限らず、不行義の者茂有之由、其聞えありといへども、今般迄所存候而不及吟味候間、左様之不覺悟ものは急度をたゞし、其上を以不改輩は、其子細可致言上

故にしては  
なるべし

今般云々は  
城尾屋一件  
ないふ

此の訓諭は  
御書に十日  
二月廿七日  
に係りては  
月廿六日  
條に先日  
渡被成候御  
條目といへ  
ば十日とす  
五日とす  
な正しとす  
べし

候。假令不行跡之者、前非を悔、向後相嗜者は舊惡を不可存事。右之趣得其旨、自今以後急度可相心得者也。

延寶二年十一月十五日如例年之出仕之後、組頭共御前へ被召出、御直に被仰渡一卷也。其後諸方町司、能・越に至迄被召出、老中之前におゐて被申渡者也。

十一月。重罪を告訴するものに賞賜することを令す。

〔御定書〕

覺

銀子百五十枚

- 一、火つけ。
- 一、惡事に付徒黨をむすぶもの。
- 一、大罪のかけおち人。
- 一、がうごう。
- 一、辻切、附おひはぎ。
- 一、ごくがい。
- 一、人うりかひ。



- 一、似せがね。
- 一、おとし文、附はりぶみ。

右之通訴人に出るにおゐては、たとひ同類たりといふとも、其科御赦免、御ほうび被下之。其上以來迄あだをなさぬやうに仰付らるべし。銀子は公事場に而可相渡者也。

延寶二年十一月

岡嶋 兵庫  
菊池 十六郎

十二月六日。本月十日を限り百姓の貢租を皆済すべきことを命ず。

〔司農典〕

御公領・給人知共當收納米、十二月十日切急度爲致皆済、組切案内書付可出事。

一、作食米取立、十一月中に爲相濟候様に、早々帳面可出候。作食取立御奉行人、其方共案内次第可罷出候條、前廉日限可申越事。

一、最前も如申渡、組之内二ヶ村・三ヶ村充に而も皆済仕村々於有之者、早々可申越候。御褒美米貸渡可申候條、油斷仕間敷候。紙面見届致判形可相返候、以上。

十二月六日

園田左七等七人

羽咋郡・能登郡御扶持人十村中

十二月十日。改作奉行等羽咋・能登二郡の貢租を皆済したるを告ぐ。

〔司農典〕

面々組下、當收納皆済仕候段、何も情を出故与存事に候。

一、來年耕作用意無油斷可申付候。其方共御用之儀に無隙候はゞ、忝又者手代爲致村廻、小百姓共に爲申聞、此義專要に心得候様尤に候。

一、糶並雜穀種、例年より少餘慶をもいたし、所持仕哉相改、紛失不申様に可申付候。取分能糶種貯置、來春手間無之様、不及申候得共、其方共心得可有之事与存候。

右之通得其意、小百姓中にも可申渡也。

寅十二月十日

園田左七等七人

羽咋・能登郡御扶持人十村中

十二月廿五日。前田綱紀老臣等の常に時務に關する意見を開陳せんことを求む。

〔袖裏雜記〕

寅十二月廿五日横山志摩を以御出被成御眞筆之寫。

何茂へ申聞儀在之候。兼而如申、其方始此使仕志摩迄も、所存扣申様に被存候へども、其心

餘慶は多くの意

底に而は無之由に候。然共萬端之義替了簡無之事者在間敷儀候條、半分／＼に存事は、吾等申分立候様に心得候哉と存事候。假令兩端思案未了之儀に而も、先申達候はゞ此方思案之助にも可罷成義に候へ者、其身所存儘に不存事にても、品により演述可有之事候。若又何も存寄申達、吾等考不定候而其旨に隨候はゞ、彌我等不才之様に諸人可察哉と存事候。害なき儀は此方了簡にまかせ候族萬一有之義も候はゞ、誠皆々には不似合事、全兒女之志に而候。加様之仕合者可有之事とも不存候へども、猶更何も心得有之様に与存申事に候。唯今可申聞と申事者、餘之義とも違候間、少に而も替存寄候はゞ可被言達候。左も無之候はゞ申聞間敷候。此段口上に而者申誤も可有之哉与、書付候而遣之候、以上。

廿五日

十二月廿六日。前田綱紀先に組頭に示したる條項に付その心得を馬廻頭に諭す。

〔續漸得雜記〕

延寶二年組頭中ね被成下御條目之義に付、同年十二月廿六日暮六時過、御馬

廻頭中御次へ被召出、横山志摩を以御尋、並其心得御前被仰聞候有増之覺

一、志摩を以被仰出候は、先日御渡被成候御條目之趣、定而數篇拜見仕、有増合點可仕候。

就中只今及月迫、勝手不如意之者行詰、ひしと迷惑仕者可有之候。左様之處如何料簡仕候哉、可申上候由被仰出候事。

一、御條目之内最前被仰聞候通、御心含有之處合點參候哉、但不審に存處候はゞ可申上旨之事。

仲間出座六人之外、岡嶋五兵衛・脇田九兵衛病氣に而不罷出何茂御請仕覺

一、御意之通、最前被仰出候御條目之趣、何茂奉得其意、有増合點仕、組中右之趣有増爲申聞候。御意之通何も勝手不如意之者多、只今行詰迷惑仕者多御座候に付、何茂度々寄合仕、私共介抱可仕存寄之趣、先月廿八日書付相調、連判を以被相立御耳候様、寄合衆迄出申處に、いまだ此外にも除知等之義相談仕候様に、寄合衆指圖に而、重而仲間中寄合、致除知候而者介抱難仕趣、一兩日以前致帳面置候。只今にも取寄入御披見可申候哉、最前連判之書付之義も、其儘判をもやぶり不申指置候。當年餘日も無御座候に付、來正月十日以前には寄合、右之趣相調、寄合衆迄出し相談可仕与、何も申合候處に御座候。先以忝仕合奉存候由申上候事。一、志摩被申候は、今指當り急に迷惑仕者無之候哉、左様之者候はゞ、其外にも當年中に而も、先すくひ可申候。御銀之義は吟味次第、分量に不及何程成共御渡可被成候旨、御意之趣被申候。重而何も申候は、いかにも油斷不仕、行詰迷惑仕者之分は、何も頭共力を付置申候。

來春に至り、追付何とぞ御前にも御なげき申上、宜様に可仕候條、必當年中今少之義に候間、不所存を仕出ざる様に、何も一統に申合力を付置候條、最早餘日も無御座、別義も有之間敷様に存候。其上ケ様忝御意之趣、人々不申候とも、頭々之躰見及候而も、最早安堵可仕候條、乍憚御氣遣不遊候様に可被仰上旨、何も御請申上候事。

一、志摩被申候は、御條目之内不審之趣、御請如何被申上候哉と被相尋に付而、暫くためらひ又兵衛申候は、内々御序之刻伺申度奉存候處に御座候。有増は合點仕候様に御座候へ共、或侍之筋目与御調被遊候處、何も又々料簡次第に相心得候而、是を一統に可相心得与申義無御座候に付、御序御前之思召を伺、何も一統に相心得申度奉存候。或内外異見之品与被遊候處も、是又右同事に伺申度奉存候。又は御定之武具・馬具之義、先年微妙院様御定被成候諸色之義に而可有御座与奉存候へ共、其段も下に而難計、其上人々所持仕候御定之寫様も違可有之候。御定之軍役之義は、人々相心得申候。ケ様之處伺申度、何も内々存寄之由申上候處、右之趣志摩被申上候。暫間有之、御前へ被召出、左之品々被仰聞候。何も罷出居申候處に、近く寄候而るくに罷在承候様に、再三御意に而一々御物語被遊候。

被仰聞候有増之覺

一、初ケ條之趣御讀被遊、此段は御書立之通、別に可相心得品無之被思召由之事。

一、第二ケ條組中意得作法以下具に可存義專要に候。去共具に可存与心懸、或自分に家來杯横目之仕置、組中之義むざと悪敷義承出申を、頭々心懸と存候はゞ、却而組中心底ひすみ、悪敷可罷成候。其上自分家來、横目致置候与存候其者に、何かとつくりひをいたし候へば、結句善悪まがひ可申義候へ者無僉事候條、具にと申處に心を付不申、大概組中平生之心得迄可存義、尤に被思召由之事。

一、第三ケ條、常々組中之面々を近付、作法躰見届可置事。面々近付之義は、或は用事杯有之罷越候節、或久々對面不仕面々などをば、或五・三人充も呼寄、諸事致和談、其人々の幾度も心得之趣爲申聞、入魂可仕様に被思召候。附、組之輩に内外異見之品共肝要之事。内外異見与被思召候は、惣而當御家中作法、江戸之趣風俗与違惡敷被思召。第一外をかざり申處惡敷義に候。或は外躰は實めに見せ、退ては人々脇にて若輩成義共、或不作法等仕處有之。馬廻之内より小將撰出申義、又は使者等遣し申もの書出し申義にも、何もみなりの宜者のみえり出し候。折々御番所にて御覽被遊候而も、見なりの能者をば、定而小將に可書出と被思召候へ者、必其面々何も心付候躰に候。尤小將杯或使者等に遣し候もの、義は、いかに心底宜候而も、又外へん之不調法成ものは不成義候へ共、大形外へんのみと存候へば、心底直りがたく候。左様品之心づくべきために、内外異見之品与御書被遊候。惣而かざりの義は、不

依何可然義に被思召候。此品々之義は多き事に被思召候。忤之時分被召仕、心底宜敷躰の者之内にも、次第に外へん計を調、内にては不作法之者も有之様に被思召候條、左様之如く意得肝要に被思召候。惣而異見之品は、其心得可有様被思召候。或老若により異見之品替り可申義被思召候。若き者共外をば實めに作り候而も、心躰被違申事に候へば無僉事。却而心得惡敷可罷成候。惣而異見之義は、一類中とても、餘り少之事に而も、何かと度々異見仕候へば、後に者年寄或異見仕候者を疎み、出合不申様に成候へば、かんじん之異見之品其心得可有、肝要と御書被遊候由御意。

一、第四ヶ條組中へ對し聊不禮之仕形有之間敷候。此段紙面之通に被思召候。附、萬事侍之筋目を不失嚴重可爲支配事。侍之筋目と申義は、各之意得之前々被思召候。組中此方不筋目成義疑候へば、必惡敷風俗に可成事候條、其段も嚴重に可致支配義に被思召候。其品々仰ほごかれ難き處被思召候段は、近年病氣に付或は湯治或上京仕者ども、組頭方より添書、醫者差圖之書付指添指上候義杯、ヶ様之處侍之筋目に不被思召候。其者病氣躰組頭見届、或上京湯治之義は可然存了簡候はゞ、醫者及添書申間敷處、其者の病氣躰醫者指圖におほせ、組頭不念なき處之爲に仕處、筋目に違候義に候。醫者書付を證據と存處如何敷候。其上病氣者、知音之醫者願之、指圖願候へば、いかでか書付出間敷候哉。左候へ者不届者にても、吟味不

意得之前々  
本のまゝ

定處に被思召候。此段たとへに被仰間候間、明日より醫者添書無用に仕候へとの義にて無之被思召候。先其段は前々之如くに致置可申候。如何様此段者追而可被仰渡事。

一、第五ヶ條、組之輩連々勝手不如意、此内無用之器物を好み翫、或は宴樂遊行を所行とす。此段無用之器物は、或は茶碗・掛もの等之義に而も、曾て左様之道具取扱候義無用之義とは不被思召候。其段は或は押立たる客等杯之時分は、輕き懸物又は茶碗・茶入など出し候義仕間敷候義とは不被思召候。されども分限不相應之懸物・道具等好み、それをのみ數寄翫候へば、行々は唐物屋躰之様に見え可申處を御書被遊候。或宴樂遊興之義も、曾而寄合慰候時分酒杯をのみ、諸躰にて付合申義、或人々心いはひ・嫁娶等之時分は、酒をものみ杯仕義を惡敷とは不被思召候。左様之義に而はこれなく、常々酒をのみ或歌をうたひ、ヶ様之所行をいたし暮し候義は曲事に被思召候。畢竟此段は、常々右様之無用之義を好み翫所行と申處を、惡敷と可相心得事。

附り、組中如定武具・馬具等嗜候事、此品先程志摩方迄爲申間候通、定り候義は微妙院様元和二年御定之諸色、何も所存之通に被思召候。されども自然と替り目被仰出義も可有之候。最前御定書之寫、面々にも所持仕候分、間違候處有之寫ども多御前にも御覽被遊候。其段何も下にて見合可申候。軍役當り五百石まで御定被成、其間々之知行高下之義は、割有之様に被

思召候。其段連々を以可被仰出候。從侍之人數之義も、大坂御陣之時分まち／＼に有之候。諸色之外從侍等之義は、及其節指引有之義に候間、兼而不及被仰渡義与被思召候。最前之御定書面々所持仕候も、彌見合可申候。下に有之寫、少充之違有之候條見合可申候。

一、馬具之義御書加之義は思召有之、惣而四百石以下之侍共は、弓・鐵炮之義は入不申義に候へ者、所持いたさず候而も其分に被思召候。馬具之義は面々一口・二口は嗜可申事に候。華麗成者不入事に候條、きれいに嗜候様可申聞義与被思召、御書加被成候。此處能合點可仕候。惣而御國に馬數不足之様に思召候。兎角馬を可持進退之者は、乗替を所持仕候義は其人心懸、又は勝手次第に候。四百五十石以上之者は、何とぞ借銀候はゞ取立、馬を可爲持義被思召候。去共勝手不如意に候へ者、先勝手を仕損申處第一候條、左様に可相心得義被思召候。先程志摩迄申聞候組中介抱之義、來春可申聞之由、面々組之内には無之事に候へども、年寄共組之内物頭分杯は、たとへば借銀に而茂、大分致除知候而は、跡に而人馬持申義不成事に候に付、ケ様之者共役義御免被遊候義各別、相勤申内は少除知にて馬をも持申様に被思召候。其方共組之内高借銀之者は、大分に除知申付、一僕之躰又は在郷等申付候而も成立候様に可仕候。其内にも用事など懸候者は、少除知いたさせ、年季延介抱可仕候。

一、第六ヶ條、無據子細候而勝手行詰候者可及言上事。此段無據事と申處品々有之事に候へ

ども、具に御書付難被成思召、先如此御調被遊候。惣而人々勝手行詰義、俄に可行詰義とは不被思召候。昨日迄つぶれざるもの、今日何として行詰可申道理無之被思召候。然者年々勝手仕損候而、其上之義に候へば、前廉より組頭意得介抱仕、取直し候様に致候はゞ、左様之義有間敷候道理に被思召候。惣而其旨趣可致言上候と有之とて、度々言上可仕様被心得義とは不被思召候。致介抱、其上故なく勝手行詰奉公ならざる者在之候はゞ、其頭迄可爲越度之由、御紙面に御書加候へども、其段も致介抱候ても、すきと末々迄勝手不如意之者無之道理とは不思召候。向後勝手不如意之者有之候はゞ、頭々迷惑に可被仰付との事にては無之と被思召候。右年々に行詰申首尾に候へ者、前方より不致介抱行詰申事候得者、其段は頭之越度与被思召御書付候條、左様可相心得事。

一、御條目初より六ヶ條迄は、何も頭中心得之義被思召候。終三ヶ條は何も組之者に懸有之候へども、それとて頭中身上にも心得可有之道理に被思召候。惣而此御條目之義、大躰先あらましの意得を被遊迄にて、是に而諸事相濟、此外無之と可致油斷事に而者なく被思召候。此外にも彌致工夫、御條目之うはかごをも分別致し、或御條目之内にも不審之義有之候はゞ、何時に而も可申上候。左様之處御聞被遊候も、御前之御心得にも相成、御工夫も増申候道理に候。左様に相心得、無油斷工夫可仕候。第一何も私無之様相嗜、諸事慎みをむねとし、無

欲に可相心得事專要被思召候。其上仲間中諸事挨拶宜敷様仕、萬事和談可仕候。不限何事談合之時分、私を相立候へば無興之義可有之候。其上私之義は皆欲よりおこり申道理に被思召候。第一皆々役義に付而之事に候へ者、公用に候。公用相勤候へ者、自分之意趣可有之道理無之候。自分之私なく候へ者萬事無欲に付、おのづから和談可有之事に候。仲間中は不及申、年寄共之義國之大根を申付置者に候へば、仲間事に存、たとへ致言違候而も、幾度も此方より和談可仕事に候間、人々心得を以、苦勞にも有間敷道理有之様被思召候。就其此頃志摩与御僉義被成御物語在之候。度々志摩申候は、御前諸事多御苦勞に乍憚存候由申に付、此間御了簡被仰聞候得者、志摩かんしん仕候。縦は粟崎御鷹野に御出被成候刻、近岡道は六左衛門。又兵衛なご度々供にも参り覺可有之候。本道より者近く被思召候。自然近岡通御越被成義ならず、本道御座被成候へば以之外御退屈被成、遠き様に思召候。一兩日以前松任口御鷹野御出、柏野にて御晝休被成、直に御歸被成候。道のりは粟崎本道よりは遙遠く候へども、無御退屈近き様に被思召候。是にて御料簡被成候。尤御國之仕置、跡先之義思召候へば、大山之御前に御直し被成候様に候へども、又々一日〱御職分与思召御勤候へ者、御退屈之義無之候。粟崎は近岡道之脇道に近道有之處思召候へば、本道を遠き様に御退屈被成候。松任口に而は本道之外脇道無之に付、遠く候而も近き様に御退屈不被成候。然者人々職分之本道を

大山の誤、大  
山の誤、大  
御直しは御  
置きの義な  
るべし

一筋に相心得、此外脇道無之与工夫致候はゞ、退屈無之筈之様被思召候。人々職分之外に、或利欲之道を求、或安樂之道を求候へ者、脇道心引け、次第に人々職分之本道苦勞に成行道理に被思召候由被仰聞候へ者、志摩かんしんいたし候と御笑御物語被遊候。とかく各職分一筋に相心得不致油断、第一無欲に諸事可仕よし御咄被遊候。

一、津田宇右衛門御算用場大役相勤候へ者、尤組之義も第一被思召候へ共、左様に者又氣力相續き申間敷候條、組之義は少致用捨、御算用場第一可相勤候。其組之義は相司有之、又は何も仲間有之事に候へば、可致介抱候條、御前に而被仰渡義に候間、少も無遠慮相心得、皆共之如くに組之者共之義は情に入不申候而も、可成様に思召候間、自分之氣力を致分別、それ程相勤、少氣力をも養ひ尤に被思召候。去共被仰渡候心得之義急度相守可申、其段御免不被遊候旨被仰渡候。御條目之品々組之者共心得之義は、俄に直し可申義与は不被思召候。年々を以以來々様に成立候様可仕候。面々意得之義は只今よりも相改、直し可申事候はゞ急度相勤可然被思召候。其段少も油断不仕、すみやかになほし可申。兎角面々手前より諸事急度相嗜不申而者、組中を直し可申道理に而無之被思召候條、此段常々油断なく相心得尤に被思召候。此外御物語之品二時計に候へ共、失念多、其上承違候處口上物語仕分は不及是非候。御意被成事を存違に而記置候得ば憚多奉存候に付、覺書仕置申候様申に付、正月三日晚有増

書付申候。定而承違共多有御座、憚多存候へ共先調置候。

卯正月六日

〔袖裏雜記〕

今度組頭中へ御書出を以被仰渡候趣、先日頭に御直に被仰聞候通、組頭等之義に候へば、被仰渡無之とも油斷可仕義に而無之、今度支配之趣具被仰出之上は、彌急度裁許仕、組之輩作法能進退成立、御奉公相勤候様に可相心得義と思召候。只今迄爲指無故進退不能成者之義は、乍不届頭之存知候様に介抱仕義難成事も可有之候。又者不私勝手不如意之族も可有之候。左様之砌頭々裁許之たすけと思召、少々銀子御預置被成候。他國御供使度々相勤候もの共者、品により不私勝手難調者も可有之候。左様之もの者見斗かし渡、勝手仕損不申様にも思召候。兎角御家中之風俗さへ直り候へば、御かし銀無御座候とて勝手取續可申事候。頭々御かし銀之所へ心をよせ致裁許候儀に而は無之、頭々心得違を以、むざとかし申候者、却而放埒之端に候。惣而應進退、人馬等持可申事候。私之榮耀を不致候得者、人馬等持候事可成と思召候。假令勝手宜敷とて、人馬進退相應に持不申候而は無詮事と思召候。相應に人馬をも相嗜、萬端致質素、勝手も取續候様に情を入裁許可仕候。乍然勝手仕失不如意にて、人馬等も進退相應に持申事不成族之者は、一類中も致相談、進退取續候様に仕、此上にて難成もの、義

は、組頭致指圖、人馬をもへらし、除知をもいたし、進退續候様に可仕候。何とぞ銀子等かし不申、手前成立候様に可相心懸義候。か様之所に而組頭支配之勝劣可有之と被思召候。十二月廿六日。往還筋の道奉行を廢したるを以て、自今各郡十村をして修繕せしむべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

一、御分國中往還道、去年・當年に而作立相濟候に付而、道奉行御取上被成候間、向後は郡切、其手合十村致裁許、道少損候内に直させ可申旨被仰出候間、此段郡奉行・改作奉行相談可申渡候、恐々謹言。

寅十二月廿六日

奥村 因幡

前田 對馬

横山 左衛門

本多 安房

津田 宇右衛門殿

岡嶋 五兵衛殿

是歲。加賀藩、富山侯前田正甫の爲に銀五百三十二貫目を貸與す。

〔袖裏雜記〕

四四〇

一、延寶二寅年大藏大輔様御借金一卷之帳。

此帳は大藏大輔様御勝手ひしと御難澁、御參勤御入用等御つかへに付、五百三十二貫御借用被成度旨、段々被仰進候處、右銀高御取替被進候趣之帳也。

是歲。城尾屋事件落着す。

〔菅家見聞集〕

去年城尾屋一卷に付、被遂吟味上、落着之品。

御小將組權右衛門せがれ脇葉傳右衛門。延寶元年十二月缺落す。同二年江戸へ罷越、江戸にて三月六日刎首。

脇葉權右衛門甥山口源太兵衛。延寶元年十二月缺落と云共、同二年に立歸、權右衛門組頭迄斷、權右衛門方に有之。今年五月五日水野八郎兵衛に御預け、六月廿七日能州島八ヶへ流罪。

御小將組鶴見勘左衛門子鶴見文内。延寶元年十二月缺落す。奥州會津保科領にて、同二年弟三丞行違、いざなひ歸。彼地にて發心し、落髮體也。横山隼人に御預け、八月十四日切害被仰付。

御馬廻組藤右衛門子山森彌五作。延寶元年十二月缺落す。同二年五月十五日仙石三右衛門御預け、六月切腹。

金澤町人城尾屋惣右衛門。延寶元年十二月缺落す。同二年三河池鯉鮒に而、高田勘右衛門家來並鶴見三丞討留。

御小將組市郎右衛門子野崎甚五兵衛。今年五月十五日岡島内膳御預け、六月廿七日切腹。

御小將組勘兵衛子横濱七右衛門。今年五月十六日伴八矢御預け、六月廿七日切腹。

脇葉傳右衛門弟水野小右衛門。今年五月十五日青山將監御預け、六月廿七日切腹。

大音主馬家來水尾源左衛門。今年五月十五日成瀬八郎右衛門御預け、六月廿七日切腹。

大音主馬家來稻塚兵右衛門。今年五月十五日前田權之助御預け、六月廿七日切腹。

御小將組脇葉權右衛門。今年正月廿八日逼塞、五月十五日水野八郎兵衛に御預、延寶三年

二月能州島八ヶへ流罪。

御小將組鶴見甚左衛門。今年正月廿八日逼塞、五月十六日深見右京御預け、同年御赦免。

御小將組横濱勘兵衛。今年五月十六日閉門、八月二日開門。

御馬廻組山森藤右衛門・御小將組野崎市郎右衛門。此兩人今年五月十五日閉門、十月十日開門。



脇葉權右衛門聳山田半内。今年五月十五日閉門、延寶五年開門。  
 鞘師長右衛門。延寶二年二月二十四日獄門。  
 鞘師長右衛門せがれ大音又八家來吉彌・豐丞。此兩人殺害。  
 卯辰善行寺。追放、是は脇葉傳右衛門中歸仕節圍置故也。  
 御書物役水野安右衛門。御扶持被放、是は城尾屋方より狀之取次仕故也。  
 長尾平左衛門家來。成敗。

〔榮辱雜記〕

一、去暮惡事に付而御預等之人々。  
 水尾源左衛門。大音主馬家來百五十石、成瀬八郎左衛門に御預け切腹。  
 稻塚兵左衛門。大音主馬家來百十石、前田權佐に御預け切腹。  
 野崎甚五兵衛。市郎右衛門子、岡嶋内膳に御預け切腹。  
 鶴見甚左衛門。深美右京に御預け。  
 但嫡子文内致欠落候付而御預け、二男三丞儀尋に相越、七月奥州會津に而文内を捕へ罷越候付而、甚左衛門儀者御赦免、文内儀者横山右近へ御預け御成敗被仰付。  
 脇葉權右衛門。水野八郎兵衛御預け。

城野屋は城尾屋なり

但嫡子傳右衛門致欠落候付御預け、當九月九日江戸千住海道に隠れ罷在候を、在江戸類中より捕へ出し候。傳右衛門儀は其以後於江戸御成敗被仰付、親權左衛門儀者能州へ遠島被仰付候。

山口源太兵衛。浪人者、前田五左衛門へ御預、能州へ流罪。  
 山森彌五作。藤右衛門子、仙石三右衛門へ御預け切腹。  
 横濱七右衛門。勤兵衛子、伴八矢へ御預け切腹。  
 山田半内・山森藤右衛門・横濱勤兵衛・野崎市郎右衛門。四人共閉門被仰付。  
 惣右衛門。金澤南町新扇屋、城野屋致欠落候處に、尾州池鯉鮒にて鶴見三丞見合切殺候。  
 長左衛門。鞘師城野屋惣右衛門をちに而同類之由、御成敗被仰付。  
 水野小右衛門。脇葉傳右衛門實兄に而同類之由露顯、十月二日青山將監へ御預け切腹被仰付候。

是歲。氣候順を失ふ。

〔田平氏雜記〕

延寶二年五月不雨、六・七月涼敷、八月十八日夜大風吹、作毛甚惡敷。明年に至り金澤米石に付七十七・八匁、越・能米六十六・七匁商賣す。江戸表右に付百廿五・六匁、大坂百二十目餘也。

諸國餓死多し。大豆石八十目内外也。

延寶三年

正月十一日。改作奉行勸農の事に關し十村等に諭す。

〔司農典〕

覺

- 一、雪消次第早速鍬初いたさせ、耕作由斷仕間敷候。御算用場より御横目出申事。
- 一、村々百姓、持高に應じ人馬所持、當年作之用意手間申儀無之候哉、例年之通其組廻口御扶持人申談、令吟味可申事。
- 一、改作かせぎ等兪末にいたし、申立も無之、作用意手間候者有之候はゞ、急度可被仰付候條、可申聞候事。
- 一、何ぞ尤之品有之、作用意不足之者有之候はゞ、是又其委細可申聞候事。
- 一、常々致組廻、跡々より御法度之條々申聞、改作稼由斷不仕様申付、組下成立候様可仕事。
- 一、物每下代まかせにいたし、自然不義有之候はゞ、主人可爲越度事。
- 一、河除・用水普請所有之候はゞ、早速申斷、百姓中隙之内申付、日用銀を取候様可仕事。

この諭達は毎年例に於て本年の事にはあらず

爲致濟の致し字衍なるべし

一、一季居之奉公人、斷無之引込、勝手を費し間敷候。應持高に里子不足、開作手間引込申者は、十村並御扶持人聞届、可申聞候事。

一、不應百姓に買物仕、榮耀之同苗附合いたし、耕作不沙汰に仕、手前衰候者有之候はゞ、可爲曲事候事。

一、最前頭書に而申渡通、村肝煎小百姓算用之儀、年切に爲致濟、証文十村方に取置、以後出入無之様可仕候事。

右之通組下爲申聞吟味、當作縮書付二月十日以前、組切可出也。

乙卯正月十一日

- 園田 左七
- 河北彌左衛門
- 水上喜八郎
- 中村彌兵衛
- 中村助左衛門
- 園田左太郎
- 毛利又太夫

三ヶ國御扶持人・十村充

正月廿二日。石川・加賀二郡の十村等道路修繕の沿革を郡奉行に上申す。

〔改作所舊記〕

一、往還道作り申儀、先年は御郡中、遠所共に罷出、割符仕道作申候。其後原田又右衛門様、其外餘多御奉行御付被成、往還筋道間御打立被成、道筋の一里より内之近き村々御改被成、家高に割符被仰付、年中日用銀御定被成御渡被成候。御改作被仰付候以後は、道作之儀はさして被仰付も無御座候。然共御通之刻は、爲御馳走はき掃除仕候。日用銀は請取不申候。寛文二年に御郡御奉行千秋彦兵衛様被仰付候者、手遠之所も罷出道掃除仕候間、向後は村々領限可仕旨被仰付、其通に罷成候處に、寛文五年より道掃除人被仰付、水などたまり申所きりおとし、はき掃除仕申候。又なみ木などころび候へば、領地切に罷出おこし申候。道惡敷所者砂を持、雪割申儀御座候へ者、日用人足に而被仰付、則日用銀出申候、以上。

延寶三年正月廿二日

石川・加賀郡十村中

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

正月廿八日。前田綱紀去年領内田地の被害額を幕府に届出づ。

〔御領國水損風損之覺〕

去年領國所々田地水損風損之覺

- 一、一萬二千四百七十石 加賀國 能美郡之内八十七ヶ村
- 一、三千五百五十石 同 石川郡之内十九ヶ村
- 一、六千九百二十石 同 加賀郡之内二十七ヶ村
- 一、二千四百九十石 越中國 礪波郡之内三十五ヶ村
- 一、九千八百八十石 同 射水郡之内六十四ヶ村
- 一、七千二百十石 同 新川郡之内百四十九ヶ村
- 一、五千石 能登國 羽咋郡之内五十七ヶ村
- 一、千石 同 能登郡之内八ヶ村
- 一、五百六十石 同 鳳至郡之内十六ヶ村
- 一、百三十石 近江國 高島郡之内三ヶ村

都合高四萬八千五百十石

内

二千七百五十石

永 不 納

三萬七千三百四十石

水損一作不納

八千四百二十石

風損一作不納

右田地損毛之村數四百六十五ヶ村。

以上

正月廿八日

松平加賀守

口上之覺

去年領國所々田地水損風損付而、先年通注覺書進之候。御老中に宜様御申入頼候。尤可差書  
狀候得共、結句如何与存、御手前迄如斯候、以上。

正月廿八日

松平加賀守使者

板倉市正殿に、去年御領國所々田地水損風損之御覺書一通、並御口上書持參仕候處、御留守  
に付取次に渡置申候、以上。

二月六日

津田半太夫

以手紙申入候。然者去年加賀守殿御領國所々田地、水損風損之御書付、昨日於御城御老中御  
揃候所に而申達候處、御書付者久世大和守殿に指上申候間、右之通便之時分加賀守殿に可被  
申上候、已上。

二月四日

板倉市正

四日とある  
は誤なるべし

津田半太夫殿

正月廿八日。郡奉行の支配に屬する足輕の勤務及び給與に付報告を命ず。

〔改作所舊記〕

各裁許足輕、御藏番・御旅屋番等、御給米・御給銀・御扶持方品、歳付等書記可被申候。

一、番人之類何人宛、何之御藏所・御旅屋番相勤、晝夜何人宛代り、如何様に見廻候哉、晝夜  
幾度程廻り申候との儀、委細に書記可申候。

一、渡守候はゞ、是又何人何れ之所に在之、船何艘何人宛圖に、如何様に相勤申との儀、並  
御給銀・年等具に記可被申候。

一、御鳥見・道作人等候者、右同品書付可被申候。

右之通被得其意、成程こまかに帳面に記、早々可被指上候。宛所には及不申候、以上。

正月廿八日

横山外記

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

正月晦日。改作奉行に對する様付及び殿付の用例を定む。

〔改作所舊記〕

加賀藩史料 第四編 延寶三年

是月は大盡  
なり

一、向後書付宛所、改作奉行与書申候はゞ、様書に仕間敷候事。  
 一、向後宛所、名付に而出申書付候はゞ、殿書に可仕事。  
 右之通調可申候。躰により其方共書付、直に御寄合所へ出申儀も有之候間、可得其意候、以上。

卯正月晦日

正月。與力の士年頭藩侯に謁見の際初めて獨禮を行ふことを許さる。

〔菅網記〕

一、三年正月初而與力の士獨禮の義命せらる。永原左京・篠原織部を以與力裁許とす。

二月十一日。春夏に至り貸米を行ふ手續に關し御算用場より寄合所に上申す。

〔三百二條舊記〕

一、春夏御貸米之義に付、御改作御奉行林彌四郎様・江上清左衛門様等より、御尋有之候得共、舊記見當り不申に付、其段申上候處、御改作所御舊記に別紙之通有之旨に而、林彌四郎様寫被下、覺帳に入置可申旨被仰聞候事。

延寶三年二月十一日、從御算用場御寄合所へ書上り候帳面之寫

一、春夏に至り御貸米之義、御扶持人共願之刻者、精誠其筋を吟味仕、畢竟御算用場御奉行、御扶持人共手前承届、私共書付に、同所御奉行與書を以年寄中に相達、指圖次第夫々貸渡し申候事。

二月十九日。幕府の命に従ひ本年の駄賃及び宿賃の割増を命ず。

〔改作所舊記〕

當年米・大豆高直に付、東海道人馬之賃有來に三割増、其外之道路は二割増之積可取之。並人馬之宿賃は薪代共に、何れ之道筋に而も御定一倍増可取之者也。

卯二月 日

奉行

當年米・大豆高直段、駄賃・宿賃増被仰付候旨、江戸より申來候。則公義高札之寫遣し候間、被得其意、各支配之もの共可被申渡候、恐々謹言。

二月十九日

前田 對馬 奥村 因幡  
 横山左衛門 本多 安房

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

二月廿三日。加賀國內各驛に備ふる馬匹の數を定めしむ。

〔改作所舊記〕

覺

- 一、支配宿々馬借之儀、自今以後五十疋を可爲限。但津幡之儀は餘宿に違、越中・能州兩口を請候宿之儀に候之條、年内書上候可爲馬數事。
  - 一、五十疋より内之宿之儀は、是又舊臘書上候可爲馬數。但令不足候而茂不苦候之條、左様之所々候者、當月廿六日切に馬數相極可及斷事。
  - 一、五十疋之外、自分勝手に持候儀御構無之候。然共御定之馬借には入申間敷候事。
- 右小松馬高之通に相究可申旨、御算用場御申渡候付而、彼地町奉行西村右衛門相達候之處に、小松馬借數五十疋に相極旨、早々宿々々申聞、御請を取指越可申候。勿論此觸見届令判形、落着より急度可相返候、以上。

二月廿三日

千秋半右衛門

林 十左衛門

寺井市右衛門 福留間兵衛 野々市吉兵衛

つるぎ左兵衛 大熊兵右衛門 北中條半齋門

高松新右衛門 松任與兵衛

二月廿五日。金澤城三ノ丸橋爪門の通過を許す從者の員數を定む。

〔御定書〕

三之丸橋爪之門

- 一、寄合八人・前田三左衛門・前田丹後、供之若黨二人・はさみ箱一・草履取一人、雨降候刻者、外にからかさ持一人、但用番之者はさみ箱二つ可相通事。
  - 一、小々姓並用懸之者は、若黨一人・挾箱一つ・草履取一人、雨降候刻はからかさ持一人可相通事。
  - 一、右之外誰々によらず、若黨一人・草履取一人可相通事。
  - 一、人數定之外、夜中は提燈持一人可相通事。
  - 一、城中番人は、長道具供之者、下々幾人に而も可相通。但、在國之内二之丸へ相詰候番人は、人數定之通召速可申事。
- 右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日

(印)

二月廿五日。金澤城石川・河北兩門の通過を許す從者の員數等を定む。

〔御定書〕

石川・河北兩門

一、寄合八人・前田三左衛門・前田丹後、供之若黨四人・挾箱二・草履取二つ可相通。不依誰々乗物・長道具通申間敷事。

一、人持並与頭供之若黨三人・挾箱一つ・草履取二人可相通事。

一、物頭・小々姓並用懸り之者は、若黨二人・挾箱一つ・草履取一人、雨降候刻は外からかさ持一人可相通事。

一、右之外は誰々によらず、若黨一人・挾箱一、草履取一人可相通事。

一、人數定之外、夜中者挑燈持一人可相通事。

一、城中番人者、長道具供之者下々、幾人にも可相通。在國之内二ノ丸へ相詰候番人は、人數定之通召連可申事。

一、同番人寢道具、役人・諸職人札を以可相通。其外諸道具は、奉行人切手を以可出事。

一、城の用所無之者、兩門往還いたさすまじく事。

一、坊主頭之外、掃除坊主・足輕・町人等、又家中のもの、雨降候共兩門より内へ、木履はき通し申間敷候。但知行取候者は不苦事。

右之通相違有間敷者也。

卯二月廿五日

印

二月廿五日。城中の泊り番に關する法規を定む。

〔御定書〕

覺

一、城中泊番之者、七過に替可申候。夜に入、番所請取渡仕間敷事。

一、夜四ツに所々番人臥可申候。宿より菓子・酒など取寄給る義停止之事。

一、四ツに番人臥候刻、當番与頭・小姓横目・步行横目一人宛、二之丸中番所・臺所其外打廻、火之用心堅可申付事。

一、自然於城中喧嘩等仕出刻、番切に可致裁許。但様子により、隣之番人者可出合、与頭罷出落着可申付事。

右之通相違有間敷者也。

二月廿五日

印

城中番人中

二月廿六日。將に農商に救助米を貸與せんとするを以て之を要せざる家數人員等を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

今度御助米之儀、不申上者共、家數・人數・男女不殘書上可申旨、御算用場被仰渡候條、成程急帳面記書可申候、以上。

二月廿六日

千秋半右衛門

林 十左衛門

能美・石川・加賀郡

〔改作雜集録〕

延寶三年、是夏米一石銀八十目に代ふ。大豆同之。天下大に飢饉するに依て也。御領國の農商共に御貸米あり。是を御助米と云、十年を限て償はしむ。

二月廿六日。往還道筋を分擔すべき各村の區域を定めしむ。

〔改作所舊記〕

御分國中往還道、去年・今年に而作立相濟に付而、道奉行御取上被成候間、向後は郡切に其手合之十村致裁許、少損候内爲直可申旨、去暮御寄合所より被仰渡候條、先年之通十村切に支配所相極、其内何方より何方迄は何村之裁許と極、帳面に記、十村切に出可申候。常々道番之者共、無油斷掃除申付、繕普請等爲致、勿論請取之村より人足出修理可仕候。致油斷大

損有之候者、公儀普請不被仰付、請取之村より爲作立可申候間、其旨百姓中合點いたさせ

縮仕置可申候。道番人不精にいたし大損有之候者、早速相斷、番人置替可申也。

卯二月廿六日

林 十左衛門 千秋半右衛門 河北彌左衛門

中村彌兵衛 園田左七郎 中村助左衛門

水上喜八郎 毛利又太夫

能美郡・石川郡・加賀郡御扶持人・十村中

二月廿七日。藤内及び革多の飢寒に苦しむ者あらば之を届出しむ。

〔改作所舊記〕

支配之藤内・かわた等及飢候者、若於有之は、家數・人數・男女書わけ、米高をも書記、早々出し可申候。自然飢申者無之を飢人に書出し候者、藤内・かわた頭共めいわく可被仰付候條、念を入相改、今明日中に書上可申候、以上。

二月廿七日

千秋半右衛門

林 十左衛門

御所村押野

尙々其手合くの十村共へも及案内候様、藤内頭・かわた頭へ可申聞候、以上。

加賀藩史料 第四編 延寶三年



二月廿八日。大組の足輕頭に職俸を給す。

〔菅網記〕

一、廿八日大組頭三員に賜料知百石。但庄右衛門因小祿、料知二百石。

三月一日。十村等郡中の替女・座頭、飢寒に苦しむものなきことを上申す。

〔改作所舊記〕

一、御郡之内に罷在候こせ・座頭之内飢人有之候者、御米御貸可爲成旨被仰渡候得共、可申躰之者無御座候。若うゑ申者御座候者介抱仕、飢不申様に可仕候、以上。

延寶三年三月一日

十村連名

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

三月二日。前田綱紀の子千世松金澤神明宮に社參す。

〔袖裏雜記〕

三月二日

一、若子様御名千世松様と兼而御極被成候。御代々之御稱號は先御遠慮被遊候。御太刀目録

千世松又千代松に作る

二月なり

世本太郎清  
を連續した  
る通稱の如  
くするもの  
あり其の非  
なること見  
るによりて

なごは、向後は前田太郎様と相調可申候。此旨御家老中迄可爲申聞置旨、今日被仰出候。御稱號之義在江戸青山織部方へも申遣、御一門様方より若子様御稱號御尋候者、千世松様と申候由、頃日申來候由可相達候。此方より達而申遣義に者不及由被仰出。

一、今日御宮參、神明へ之御目六左之通、引合二枚。

献上

雄 劍 一振

龍 蹄 代黄金十兩 一匹

以上

前田太郎

清

手目六大奉書二つ切。

熨斗鮑 十把

鮭鹽引 十尺

干 鱈 十尾

御 樽 一荷

以上

加賀藩史料 第四編 延寶三年

三月八日。先に届出でたる飢人中特に三歳乃至十歳の男子の數を上申せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、今度飢人共書上申内、十歳より三歳迄之男子之數入申候條、早々無相違様に書付越可申候。急々儀候間油斷申間敷候。

一、今度帳面に書載上申御米高之内、先指當り飢申もの共御助成之ため六百石出申御米之儀、不及申念を入相渡尤に候。定而所々御横目廻り可申と存候。拙子共も別而改人出し、其以後郡廻に罷出、彌可逢吟味候條、其村肝煎・与合頭にも可申渡候、以上。

三月八日

林 十左衛門

千秋 半右衛門

能美・石川・加賀郡十村中

松任肝煎傳右衛門・同地方肝煎與兵衛

三月十一日。改作奉行、十村等の百姓を保護せざる者あるを責む。

〔司農典〕

當作用意之躰爲見届可申ため、今度足輕共廻村致させ、其次而ながら十村・御扶持人共、百姓中の介抱之躰爲致蔭聞候處に、村に寄荒起少分に仕所有之、且而不致介抱十村・御扶持人も有之由に候間、急度逢吟味可申候得共、御參勤前御用多取込候に付而、先指延置候。去暮より數度、其上何茂十村・御扶持人情を出し、諸百姓中介抱仕旨申上置候處、令油斷、成々に仕置候者共、沙汰之限に候。介抱之儀は、當秋之作成善惡によつて、其支配之十村・廻り口御扶持人情を出候善惡しれ申事に候條、其心得專一に候。水損風損に而も無之、作毛出來劣候村於有之に者、勿論御郡中みせしめ之爲、急度被仰付候様可申上候條、其心得可仕候。行當り不申様に与存如此申觸候。此紙面見届、何も判形可指越也。

卯三月十一日

園田左七等六人

羽咋・能登郡十村中・御扶持人中

三月廿一日。在京都加賀藩邸の町役を支出すべきことを命ず。

〔御定書〕

京都御屋敷町役被下銀之事

一、銀子十枚 塗師屋町中の町役に被下。

一、同 二枚 同町中に被下。

- 一、同 十六匁 同町年寄へ被下。
  - 一、同 三匁 同町番人へ被下。
  - 一、銀 八 枚 丸屋町中へ町役に被下。
  - 一、同 二 枚 同町中へ被下。
  - 一、同 一 枚 丸屋町町代に被下。
  - 一、同 三百目 寛文八年より淀御荷物宿に被下。
  - 一、同 二 枚 同所問屋に被下。
  - 一、同 三百目 寛文十二年より牧方御荷物宿に被下。
  - 一、同 二 枚 同所問屋に被下。
- 右之通、毎年京都小拂銀之内を以可被相渡候、以上。

延寶三年三月廿一日

横山左衛門  
奥村因幡  
前田對馬  
本多安房

京都御屋敷御奉行

三月廿四日。藩侯の鷹場附近にある諸士の邸内にて捕鳥を禁ず。

〔御定書〕

御鷹場近所に有之候居屋鋪並下屋敷之内に而、はご・網など指、鳥とり候儀被遠慮尤候、爲其如此候、以上。

卯三月廿四日

横山左衛門  
奥村因幡  
前田對馬  
本多安房

三月廿四日。初めて新番歩組の頭役を命ず。

〔菅綱記〕

一、三月廿四日初而新番徒頭兩人を命ぜらる。中川采女・津田伊織。

三月廿六日。諸士の國使を命ぜられたるものに、駄賃・宿賃の外別に日常の米を給することを告ぐ。

〔御定書〕

加賀藩史料 第四編 延寶三年

御近並與方・御歩行並之もの、向後御國使被仰付候刻、勿論跡々より御定之通駄賃・宿賃銀被下候外に、御國使御定之應人數、一人一日に一升充可被下旨被仰出候間、罷歸前月之以平均直段、向後可被相渡候。平均直段之義、加州者金澤・小松兩所、越中者今石動・高岡・魚津三ヶ所、能州は七尾・富木兩所米屋賣相場を以平均、知行取者出銀、切米取者御納戸銀に而可被相渡候、以上。

卯三月廿六日

横山左衛門  
奥村因幡  
前田對馬  
本多安房

三月廿七日。火災によりて金澤城の危急なる際公子公女の立除くべき場所を示す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、御城危火事之刻、千世松様・御恭様、先者御廣式より御出可被成候。若御廣式より御出難被成時者、東・南兩所之士戸より御出被成、御城外へは甚右衛門坂、又者金屋々敷より堂形之

方、又者石川・河北兩所御門、此内いづれにても其時々様子により、御手寄次第御出可被成事。

一、千世松様御供、御抱守役之外、御小將・射手・異風當番十人、其次之番十人、都合廿人罷出、其内より御小將八人・射手二人・異風二人、以上十二人、此外歩之者八人・青山織部可罷越候。織部江戸より不參内、或煩等之節、横山外記御供可仕候。前田對馬義御城御用仕廻次第、御跡より可罷越候。早速難越節者、本多安房・横山左衛門内罷越、諸事可申付候。縦對馬參候共、安房・左衛門御城御用無之候はゞ、罷越可申談事。

一、御恭様御供、御小將四人・射手二人・異風二人、以上八人、鎖口ジャウ非番之者罷出に極置候内より二人、切手御門非番之者罷出に極置候内より二人、都合十二人之事。

一、今村五郎兵衛・村田半助・中川彌左衛門・山口彌五兵衛騎馬に而、千世松様・御恭様御先へ御持筒大組足輕頭一人、御預足輕召連騎馬、右四人之内より一人騎馬、殘三人は御跡騎馬に而御供仕、先御座所之屋敷、且大組足輕を以警衛可仕候。其外御供之物頭者、御近所勤番可仕事。

一、御兩方様御供、並女中之乗物かき共に、小者三十八人、此外御廣式に相詰足輕之内、乗物副などに遣可申事。

歩行は歩士の義

一、若火急之節は、當番御小將・射手・異風並鎖口・切手御門兩所當番之内、其外何れ之御番人にてても、御抱守役指圖次第に御供可仕、夜中には其當番之物頭一人御供可仕事。

一、御兩方様御除被成所、海元院並如來寺・玉泉寺内、其節之様子次第可被成御座候事。

一、奥方惣女中罷出候刻者、鎖口非番之者罷出に極置候内より二人、切手御番所非番之者罷出に極置候内八人、並廣式相詰歩行高柳新兵衛・山本瀬兵衛・五十嵐庄左衛門・中村瀬兵衛内二人、服部左源太・小寺甚右衛門内一人は騎馬に而可罷越候。一人は残り、奥方諸事跡之縮等可申付候。相殘兩人之歩行は、左源太・甚右衛門可隨指圖候事。

一、若火急之節、鎖口御番・切手御門番之内より、惣女中召連可罷出事。

右之通被仰出候間、可被得其意候、以上。

卯三月廿七日

火鎖は火不鎖歟

右之伺之内、火事之節御のき所之事との條に、先刻書付之通尤に候。其外伊豫方なども可然候。とかく數多無之候而者、大火事之節不足に候と御加筆。其後之伺之内に、當分火鎖内は海元院方並如來寺・玉泉寺此内へ被成御座、自然御城類火に而候者、長九郎左衛門居屋敷堅固御座候者、御作事出來迄は、九郎左衛門方へ被成御座候様に可有御座候哉。若又九郎左衛門居屋敷も類火に逢候者、安房・左衛門・因幡・對馬此者共之内居屋敷に被成御座候様可有御座候

哉と申上、其後之被仰出不見、前段之通申渡之留あり。

四月四日。大聖寺侯前田利明柳營に登りて參觀の禮を行ふ。

〔御日記卷〕

一、同四日に參勤の御禮

御太刀目録・白銀五十枚・綿百把

松平飛驒守

御臺様へ進上

白銀十枚

松平飛驒守

女中へ遣す

銀三枚二枚・一枚宛

松平飛驒守

四月六日。凶作なるを以て百姓に訴訟等を爲し騷擾すること勿らしむ。

〔改作所舊記〕

跡々より度々申渡候へ共、當年は取分凶年に而、諸人痛有之候條、高持百姓並頭振共、いはれざる公事なご仕致騷動、費仕もの有之候者、公事之不及批判、越度可申付候條、此旨急度御申渡可有候。百姓は萬端をやめ、耕作情出可申候。頭振者御介抱米を以、其身に應候かせぎ無油斷仕候様に、常々可有御申付候。

四月なり

一、頭振共御介抱米を御貸被成者、其身之儀は不及申、兄弟妻子に而も、所々町方の罷出、自然乞食などいたし候者、其与々十村並村肝煎、且又各に茂不念に罷成可申候間、成程御吟味專一に候、以上。

卯四月六日

御算用場

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

四月八日。十村等の相談所に集合するを停め、屢廻村して耕作を奨励すべきことを諭す。

〔司農典〕

如例何れも相談所寄合候得共、田地公事等致訴訟、百姓中耕作妨に成、且又其方共も此義に隙入、肝要之耕作方脇に成可申之條、此方より指圖無之間は、何れも相談所寄合事止可申候。高野少兵衛・増田半助も相談所へ罷出、郡廻候様御算用場より御申渡候。其方共之儀切々致廻村、耕作之勢子を入候様に与存候。詰番並相談所へ罷出候段令用捨候。此上油斷候はゞ、彌可爲越度候、以上。

四月八日

改作奉行七人

羽咋・能登郡御扶持人・十村中

四月八日。前田綱紀江戸に參觀す。

〔御日記〕

同は四月なり

一、同八日に松平加賀守參府に付て、上使稻葉美濃守を遣はさる。

一、同十二日に參勤御禮。

一、御太刀馬代・白銀五百枚・御拾五十、松平加賀守より献上。

四月九日。諸士の子なくして統を絶ちし者及び子弟の技倆ありて食祿を望む者を届出でしむ。

〔菅網記〕

一、四月九日新令、諸臣無子遺跡斷絶し、其祖父母及び父母・姑・姉妹・妻子等無倚頼者は、其趣宜可言上。且諸士之子弟姪・甥等、射手・異風・新番・書寫役・與力等を願ふ者は、其伎倆を試選て宜召出と也。

四月十四日。石川郡福留村等五ヶ村組合を命ぜられたるを以て請書を呈す。

〔廳事通載〕

- 一、福留村・四ッ屋村・上安田村・福永村・番田村五ヶ村組合被仰付候に付而、御請申上候事。
- 一、肝煎・組合頭之儀は、常々被仰渡候通、小百姓手前介抱致、成立候様に可仕候。若組合之内我儘を仕者御座候はゞ、一度は異見仕、承引不仕候はゞ御斷申上候。不及申上、肝煎・組合頭之内に、萬一何によらず引負、又は百姓に非分がましき事共仕候者、見付聞付次第急速御斷可申上候御事。
- 一、村組合之内たれぐによらず、物毎不情に仕心立惡敷、同名迄引そこなひ申者御座候はゞ、是又一度者異見仕、承引不仕候はゞ、其者之始終之趣、書附を以村組合より御斷可申上候事。
- 一、百姓・頭振によらず、萬一走り可申林之者御座候はゞ、是又早速御斷可申上候事。
- 一、萬事そまつに不仕、たべ物等之喰込不申、其上出來米むざと取散不申、御納所米方第一に仕、翌年之作用意迄仕候様、村肝煎・組合頭として互に常々吟味仕、縮り可仕候。若承引不仕者御座候はゞ、御斷申上候御事。
- 一、當年之義者、猶以肝煎・組合頭情を出し、あらおこし・植付・草しゆり・引ごへ等に至迄、情を出仕候様に急度可申付候。若一人手之者長煩仕、田仕事おくれ申者御座候はゞ、其村よりおくれ不申様に仕とらせ可申候。萬一其村に病人多御座候而、其村之手に合不申候所は、村組合として加情を入可申事。
- 一、右私共村々組合に就被仰付候、御請仕上げ申通、急度相勤可申候。若油斷仕、相違之儀出來仕候はゞ、其村肝煎・組合頭共に何分共可被仰付候。爲其村組合切に、肝煎・組合頭連判に而御請仕上置申所如件。

延寶三年四月十四日

四月廿八日。廣式番人をして誓詞を上らしむ。

〔袖裏雜記〕

天罰靈社上卷起請文前書之事

- 一、私共御廣式泊番被仰付候。鎖口出入諸事念入候様、鎖口御番人へ可申渡候。不沙汰之義於有之者、早速可申上事。
- 一、女中方並御小々姓に對し、猥之仕合毛頭御座有間敷候。若不依誰々、左様之義見聞仕候はゞ、早速可申上事。
- 一、毒之取拵、手前く之義者不及申上、不依誰々左様之取沙汰見聞次第、早速可申上事。
- 一、御隱密構敷義、親子・兄弟・縁者・知音たりといふとも、聊他言仕間敷事。

加情は加は  
り情をなる  
べし

構敷はひま  
しきなり

右條々於令違犯、忝茂左申降神罰冥罰各可罷蒙者也。

延寶三年四月廿八日

中川彌左衛門  
山口彌五兵衛

閏四月朔日。富山城下大に火災に罹る。

〔御日記〕

一、同月同日に松平大藏大輔城下侍屋鋪三の丸まで焼失。

閏四月十日。麥種子保存の爲に飯米を百姓に貸與し十村をして之を監督せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、千二百石者延寶元年米、石川郡小百姓共麥種多可爲致所持ため、御貸被成事。

一、此御米令吟味、手前宜敷ものには少も不貸渡、麥種多所持難仕躰之者に貸渡、例年蒔來候麥種に、村により五割・七割も多爲致所持、當暮跡々に違大分に麥蒔候様に可仕事。

一、肝煎・与合頭其外にも、慥成百姓一兩人宛も加、一村切に麥種爲致吟味、成程上麥入念喰失不申様に縮可仕候事。

同月同日は  
閏四月朔日  
なり

一、御貸彌無之候而も、例之通には麥種所持可仕儀に候得共、跡々より多貯可仕ため之御貸米に候條、麥種御貸米高より多勿論所持可仕事。

一、御米借請に人々借狀帳は勿論、人々所持仕たね員數、組切に別紙に調出可申候。村々縮帳之儀は、面々手前に入念取置、麥蒔之刻無油斷、其麥種高程蒔之吟味可仕事。右々條之通見届相違有之間敷旨、其方ども致奥書可指越候、以上。

卯壬四月十日

園田 左七 水上喜八郎  
河北彌右衛門 中村助左衛門  
園田左太郎 中村彌兵衛

石川郡十村中

五月十日。能美・石川二郡の百姓に命じて染物用の茜草を賣上げしむ。

〔改作所舊記〕

御染物御用あかね草、公儀に就召上に、足輕小頭中村源内在々より買上候之様被仰付、御細工所より被遣候。御郡方より賣上物之儀不仕御定に付而、百姓中迷惑不致様に相對に而爲御買上候様に申達候條、相對を以源内方の賣渡、其時々代錢可請取旨可申聞候、以上。

五月十日

千秋半右衛門



林 十左衛門

吉野村 藤左衛門 劍 村 太兵衛 野々市村 吉兵衛

田井村 喜兵衛 二曲村 與兵衛 河原山村 十左衛門

六月十日。富山藩金銀を借用したるを以て證文を加賀藩に納る。

〔袖裏雜記〕

延寶三年卯六月より大藏大輔様へ御取替金銀、其外御借銀一卷之義、御國へ遣候書付並書狀之留帳。

右帳之内には、大藏大輔様御勝手御難澁御借銀多に付、一萬兩御無心之處御聞届之趣也。其證文迄左に抄す。

一、六百九十貫八百二十目 淡路守へ最前御取替殘

一、五百三十二貫目 刀八月大藏大輔へ御取替

一、金一萬兩 卯五月大藏大輔へ御取替

銀ノ千二百二十二貫八百二十目・金一萬兩

右之金銀大藏大輔從加賀守様借用仕候。別紙定書之通、十三年以後辰之暮より、三千四百七十九石之出分米を以、年々相濟可申候、爲後日仍如件。

延寶三年六月十日

澁川 圖書判

奥村 藏人判

打 隼 人判

遠藤 主計判

富田 縫殿判

本多 安房殿

横山 左衛門殿

前田 對馬殿

奥村 因幡殿

奥村 伊豫殿

表書之通相違有之間敷候、以上。

松 大藏大輔 御判

覺

一、今度大藏大輔借銀之義に付、飛騨守殿・岡田豊前守殿・横山内記殿・前田帶刀殿御相談に而御極之通、萬事無相違様可仕候。其内家中知行取共五步免之義者、他所之借銀相濟候以後

は、前々之通返遣可申候。大藏大輔簡略有餘米千二百六十石餘之分は、年々金銀に拂置、飛驒守殿家禮衆・大藏大輔家老中立寄相封を附置、公義御用等存之外急用出來候時分、金澤御家老衆へ相斷封切申様に可仕候。

一、三千四百七十九石之出分米者、十三年以後辰之年より縦水損・干損御座候共、無異儀年々金澤御役人衆へ相濟可申候、以上。

延寶三年六月十日

瀧川圖書等五人連判

本多安房等五人殿

表書之通相違有之間敷候、以上。

松 大藏大輔 御判

六月十五日。前田綱紀の子千世松歿す。

〔家譜〕

太郎は通稱  
清は別の呼  
名なること  
前にいへり

千世松、延寶二年十月十二日生金澤、名太郎清、同三年改千世松、同年六月十五日早世、號幻住院殿、母堂鈴木助左衛門妹圓受院、後賜小堀左兵衛勝經。

〔御日記〕

六月廿二日松平加賀守國元に在之男子死去の由。

六月十六日。改作奉行勸農に就きて十村等に諭す。

〔上田源助舊記〕

覺

一、御郡中田畑、當作毛近年に勝れ能出來仕旨、尤うるほひ能候得共、大分に作食米相増、數度御貸渡被成候に付、其方共取譯勢子入爲致合點、百姓中難有存、情を出故与存候事。

一、改作に被仰付に、當年之義終無之大分之御貸米、去暮も褒美米御貸被成、重々御救之事に得候者、彌難有奉存、當立毛むざと喰失不申、御收納方諸皆濟、御貸米等返上以前に、脇借少に而も返辨可仕様に、其組十村・御扶持人村々廻、百姓中能爲致合點、肝煎・組合頭縮爲致候様に入念可申付事。

一、給人知之分、來月より立毛出來次第致吟味、少宛も無油斷藏納爲仕可申候。御藏入之分も、八月朔日より爲致藏納可申事。

一、當年者聞有之、秋も早く候得者、皆濟之日限も例年より前廉に相極、追而可申觸候條、常々無油斷日々藏納急可申事。

一、九月に至夫銀代米拂候義、別而當年者入念、百姓わだかまり致手立、多拂不申様縮可仕候事。

一、稻・雜穀によらず家越に取集置、火之用心致無沙汰、燒失不仕様縮可申付候事。  
一、秋仕入之刻、稻一日も多干し候而、少かたく仕、俵拵等迄入念候様百姓中急度可申付事。

一、立毛蒔取田地跡に應、納所不仕村有之候歟、度々足輕廻爲見吟味仕、自然わかまり者有之候はゞ、十村・御扶持人不届に可罷成事。

一、畑方之義者勿論、早稻・中稻蒔取候跡田地、麥・菜種追々無油斷蒔植候様、勢子を入吟味可仕候。麥之義者、例年より種多爲致所持候義に候得者、彌大分に蒔候様急度可申付事。

一、田地に小麥蒔候得者、翌年植付遅く成候條、向後少も爲蒔申間敷候。並金澤在跡々より植付候村之外、田地に瓜なすび爲蒔申間敷候。惣而畑所之植物、田地に植候内喰失候得者、秋に至納所之刻滯申義に候間、其考十村・御扶持人僉義可仕義專一之事。

一、跡々より數度中觸候通り、えよう買物不仕、諸勸進等に出不申様、堅縮可仕事。

右ヶ條之趣、十村並廻り口之御扶持人、小百姓中にも申渡、去秋より度々御救被成義難有存、諸納所わかまりなく情を出し候様、爲致合點可申候。大形申渡違背仕者於有之者、十村・御扶持人不届に可成候條、入念尤に見届、與書致判形、無滯先々廻、落着より可相返候也。

卯六月十六日

改作奉行

司農典に羽能登郡宛たるも同文とす

石川郡十村・御扶持人中

七月廿日。豊作なるを以て改作奉行より小作料の引上に關し通牒す。

〔司農典〕

御郡方當年田地下し作仕候小百姓共手前、當春者請作人無之、例年より田地殊之外下直に下し申由に候。就其十村・御扶持人之内にも致相談、當年は近年之能作に付而、小作人手前致吟味、例年下し請仕來年貢米並考爲上申由に候。若年貢上申間敷申者有之候はゞ、小作分田地爲刈申間敷旨申付候十村有之候。一段致能様与存候條、人々組下おろし作仕可有之候間、右之通相談可仕候哉、爲心得申遣候。去年坏作毛惡敷候得者、田地主に相斷去春より安仕旨に候也。

七月廿日

改作奉行

羽咋・能登御扶持人・十村中

七月廿二日。村肝煎及び走りの給米に關する規程を定む。

〔廳事通載〕

御郡中村肝煎・走給米圖り之覺

一、肝煎給米代、田畑・山跡々取來り候共、向後渡申間敷事。

加賀藩史料 第四編 延寶三年

一、只今圖り給米高之外紙墨代、並何方へ御用に付罷越候共、入用銀少も取申間敷事。  
一、肝煎給米、家數に半分、殘分は御扶持人並十村・肝煎持高共に打込、人々持高に可致割符事。

一、里方之分は大形高に應候様に圖可申候。山方其外にも、散村又は百姓數多、高に應難圖所は、能程給米を増可申候。

一、跡々取來る田島・山・遣銀等を圖、只今之給米相極申間敷候。惣而跡給米に無構、只今遂吟味甲乙なき様に相極可申候。併高多候而も肝煎勤安き村に而、先給米少分之所、任高に給米を増申間敷事。

一、走り一村に一人宛相立可申候。併小村に而、走り相立候義百姓難義に存、廻り番に仕度旨申候者、其通りに可仕事。

一、大高に而百姓數多候か、散村に而走骨打申候とも、高給米を遣し申間敷候。左様之村には餘村之給米にいたし、二人に而も相立可申事。

一、走給米肝煎方ね取込不申、別人を立可申事。

延寶三年七月廿二日

九月十六日。大聖寺及び領内より金澤に生魚を運搬する駄賃等に關し令

す。

〔廳事通載〕

何之高に而本のま、

大聖寺並分領所々より、生肴・貝の類金澤へ商賣に罷通り候はゞ、侍荷並に宿々定之駄賃取、夜中に而も無滯可相通候。何之高に而荷主と馬借と相對候はゞ、勝手次第直通り爲致可申候。自然何角滯、又者荷少に而も盜取候はゞ、越度可被仰付候。鹽肴・干肴駄賃は如跡々之に候。右之通り裁許之宿々馬肝煎・馬借へ御申付可有候。並浦々獵師共へ爲御申聞尤に候、以上。

九月十六日

御算用場

右之通御算用場より申來候條、宿々馬肝煎・馬借並獵師共々急度可申渡候、以上。

橋本治部左衛門

林 十左衛門

石川・加賀郡十村、浦方十村中

九月廿五日。能登の土方領と加賀藩領との境界に築かしめたる土塚成就す。

〔加越能御繪圖覺書〕

延寶三乙卯年秋、能州土方河内守領分の疆界に爭論有て、兩界の百姓等怒訴に至る。金澤よ

りは公事場奉行菊池十六郎・算用場奉行津田宇右衛門に命じ、開作奉行・郡奉行等を帥ひて彼地に臨視し、界土を正し疆塚を建る事凡そ一千餘所。一、壕費銀四匁、百姓の請負也。土方領の代官及び村民等能く納得して、菊池・津田は金澤へ還る。同年土方氏より使者大宰彌右衛門を以て、此度の爭論無事に鎮まる事、偏に公の政事廉直の故也とて謝之。且菊池・津田宅に茂往て勞之。大宰氏は足石を給す。曾て奥村因幡が家に仕ふ。其好みを以て使を命ずと云。文政元年寅九月御算用場より、土方領等品々御繪圖入長持一棹上り、其内を見るに右村々疆塚の繪圖數十枚あり。是を見分するに、延寶三年九月廿五日出來、其前御領分界目、双方十村・村肝煎・長百姓等見分、納得之上堺塚被仰付、双方互に爲取替、以來申分爲無之の御繪圖也と有之。表には十村等連名印形。十村は判形也。裏には其節彼地の罷越候公事場奉行・御算用場奉行・郡奉行・土方氏役人連判左之通。

- 羽石重兵衛判
- 荒川源兵衛判
- 櫻井又兵衛判
- 久米安太夫判
- 近藤四郎左衛門判
- 原五郎左衛門判

菊池十六郎判

右之通有之。御年表に津田宇右衛門と雖有之、原五郎左衛門也。近藤四郎左衛門は前録に延寶二年能州御郡奉行被仰付与有之。羽石より久米まで四人は土方氏の代官歟。

秋。小將・馬廻組等の士に藩の馬匹を委託飼養せしむ。

〔菅網記〕

一、延寶三年秋小將・馬廻兩組、及び馬役の者等へ御馬一・二疋づゝ預らる。各宅に厩を建て、馬場を設けしむ。且口捕二人を給ふ、一人に付給米一口半、銀給百星。

十月朔日。當年貢米の皆濟期を十一月十日と定む。

〔岡部氏御用留〕

當年貢米御藏入・給人知共、來月十日切爲皆濟、組切皆濟切手取集可指越候也。

卯十月朔日

改作奉行七人

猶以御納米不請取、つかへさせ申候代官有之候者、此場へ相斷可申候、以上。

十月四日。領内各驛に駄馬の減じたる理由及び現在數に關し届出でしむ。

〔改作所舊記〕

一、各々御支配宿々馬借持共、寛文七年御銀拜借仕、此御銀段々致上濟、延寶三年又御銀拜借仕、此銀も其後追々致返上、其以後馬借如何之様子に而減候哉、其品委細書付可有御出候。勿論何之故に而も、惣馬數之内何疋年々減、今程何疋有之段、一宿切に御記可有之候。且又右兩年拜借銀、最前願之年限無相違上濟仕候哉。何とぞ由緒も候而、年限相延申儀も有之候哉。只今不殘返上仕候哉。是又御書越可有之候、以上。

十月四日

御算用場

長瀬新九郎殿

永原權太夫殿

十一月十六日。小物成及び收納米の精算期限を定む。

〔司農典〕

向後定小物成・散小物成共、翌年正二月之内御算用相途可申候。相延可申子細候はゞ、書付を以斷可申候。御收納御算用之儀者、大阪登り詰米等渡濟次第、翌年御算用相途可申、米拂殘有之候はゞ中勘成共御算用可仕候。若於相延に者、吟味之上御代官指除可申候條、油斷仕間敷候。紙面見届通致奥書、人々判形仕、落着より此方々早速可相返者也。

延寶三年卯十一月十六日

御算用場

諸郡御扶持人・十村・山廻り中

十一月。幕府大奥の女中音羽に金五百兩を貸與す。

〔袖裏雜記〕

延寶三年卯十一月御城女中音羽殿へ御取替金一卷帳

一、此帳之内に音羽より段々御無心に付、奥村因幡より申遣候狀に、ふつうにいづかたへもきよやういたされざる事ゆへ、おもてむきよりおし立きよやういたされ候義はなり申さず候。されども御手まへ御なんぎの事せうしにぞんじられ候。それさまは御女儀の事に候へ者、又少しなこれ有候まゝ、内證よりとりかへしんじ申べく候旨等之留あり。但久津見又助殿御無心の事も音羽殿より申來。是は御斷故右之文なり。會所へ申渡覺書左之通、其餘之留皆こゝに省く。

覺

一、五百兩小判金。

右御城女中音羽殿の御取替被成候間、則右之金子音羽殿家來□□庄太夫請取、手形爲致可被相渡候。且又寛文六年正月十六日、音羽殿へ御取替被成候小判三百兩者、音羽殿へ被遣之候故、此度右三百兩之證文は音羽殿の相返申候間、扣帳消可被申候。今度御取替五百兩分、音

ふつうはゆづうの誤歟  
きよやうは許容

羽殿・又助殿之證文各へ相渡候間、會所に可被指置候、以上。

卯十一月十二日

有賀甚六郎

近藤新左衛門

奥村因幡

江戸會所衆中

十二月廿八日。百姓の雉子を捕ふることを禁ず。

〔改作所舊記〕

御郡中百姓共、山里共に雉子追取申間敷旨、御算用場被仰渡候條、此趣早々可申觸候。此觸令判形、落着より可相返候、以上。

卯十二月廿八日

林 十左衛門

千秋半右衛門

石川・加賀郡十村中

是歲。大聖寺藩凶作なるを以て米千石を加賀藩より貸附す。

〔袖裏雜記〕

延寶三年飛驒守様へ被成御取替候米之一卷留

此留は飛驒守様御領分不作に付、千五百石御取替之義御家老より紙面等之處、此方様御領分も不作に付、千石を五百石充兩度に御取替被成候趣也。替品も無之故委曲者不抄。

是歲。足輕及び足輕小頭の給米を改定す。

〔菅網記〕

一、是年より召出さるゝ足輕の給米、小頭三十俵・足輕二十俵に改定す。

微妙公の時は、小頭共に二十九俵にして無差別。但小頭は小者一人を給て、他邦に趣く時者供に仕ふ。平時には公家の普請を役す。其後佃源太左衛門議して、小頭に給る小者を除て、小頭の給米は加州にして二十九俵、足輕は越中にして十九俵とす。又其後皆越中にして給す。故に足米として、小頭に六俵、足輕に二俵を増して、三十五俵・二十一俵とす。

是歲。堂形奉行大窪九郎兵衛刑せらる。

〔河瀬雜記〕

今年堂形御奉行大窪九郎兵衛、私曲に依て刎首、せがれ二人は切腹被仰付。其黨類大橋屋八郎右衛門・松本屋藤右衛門・劍崎屋半兵衛御成敗。

延寶四年

正月十八日。村肝煎及び走りの給米を定むる主任を十村に命ず。

〔能州郡方舊記〕

肝煎給米圖申棟取人之覺

村肝煎等の  
給米徴收の  
程に關する  
規法  
延寶三年  
七月廿三日  
の條に在り

- 能美郡 八日市村 五右衛門 埴田村 五郎兵衛 寺井村 市郎右衛門
- 瀨領村 文兵衛
- 石川郡 御供田村 又三郎 熱野村 庄兵衛 福留村 間兵衛
- 淵上村 三郎兵衛
- 加賀郡 大熊村 兵右衛門 御所村 長次郎
- 礪波村 戸出村 又右衛門 和泉村 市右衛門 宮丸村 次郎四郎
- 田中村 三右衛門 内島村 孫作
- 射水郡 開發村 源内 島村 次郎右衛門 下條村 小右衛門
- 大白石村 三郎右衛門 津幡江村 宅助
- 新川郡 嶋尻村 刑部 殿村 四郎左衛門 新庄村 理右衛門

- 正院村 次郎兵衛
  - 羽咋郡 相神村 彌六 堀松村 三郎兵衛
  - 能登郡 熊木村 太右衛門 三階村 源五 笠師村 大老
  - 武部村 太郎右衛門
  - 鳳至郡 中居村 三右衛門 粟藏村 彦三郎 山岸村 新四郎
  - 宇出津村 源五
  - 珠洲郡 松波村 又四郎 高屋村 忠兵衛
- 右之者肝煎給米相究、相談之頭取可仕候、以上。
- 延寶四年正月十八日 改作奉行

正月廿八日。前田綱紀領内の百姓にして大聖寺藩の鹿狩に加はりたるものを吟味せしむ。

〔袖裏雜記〕

御眞筆之寫

今度於大聖寺鹿狩有之に付、郡奉行共わ可申渡品々。

一、於彼地鹿狩之節、以數千之勢子狩廻之由に候。夥鋪勢子數に候間、此方之領分之者共も



加候哉。左も候はゞ此村誰家より何人との注文調之、可献上事。

一、此方領分之者も加候はゞ、平百姓迄に候哉。但村肝煎又者十村なども指添出申候哉、是又逢吟味、様子書付可上之事。

一、如右自然此方領分之者も罷出候はゞ、定而あなたより褒美可受候。此品逢吟味、是以可言上候。且又今度之狩に付、百姓共留申鹿者、則百姓へ給由に候。此方領分之者共も申請候哉、又者あなたの領分之者申請候を、此方之者もらひ申事も候哉、加様之品一々逢吟味尤候事。

一、此方領分之内をも追廻、大聖寺領に追遣由に候。あなたよりは人数多不參由に候間、定而此方領分之者も加り追遣、又は就夫褒美などもらひ候ものも治定可有之候。此品別而明白に逢吟味、委曲可言上事。

一、此方之領分追候所々逢吟味、其所々十村々々委細書付可指上事。

一、只今迄鹿多、田島あらし候様子、依所多少可有之候。其品委細に記可上之事。

一、郡奉行共此地に有之而者、所等之義彼は吟味分明成間敷候間、兩人歎又は一人に而茂、小松迄相越、急度逢吟味、仕廻次第罷歸、委曲可言上事。

一、此度之様子、郡奉行共兼而不承、此方より申出に付令承知之旨、彌其通候哉。惣而奉行

此地は金澤

役人等、上部一通之裁許のみを存、役儀之筋を不存、分領常に心懸不情成故に候。此殺役儀申付置者共之覺悟に者不似事に候。増而此度之儀、事立たる儀に候處、一圓不存段、奉行にては無之候。向後於油斷者可爲不届事。

以上

正月廿八日

追加

一、此方領分追候刻、此方之者相加候分、随分逢吟味、書付可上之事。

一、此度之吟味、手ぬるき仕合も候はゞ、奉行人即座に不届に可申付候間、此段能々可相心得事。

一、此方領分を追候此方之百姓、尤十村肝煎之義、縮申付置、罷歸可言上候。次あなたの領分は勢子召連參候十村・肝煎も候はゞ、是以右之心得可仕候。自然手のばしいたし候はゞ、奉行人急度可處罪答事。

正月廿八日

段々公事場より差越置候書付共、大形考濟候間、一兩日中何茂迄可相渡候。依之今度大聖寺鹿狩之義に付、郡奉行共彼邊領分境之者共及吟味、籠舎申付置候。彼地に差置候而者埒明不

何茂は年寄の中なり

申候間、早速當地へ引寄候様に可被申渡候。無餘日候故、一刻も早く申付度、以切紙如此に候、以上。

廿三日

網利

本多安房殿

二月十九日。金澤木新保に火災あり。

〔加越能故事問答〕

二月十九日、木新保・宮腰口出火、家數千三百軒計焼失す。

三月三日。百姓擅にその持高を交換する者を調査せしむ。

〔杉木氏小留帳〕

御郡百姓中人々持高、帳面に記寛文十一年に出し置候處、猥に下に而田地取替仕もの有之由取沙汰に候へども、數度申付義に候間、左様之義有之間鋪与存候。され共組々令吟味、最前出置帳面相違無之におるては、此案文之通一組切に書付出し可申候。度々申渡義に候へ共、諸事心を付、小百姓成立候様無油斷致介抱、耕作を情を爲出可申候。自然不沙汰に作成候徒者候者、遂吟味可申候。此紙面之趣令吟味成々に仕置、わきより相聞候者、其組之十村者勿論、廻り口御扶持人可爲越度候、以上。

延寶四年三月三日

園田左七 河北彌左衛門

水上喜八郎 中村助左衛門

園田左太郎 毛利又太夫

大坂 中村彌兵衛

三月九日。老臣奥村因幡、四辻大納言夫人が金子借用を請ひたるを許されたるを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

あご月五日の御ふみはいけんいたし候。それさまいよく御そくさいに御ざ候よし、めでたくぞんじ候。かゞの守殿も、比はうちつゞき氣色よく御ざ候まゝ、御心やすくおぼしめし候べく候。しかれば去年るい火に御あひなされ、當分御かり候て御入候家御座候へども、さきより入申由申候ゆへ、又よの所へ追付御うつり可被成とおぼしめし候。是はすみの倉市祐殿やしきにて候へども、まづ少の内御うつり候やうにこの事に御座候へば、ながく御ざ候義もなりがたく候。其外今ほごかし家もすきと御座なく、御めいわく被成候まゝ、はやく御作事なされ御うつり候様になされ度候へども、御てまへ御ふじゆふにて、少の御ふしんもとのいがたく、御としられ一入御なんぎ被成候。かゞの守殿の外、御たのみなさるべき御

方も御ざなく候まゝ、度々の事御申かねなされ候へども、なにとぞかゞの守殿より御がうりよく候やうに、御そせうなされ度のむねうけ給りとゞけ申候。御ふみのごとく、度々の御むしんに御ざ候へば、いかゞごんじ候へども、去年火事に御あひの事に候へば、よの義ごちがひ御なんぎの御事ごんじ候。御ふみのとをり、くわしく御内せうにて申上候所に、御めいわくのだんさつし入申され候よしにて、ばん金五十枚、御ごうりよくとしてしんじ申さるべき由申付られ候。その御心え被成べく候。右の金子京都やしきなる申、こうをの助るもん、あを木権ゑもんぢさんいたし候様に申つかはし候まゝ、その御心えにて御請とりなされ候べく候。しゆびよく御そせう相とゞのひ、ちんちやうにごんじ候し。

三月九日

おく村 いなば

四辻大納言殿御内さま 御返事

三月晦日。火災及び葬禮を見る爲群集するを禁ず。

〔國事雜鈔〕

火事場へ水持之外、見物人一人も出申間敷候。其上そうれいの時分も見物に出申候間、向後一人も出申間敷候、以上。

延寶四年三月晦日

是月は大盡なり

四月十五日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

四月十五日松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇を賜ふもの十八人。

四月廿八日。老臣横山志摩等、大和宇多侯織田長頼の金子借用を求めたるを謝絶す。

〔袖裏雜記〕

此頃より段々被仰聞候趣、兩人令相談、具に加賀守殿に申達候處、委曲承知被致候。御同氏伊豆守殿御縁組之義に付、御同姓主計頭殿を以、最初あなたより御内證有之刻、御自分思召寄有之、且又御祝言御調之御心當も無御座に付、旁以御同心無御座故達而御斷被仰入、其段雅樂頭殿・大和守殿へも被仰入候へども、尾張様御願に付被仰付之旨、殿中へ御同姓對馬守殿を御召、右之趣雅樂頭殿被仰渡候上、御違背難被成御禮等被仰上之旨、是以申達候處被得其意候。

一、至于來年伊豆守殿御婚禮御調に付、兩年之御作事料、御祝言之御入用等曾而御心當無御座候。跡々よりの御借金も有之故、御家中より大分に上知を被仕、其を以年々御返辨之圖り

伊豆守は織田信武  
主計頭は織田貞置

つり木のま

に御座候へば、只今脇より御借用可被成様も無之、又御自分御藏納拂米代金、御家用にさへ致不足事に御座候へば、只今何共可被成様無之、ひしと御行當御難義被成段笑止に被存候。貴様之義は玉泉院殿御續のみならず、他とは各別之子細共に御座候へば、ケ様之節御用をも承被申度儀と被存事に御座候。されども方々より無心之義申來時分、其々の筋目に應被致挨拶候へども、一向に左様之由緒不聞届、様々之品被申立、却而つりに被存方々多、畢竟ケ様之義共被致貪着候而者、事六ヶ敷義候間、向後者内輪を限、何方へも許容仕間敷候間、左様に相心得取次仕間布旨、兼而被申付置候。依之仙石越前守殿より無心之義、松平紀伊守殿並同奥方より申來候へ共、被暨斷候。近き頃松平飛騨守方より、指當金子入用に付借用申度旨被申越候由に候へども、右之仕合故拙子共取次不申間由、被致承知候。御自分義指當御難義之躰は笑止に被存候へども、紀伊守殿二方尤、飛騨守所存之程遠慮有之候。但右之方々所存有之間敷与存候哉之旨、拙子共に被相尋候故、其段何とも不被計候由申述候へば、左候者又何とぞ外之格に不成首尾は有之間敷哉之旨被申間候。然共指當此段曾而存寄無御座候故、其段申達候へば、餘り笑止成事に候間とくと相考、追而存寄も候はゞ可申間被申付候。就夫拙子共種々相談仕候へども、何共存寄無御座候。飛騨守義は指はたしたる加賀守殿伯父之事に御座候へども、他へ之例と成候故貪着無御座上は、許容難被仕事と存候。若飛騨守被承存念

飛騨守は大利明  
聖寺侯前田

指はたし本のま

も御座候へば、加賀守爲にも不宣事に御座候。兎角拙子共所存に落不申候。外へは沙汰仕間敷由被仰聞候故、前田帶刀などへ談合も難仕御座候。帶刀義は如御存加賀守殿同姓之事故、内外之談合も仕義に御座候間、乍此上帶刀などへ相談をも仕見申候而、若又存寄も候はゞ、加賀守殿へ申間候様可仕候哉、此段如何様とも貴意次第に存候。

淡路守は富山侯前田利次

一、去頃因幡方への御紙面之趣、他は沙汰仕間敷旨得其意存候。合力之躰に被仕様も可有御座歟と、此段も及相談候へども、金子取替被申候も、又は合力に被仕候而も、事はおなじ義に而、他之例に成間敷子細無御座候。其上先年淡路守勝手ひしと不罷成、被致難義候刻ケ様之趣も有之候へども、加賀守殿存寄も有之付、合力は不被仕候。左候へば只今貴様へ御合力と申義も、難被仕可有御座と存候間、御聞届被成可被下候。爲其如此御座候。

一、來年伊豆守殿御婚禮御調候刻、加賀守殿より取持被申候様に被成度候。あなたは尾張様御後見之事に御座候。御自分様方には、然与御頼可被成御方無御座候。加賀守殿迄之事に御座候故、あなたへの聞え旁右之通に思召候由、是亦申達候處、被得其意由被申候、恐惶謹言。

四月廿八日

横山志摩  
奥村因幡

山城守様

山城守は織田長頼

五月十二日。谷七兵衛江戸にて使者の職務を全くせざりしを以て勤番供役を除かる。

〔袖裏雜記〕

御眞筆之寫

七兵衛事、吉右衛門殿宿所乍不案内、辻番迄承り、門番等に不尋儀、使をも申付候ものゝ覺悟にて無之候。使等相勤候義大事に存候はゞ、ケ様之所にも心付可申所、近頃無沙汰なる仕合、沙汰之限候。先勤番供役差除置べき由、小將頭共へ申渡候様、對馬迄可申聞候。

十二日

御眞筆之上重而如此被仰出也。

谷七兵衛事、御供使勤番指除申様に被仰出候上は、御屋敷へ可罷出品無之候間、重而被仰出迄は引籠罷在候様に、頭共相心得可申候。此段頭共不存辨義者御座有間敷候へども、萬一心得違有之時は、彌頭共不調法に可罷成義に候之條、此段急度御内意とは無御座様に、頭共爲心得可申聞置旨被仰出候事。

五月十二日

今度者御供使等被勤付者多被召連候間、別而御使等之義、間違不申様に念を入可相含置所、

ケ様之間違有之段、頭共申付様綿密無御座故与被思召候。此段頭共は對馬急度可申聞旨、即對馬迄申述候様に被仰出候、已上。

五月十二日

五月十四日。郡中にて法義を勧むる爲に衆人を會合するを禁ず。

〔改作所記舊〕

今度於能州、法義勸致人集、騒動仕に付而、棟取人籠舍申付候條、御支配所に而も左様之族無之様に、兼而縮御申付置尤に候。諸人法儀を勸、人集仕者候はゞ可有御案内候、以上。

五月十四日

御算用場

林 十左衛門殿

千秋半右衛門殿

八月二日。能登郡の村肝煎中に物書役を使用するものあるを以て之を禁ず。

〔司農典〕

其御郡村肝煎より、給分遣候十村方は出候御用之帳面等相調候物書置候由、沙汰之限に候。先年能州之内、組下より給分爲出、十村手前之用所相調候物書抱置候者有之候所に、御吟味

之上十村被指除候。右之仕様に似申義に候間、村肝煎物書立置候儀、向後堅く無用に候。若其分に致置十村有之候はゞ、急度越度可被仰付義に候間、得其意、此書狀末に承届候由判形仕可相返候、以上。

辰八月二日

園田左七等八人

能登郡十村中

八月十日。石川郡大野川以北の鷹場にて鳥獸共に之を捕ふるを禁す。

〔改作所舊記〕

石川郡大野村川を限、内は宇野毛之橋迄外は、外日角村を限、此間濱之分跡々より御鷹場に候。自今以後けだものゝ類もとり候儀、御法度被仰出候。依之御餌指又は犬を牽、相通間敷旨被仰觸、御横目出候由、奥村伊豫殿・横山志摩殿被仰渡候條、得其意候様に、在々宿々早々相觸、書付を取置、其方共御請上之可申候、以上。

辰八月十日

林 十左衛門

千秋 半右衛門

能美・石川・加賀郡

八月十一日。越中井波より金澤に移されたる大工肝煎に邸地を授く。

〔國初遺文〕

已上

越中大工肝煎與三右衛門、今程當地大工就致裁許、井波拜領屋敷取上、於當地屋敷百步被下候條、右之通可被申渡候、恐々謹言。

辰八月十一日

今枝 民部

奥村 因幡

奥村 河内

前田 對馬

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

八月十六日。異種の鶴及び雁を上らしむ。

〔改作所舊記〕

生替之鶴並同雁御用之旨就被仰出、其趣別紙に申入候間、可被得其意候、以上。

八月十六日

奥村 伊豫

横山 志摩

津田宇右衛門・岡島五兵衛殿

覺

一、生替之鶴 一、丹頂 一、姫鶴 一、しやむろ鶴  
 一、生替之雁並生替に而無之候共、雁之類に而不見馴鳥は捕可申事。 一、野雁  
 右之分自然御領國中に居有之候はゞ、何時に而も早速網にて爲捕、活鳥に而可上旨就被仰出、  
 其段金澤廻之分は大平原右衛門・丹羽宗兵衛、小松御馬廻は西村六右衛門、越中は笹島豊前、  
 上村八左衛門・有澤孫作・森小左衛門、能州は山崎半左衛門・山本加納・熊谷伊兵衛方に申觸置  
 候條、此紙面之鳥御領分百姓共見付次第、急速右人々に令注進候様可被申觸候。

八月廿八日。前田綱紀の養女恭姫將に加賀郡粟ヶ崎に遊ばんとするを以て十村等にその準備を命ず。

〔改作所舊記〕

御きやう様、明後晦日・來朔日・二日、此三日之内粟ヶ崎に被成御座、天氣次第黒津舟に茂被成御座首尾候之條、御通之時分在々宿々男女共に、一人も御道筋又は御目通に罷出申間敷候。先々御奉行被罷越首尾に候之條、得其意候様に可申渡候。大野並能州口内通・外通共、人ごめ之御奉行も被罷出候。定而内者荒屋邊、外は白尾・外日角邊番人御居置候半と存候。右兩様之

恭姫は前田綱紀養女

御宮坂は今の宮坂

間砂山に茂、人可相通所々有之候者、是又番人居り可申与存候。明朝も右所々見届御奉行被罷出首尾に候。木津・高松明晝四つ時分御宮坂へ迄罷出可申候。三郎兵衛・次郎吉儀も明朝五つ過粟ヶ崎迄罷出、諸事彌承届可申候。

一、五郎嶋は最前之通、人御拂被成首尾に候之條、是又粟ヶ崎御着承合可得其意候。十左衛門も明日粟ヶ崎・御宮坂罷越候。猶以口上にも可申渡候、以上。

八月廿八日

林 十左衛門

不在合 千秋半右衛門

- 高松村 新左衛門 野々市村 吉兵衛 大熊村 六右衛門
- 南中條村 又右衛門 淵上村 三郎兵衛 木津村 十兵衛
- 村井村 與三兵衛 押野村 太郎右衛門 北中條村 半左衛門
- 御所村 源兵衛 田井村 二郎吉 劔村 太兵衛
- 福留村 間兵衛

八月。石川郡の十村等、村肝煎及び走りの給米支給法を定む。

〔改作方舊記〕

延寶四年分

高何百石

家數何十軒

何村肝煎

何右衛門

右肝煎給米相極る品々圖覺

- 一、五十石迄之村は 一石五斗 但山方は二石
- 一、百石迄之村は 二石 但山方は二石五斗
- 一、二百石迄之村は 二石五斗 但山方は三石
- 一、三百石迄之村は 三石五斗 但山方も同圖り
- 一、五百石迄之村は 四石五斗 右同斷
- 一、八百石迄之村は 五石五斗 右同斷
- 一、千石迄之村は 六石 右同斷
- 一、千五百石迄之村は 七石 右同斷
- 一、二千石迄之村は 七石五斗 右同斷
- 一、二千石以上之村は 八石 右同斷

一、浦方の小高所並無高所肝煎給米は、擧數五枚を家一軒に直し、有家共に十軒を高百石と

仕、里方肝煎給米圖りに仕候。則給米出様之儀は、家數・擧數に割符可仕事。

一、宿方傳馬肝煎別に立申に付而、村肝煎給米之儀、大形は里方同事に積り申候。村肝煎給米出様之儀は、裏屋に罷在る頭振之家一軒に二升宛、殘分は高に半分、町並に罷在候百姓・頭振共に、町口之間數に半分割符可仕事。

一、同傳馬肝煎給銀は、馬借數・家數を見合圖申候。給銀出し候棟之義は、馬數に三ヶ一、町並に罷在候百姓・頭振共に、町口之間數に三ヶ二割符可仕事。

一、里方・山方共に肝煎給米出し候之義は、頭振家一軒に二升宛、殘る分は高に三ヶ二、家に三ヶ一割符可仕事。

一、居村に而も、他村に而も、懸作高に而も、下に而相對と以請取支配仕分は、先百姓之家數何軒に而も相勤可申候。但公義より被仰付候田地は、何軒之絶跡支配仕候而も、此分家役相勤不申事。

一、大高之村肝煎二人相立候所、圖り之給米二つ割半分とらせ可申事。

一、村々より走抱置候給米之義は、所により高下有之、格を極書出候義難澁に付、向後も百姓中勝手次第に召置可申事。

一、走り給米割符之義は、肝煎給米同事に可仕事。



右向後村々肝煎扶持品々、一書之圖りを以相極申候。然者此給米之外墨紙代、又は何方へ相詰候共、賄其外入用等、少も小百姓より爲出申間敷候。爲後日帳面に記上之申候、以上。

延寶四年六月

- 熱野村 少兵衛 福留村 間兵衛
- 御供田村 又三郎 田井村 次郎 吉
- 村井村 與三兵衛 野々市村 吉兵衛
- 押野村 太郎右衛門 淵上村 三郎兵衛
- 劍村 太兵衛 吉野村 藤左衛門

御改作御奉行所

九月二日。石川郡大野濱に植うる薄を賣上げしむ。

〔湯故集録〕

石川郡大野濱之内にすゝき爲植可申旨、藤田平兵衛奉を以被申渡、三百かぶほど御用に候。根土能付不申候へば請取不申候條、少小かぶにても根に土を能付、同郡五郎島迄持參、肝煎方へ斷相渡様可被申觸候。御急候間油斷仕間敷候。追而日用銀請取可申候、以上。

九月二日

千秋半右衛門  
林 十左衛門

九月十九日。京都町人菱屋次郎兵衛、同地加賀藩邸の裁許を命ぜらる。

〔國事雜鈔〕

京都御屋敷御預け、跡々笹屋半左衛門裁許之處、向後私に被仰付、外聞忝仕合畏奉存候、以上。

辰九月十九日

菱屋次郎兵衛

里見七左衛門殿

園田十右衛門殿

九月。能登郡七尾町奉行山崎半左衛門にその裁許すべき條數を示す。

〔御定書〕

能州七尾・府中兩町地子町共に御奉行就被仰付可有裁許覺

- 一、兩所町夫之事
- 一、小物成取立之事。
- 一、中居・輪島・宇出津三ヶ所町夫、郡奉行以相談可有支配事。
- 一、小拂銀請拂之事。
- 一、小代官之事。

- 一、幾里志丹宗門御改に付御預け者之事。
- 一、四郡御普請道具之事。
- 一、四郡在々より他國の商に相越候もの船出切手之事。
- 一、四郡船持共船之大小何人乗と申儀、毎年逢吟味船札可出之事。
- 一、御詰米御算用場受差圖可有裁許事。
- 一、御詰鹽請拂之事。

附、諸方廻鹽運賃請拂之事。

一、七尾御園材木並輪島御拂殘御材木請拂、下奉行渡部宗左衛門・早川七左衛門申付、諸事指引之事。

境は越中新川郡

- 一、輪島に有之御道具、中居に指置いざりす筒被預置候間、手入等專要に可被申付事。
- 一、四郡在々より他國の相越候男之分、境通切手之事。
- 附、金澤近所之百姓は、勝手次第郡奉行以手形相越候様に可被申付事。
- 一、七尾・府中地子町共に、女伊勢參宮並京都本願寺參詣、大正持通手形請合等之儀被遂穿鑿、切手可被出之事。
- 一、所々橋其外御普請有之刻、古道具・餘道具當座に賣拂儀於難成者、手先之奉行より請取

助は人名

置、追而以入札拂可被申事。

- 一、公儀御米船、他國諸大名衆荷船、並御國より大阪渡海之米船破損之節、口郡内浦之出船奉行相談、御算用場受指圖可有裁許事。
- 一、四郡之肴・素麴・海苔等、其時分く申付置、江戸並金澤の送を相添可遣之。代銀は小拂、代米は御算用場の斷之、請取可被渡事。
- 一、上坂村助、巢鷹おろしに相來候年は、下行米五石請取之、可被相渡事。

右條數無油斷可有裁許者也。

延寶四年九月 日

横山左衛門  
 奥村因幡  
 前田對馬  
 本田安房

山崎半左衛門殿

九月。金澤城内元御作事所の地に座敷を經營す。

〔政隣記〕

一、九月元御作事所に御座敷御造營、建前御奉行金子安左衛門・中村兵左衛門。

十月八日。加賀三郡に命じて租米の俵装を改めしむ。

〔改作所舊記〕

其方共御代官分、御收納米二重俵之下俵、二通結申候由相聞申候。當收納米より、向後三通に念を入爲結請取、御藏入可然候、以上。

辰十月八日

御算用場

三郡は加賀の能美石川加賀

十月十六日。加賀郡向粟ヶ崎に松苗を植ゑたるを以て人馬の通行を禁ず。

〔改作所舊記〕

加賀郡の粟ヶ崎は所謂向粟ヶ崎なり

加賀郡粟ヶ崎濱に、松爲御植被成候條、右松原之中に人馬相通不申様に堅可申付候。勿論近在之者共不入込様に可申聞候。此觸見届令判形、落着より可相返候、以上。

辰十月十六日

林 十左衛門

千秋半右衛門

十一月廿二日。徳川家綱、前田綱紀に鶴を贈る。

〔徳川實紀〕

十一月廿二日松平紀伊守光晟・森内記長繼に御使して鶴を賜ひ、松平越後守光長・松平大隅守

光久・松平加賀守綱紀へは、封地へ驛賜せらる。

### 延寶五年

正月十日。廣敷の婦人等諸寺に祈禱を命ずるが爲納戸銀を使用するを禁ず。

〔袖裏雜記〕

覺

一、奥方之者共、於諸寺祈念等爲申付、納戸銀取用候事、兎角以沙汰之限に候。是非可及其義候はゞ、以內々達聽、其上之義に可仕事に候。若又我等同心有之間敷事に候はゞ、縦令何様之祈禱修行候共、其驗有之間敷段、如何躰之者も可存義候。勿論我等之爲之事に候へ共、以內々達聽之上者、其差別有之間敷候。若同心之段遠慮候はゞ、不達聽分にも申付事に候。其上祈禱申付所々、大方寺料遣置寺方に候へ者、平生祈禱之段者可抽丹誠義に候。若此段疎に仕出家に候はゞ、奥方之者共より申付候とて懇念有間敷候。然を私として金銀取遣候段、兎角可申様無之候。加様之趣其方合點不參候哉、勘辨可有事。

一、金銀遣之寺方書付之内、ゆうしやう事者、萬一又候哉目安等差越及難澁候はゞ、公儀奉

本文は親翰なり

行衆迄も不相斷しては事濟間敷候。至其節唯今迄遣候金子之事など申出、何角吐言候はゞ、世上之聞如何敷候間、彼者迄之義者如元遣之尤候。但至後仕者可差止之心得勿論之事。

一、此外之寺庵者、條々之趣に候上は、聊以不可及許容候。萬一向後不得内意候而、金銀等取用族候はゞ、盜跖与可存候間、應其品急度可及其沙汰候間、兼々宿老共初、用事相達候面々々申聞置尤之事。

右之趣及細覽、紙面之旨趣其々々可有演述候、以上。

延寶五年正月十日

覺

一、委細別紙之趣に候上者、奥方之者共願之銀子遣之事者存も不寄候。然共松村・中山事愚旨之心底に而難默止、又粗自分に遣之候はゞ彌以可致迷惑候。尤別紙之條々に候へども、假令勝手及逼迫候共、於此儀者雖不可有貪著、兩人事は拔群之子細与存候付、從内證小判金五十兩、每歲兩人に可遣之候。此趣者件之旨趣達聽、此方之爲之儀与申ながら、萬端筋目を不存仕合、沙汰之限存候故、其段奉行人にも申渡、差止之候。然共兩人事、向後祈念等修行申付度儀可多候。自分としては不任心底、此段苦勞に存義可有之候條、兩人わ之心付として、右之通每歲遣之候。此上者縦祈禱申付候共、其詮可有之候間、別而可抑説旨能々可申聞候、以上。

抑説本のま

延寶五年正月十日

御祈禱之覺

一、小判金 五十兩 每歲ゆうしやう渡分

一、同 五十兩 每歲松村・中山渡分

右之分御内證藤田平兵衛・永井傳七郎より渡候様にと御内意之旨、已正月十三日横山志摩殿被申候。就夫押狀にも不及事。

正月十三日。前田綱紀の女專姫江戸に生る。

〔袖裏雜記〕

口上之覺

一、當正月十三日子刻女子出生之由、昨夜飛脚到來——。

一、祝儀取遣之義、此度者彌以一門衆よりは用捨候様に、於彼地斷申様にと申遣置候。家中より之義も先令延引、參勤之上其沙汰可有之旨、兼而定置候得共、女子之義候間、結句參勤之上は如何に候條、安房・左衛門・對馬・因幡・伊豫・備後・九郎左衛門・信齋・志摩、且又備後室海元院並松村・中山・岸野・小川・河合・高津・平井、於江戸三人之年寄、此面々よりかろく祝儀送之尤事。

本文は祝簡なり

一、表面者先沙汰なしの分に候間、脇々より年寄中迄付届有之候共、應其品返答可有之事。  
一、人持・組頭其外侍中へ、右之段急度は申聞敷候間、何も手前より追々爲申聞、當分は表向沙汰なしの分に候間、可得其意旨申聞置候事。

一、今晚歟明朝、安房・左衛門・對馬・因幡・伊豫・志摩、右之爲祝廣敷迄參尤候事。

一、備後・九郎左衛門には、今夕にても早速爲申聞、明日にも登城祝詞以内々申述尤に候。信齋事同前事。

一、表向は沙汰なしの分にいたし、方々より之祝儀付届無之筈に候へども、ふかく隠密仕義に而は無之候間、其心得可有之事。

以上

正月廿三日。金澤城下に於いて藩侯參觀中は月夜にも提灯を携へて往來せしむ。

〔國事雜鈔〕

跡々より月有之節者、挑灯燈を不申致夜行候へ共、此砌火之用心のために候之條、當留守中者、月有之節も挑灯を燈致往來候様に、御裁許中へ茂可被仰觸候。月無之内者勿論之義候。右之段廻番中並横目にも申渡し、急度吟味有之首尾に候之間、可有其御意得候、以上。

正月廿三日

中川八郎右衛門  
津田源右衛門

正月。去年租米を一番皆濟したる十村等に賞賜す。

〔廳事通載〕

延寶五年拜領銀

一、小判三兩 紬二端 吉野村 藤左衛門

但御郡に而去年迄七ヶ年續一番皆濟仕に付被下。

一、小判三兩 紬二端 劍村 太兵衛

但御郡に而去年迄三ヶ年續一番皆濟仕に付被下。

一、銀子三枚 紬二端 田井村 次郎吉

但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚 紬二端 福留村 間兵衛

但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚 紬二端 淵上村 三郎兵衛

但御郡に而去年一番皆濟仕候に付被下。

一、銀子三枚

御供田村 又三郎

外に紬三端御別紙被下。

御目六ノ二通

一、右同斷

押野村 太郎右衛門

一、銀子三枚

熱野村 少兵衛

一、銀子三枚

野々市村 吉兵衛

一、右同斷

村井村 與三兵衛

二月十四日。金澤安江町に火災あり。

〔河瀬雜記〕

延寶五丁巳歲二月十四日午刻安江町火事。

〔廳事通載〕

當十四日之夜、金澤安江町火事之刻、何も組下召連、急速堂形御藏迄罷出候段尤に候、以上。

二月十六日

御算用場

御供田村 又三郎 田井村 次郎 吉淵上村 三郎兵衛

野々市村 吉兵衛 若松村 伊右衛門 上野村 十右衛門

泉野村 太右衛門 同村 次郎右衛門 長坂新村 市右衛門

長坂新村 權兵衛 泉野新村肝煎次郎九郎 上野村肝煎 伊右衛門

田井村肝煎 吉兵衛 押野村肝煎市郎右衛門

二月十九日。金澤木新保より出火し千有餘戸を燒失す。

〔政隣記〕

延寶四年二月十九日、木新保より宮腰口迄、家數千三百軒計燒失。

〔葛卷昌興日記〕

二月廿九日、今日火事出來、近年に無比類、九つ過より燒出七つ半前迄火不消、凡千有餘燒失。或五六百軒と云々。

三月十六日。子小姓を改めて奥小將と名づく。

〔菅綱紀〕

一、三月十六日向後小々姓組を改めて、奥小將組と可稱と被命。

三月十七日。新たに役義を命ぜられたるもの等の謝意を表する爲物を藩

侯に獻ずるを停む。

〔袖裏雜記〕

被仰出覺

御太刀は太刀代なり

一、御役義被仰付候はゞ、御太刀或以鳥目御禮可申上事。

一、御役料被下候節献上物無用事。

一、屋敷拜領仕もの御肴献上無用事。

但、致登城御禮可申上事。

一、子弟等或御役義或新知御加増知被仰付候節、其父兄御肴等上候義無用事。

但、致登城御禮可申上事。

以上

巳三月十七日

三月二十日。新たに新番又は歩を命ぜられたるもの、謝意を藩侯に表する法を定む。

〔御定書〕

覺

一、新番御徒被召出候節、鳥目百疋可上之。年頭御禮錢者二十疋可致献上事。

一、新番組御徒被召出候節、親或兄登城御禮可申上事。

一、平組之御徒被召出候節、親・兄登城無用之事。

一、御射手・御異風より以上被召出時者、親或兄爲御禮登城可仕。但、鳥目・御太刀前々献上候並者、其通に可仕候。御肴等上候義者無用之事。

以上

右巳三月二十日被仰出に候。

三月廿三日。追放を命ぜられたる者は假令出家したりとも領内に入るべからざることを命ず。

〔袖裏雜記〕

前田勘八義御追放者に御座候へども、出家仕罷在候故、御國之内御赦免被成候而も、例に成申間敷候哉与先御内意窺申候。惣而御追放者之義は、御斷申上品御座候而も、唯被放御扶持とは違申間、品御座候義にても御許容難被成可有御座候哉、以後例に可罷成かと奉存候。左候はゞ勘八手前之義も、其分に可有御座候哉と三月廿三日伺之處、右承届候、我等存寄候も

如此候、加様之品は許容難成候と、右紙面之末に御加筆。

三月廿四日。足輕の斬罪に當る者牢死したるを以てその子の連座を赦す。

〔袖裏雜記〕

一、籠番足輕罪科之事、親たとひ死罪之者にても、於籠屋相果候時は、張付に可申付罪科之者之外は、せがれ義は赦免の由。左候は、此籠番足輕も、張付迄之ものに者無之候條、此上せがれ免除可有之候。尤何も存寄之通、大罪には候はんすれども、奉行人さへ慥に候へば、番人躰に加様之事は爲仕不申筈に候。此籠番の者に強くかゝり、せがれ迄死罪申付候とて、已後之益には難成事候。如先格、此等番人張付までは無之事候條、せがれ免除可然候半哉之旨、三月廿四日御日附之以御眞筆被仰出候付、御尤之義に奉存候、足輕以上之義者、斬罪之者に而もせがれ死罪に被仰付候格にて御座候へども、此親之義は籠屋にて果候間、せがれ御赦免被成可然旨、同日因幡等御請。

四月朔日。老臣等誓書を藩侯に上つりその忠勤を約す。

〔袖裏雜記〕

天罰靈社上卷起請文前書

一、以御眞翰被仰聞候趣、逐一謹而奉承知候。毛頭無忘却、御志之旨趣無違變、急度相守可

申事。

一、至御子孫様、被對公方様、若御逆意之御志御座候は、幾重にも奉諫諍、奉隨御心儀御座有間敷候。御逆心於不被止者、今般奉任嚴命、御子孫様御相續、御遠忌之御作善等斷絶無御座様覺悟可仕旨、畏奉存候事。

一、御仕置之儀、萬端於私意正路を第一に、組中及諸侍中之儀、聊以偏頗之族御座有間敷事。右於相背者、忝茂右に申請所之神罰冥罰、各所可罷蒙如件。

延寶五丁巳四月朔日

奥村伊豫榮尙判

奥村因幡庸禮判

前田對馬孝貞判

横山左衛門安次判

本多安房政長判

四月七日。馬廻組柴田柄漏に切腹を命じ、その子孫之丞を刎首に處す。

〔絶家録〕

一、千石御馬廻芝田柄漏之助、延寶五年四月七日切腹被仰付。

〔五公譜略〕



延寶五年四月御馬廻柴田柄漏せがれ孫之丞、衆道事により、柄漏宅にて銀屋長右衛門を殺害す。其首尾惡敷に依而、柄漏は織田小八郎の御預、四月七日切腹。孫之丞は奥野右兵衛へ御預、右同日に刎首。

四月十五日。前田綱紀柳營に上りて參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

四月十五日月次なり。松平加賀守綱紀はじめ參觀十一人。

六月二日。再び百姓の頼母子を行ふを禁止す。

〔能州郡方舊記〕

御郡中百姓共、近年よわき百姓之介抱にて無之、手づよ成者之爲勝手与、數多頼母子仕候由相聞え候。左候へば貸物同事に候條、不依善惡に、爲致頼母子候義堅く無用に候。若此旨相背、密々にも頼母子いたし候者於有之者、急度可申斷者也。

延寶五巳六月二日

- 園田 左 七
- 水上喜八郎
- 中村彌兵衛
- 園田左太郎

後藤次郎右衛門

笹井七兵衛

御使 毛利又太夫

大阪 中村助左衛門

忌 青木平左衛門

諸郡十村中

〔加賀古文書〕

御請之事

一、向後頼母子仕義堅御法度之旨、御觸之通り村中之人々承届、奉得其意候。只今より出来頼母子仕間敷候。若親類によらず、隠候而頼母子仕、後日に脇より御聞被成候はゞ、如何様共越度に可被仰付候。爲其人々御請判形仕處如件。

延寶五年六月四日

泉野新保百姓分人々 判形

六月十日。前田綱紀の子出生し即日早世す。

〔家譜〕

某。延寶五年六月十日生金澤、同日早世。號靈松院殿。母堂京都町醫者女、後賜奥村齋宮。

今辰上刻若子様御誕生之處、月不足故御虛弱、即刻五香加黃蓮、甘草絹に包、御口中を拭、御腹中へ御吸、牛黃蜜に而煉り兩度上、獨參湯切々上、御大用・御小水通不申故、御乳上候へどもしかと御すひ不被成、乳汁さし候て少宛上、折々御胸へ御指つかへ、御痰も有之、反魂丹・牛黃圓少上、渡邊玖庵常々小兒に用付候ねり樂上、大聖奪命金丹少上候へども、御腹中へ通不申、同日申上刻御死去之旨、奥村因幡・横山左衛門・本多安房より、六月十日前田對馬迄申遣、言上之紙而共之留あり。

小産御同事に候へば、御寺へ遣不申ものに候。其屋敷之内に埋候而可然旨、女中年寄之面々申候へども、御城中と申、其上不奉窺候はでは難相成事に候。下々には左様に仕候も御座候様申候。御寺へ不奉移、下之女中屋敷之内に可奉納候哉之旨。

御遺骸下之女中屋敷へ今日奉移候。石野五兵衛・久世平助兩人の申渡、御城よりは平助並定番御徒之内三人附候而奉移候。五兵衛は御先へ遣置申候。女中屋敷に而御桶の奉納候義、五兵衛・平助附罷在候様申渡候。小産同時之義に候へば御桶へ納申に不及、御胞衣桶へ入候様に可仕旨、女中年寄衆申候得ども、其地より被仰出有之迄、下之女中屋敷に置、 誠かろくは難罷成候付、右之通申渡候。

七月二日。石川郡の百姓等宮腰に藩米を輸送する爲その馬を徵發するなからんことを請ふ。

〔改作所舊記〕

乍恐石川郡・加賀郡十村共申上候。

一、御堂形御詰米三萬石、毎年三・四月宮腰の郡馬に而御着爲出被成候に付て、御定之駄賃錢一疋に付六十二文被下候。然共御郡中高に應馬爲出申候故、耕作時分罷出何共迷惑仕候。遠所山方之者罷出候而、雨天御座候へば幾日茂致逗留、是以迷惑仕候。遠所之者又は弱馬持、宿之馬を過分之増錢出雇之儀、各様御聞被成、御定之駄賃之外増錢出候義、沙汰之限と御吟味被成候へ共、御定之駄賃にては宿馬參不申候に付て、出舟之時分遅々仕候故、宿馬雇申候。左候得者、殊之外百姓共費に罷成候。就夫當地南町紙屋六郎兵衛・安江町風呂屋九左衛門、御定駄賃に而修羅車に而も、才川より高瀬舟に而成共、宮腰御藏迄差届可申旨私共に申聞候。幸之儀御郡御助成に候間、右町人望書付之通被仰付候者、百姓共難有忝可奉存候、以上。

- 延寶五年七月二日
- |        |       |       |     |      |       |
|--------|-------|-------|-----|------|-------|
| 石川郡熱野村 | 小 兵 衛 | 同     | 淵上村 | 三郎兵衛 |       |
| 同      | 福留村   | 間 兵 衛 | 同   | 吉野村  | 藤左衛門  |
| 同      | 田井村   | 次 郎 吉 | 同   | 野々市村 | 吉 兵 衛 |

堂形は金澤に在る藩の米倉

同 村井村 與三兵衛 同 押野村 太郎右衛門  
 同 つるぎ村 太兵衛 同 御供田村 又三郎  
 加賀郡御所村 長次郎 同 大熊村 兵右衛門  
 同 南中條村 又右衛門 同 田嶋村 新右衛門  
 同 北中條村 半左衛門

八月十九日。新番徒頭・大組足輕頭・先手足輕頭の職俸を定む。

〔菅網記〕

一、十九日新令有て、新番徒頭・大組足輕頭先手足輕頭に役料各百五十石、小松馬廻番頭に役料百石を定めらる。是を料知共云。

八月廿四日。農村の神事に多人數を集合せしめ冗費を徒消するを戒む。

〔改作所舊記〕

跡々より御法度被仰渡候へ共、近年在々神事之刻人集いたし、百姓共費仕候旨相聞候間、各御裁許御郡方、急度改御申渡可有之候。若承引不仕もの有之候者、其身は勿論、村肝煎・組合頭又は其組々十村可爲越度候間、被得其意御申付尤に候、以上。

巳八月廿四日

御算用場

十九日は八月なり

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

八月。初めて御用聞役の職を置く。

〔菅網記〕

一、八月徒頭村金左衛門、足輕頭菊池彌八郎・井上勘三衛門三人を以、御用聞役といふに命ぜらる。彌八郎は、小將番頭、勘左衛門は、御用聞役是より始とす。  
彌八郎は、小將番頭、勘左衛門は、御用聞役是より始とす。

秋。風害によりて五穀熟せず。

〔政隣記〕

一、今年夏能州虚空に太鼓之聲二十日許程不止、秋大風五穀不熟。

閏十二月廿二日。前田綱紀諸士の遺族にして封祿を失ひ衣食の途なきものに扶持を與ふべきを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

一、先年諸組頭迄申出候者、侍中自然相果、其跡斷絶、母・妻等據所無之者候はゞ可言上旨に候。依之當春歟、於國元申付者木崎彌左衛門妻歟有之候。當春前田大七郎死去、跡斷絶、母堂よるべき

本文は親簡なり

方無之旨、奥小將方裁許之輩令言上候。右母事本妻にては無之、召遣候者之由覺候へども、其ものせがれ近頃迄召遣、其母等非人躰に可罷成者非本意候條、不擇貴賤是非たよるべき所無之者は、扶持可遣候。尤其者之高下により扶持之多少は尤可有之候。頃河地辰之助母同斷之由、右諸組頭わ件之趣不申出前其間有之候。其後奥小將方支配之者不能左右候條、若相果候歟、又は奉公等仕候歟、或又遠類内養之候歟、未承届候。右兩人之母、彌以何とも可申談やう無之、追而飢寒之外無之躰に、組頭裁許之者共も存定候はゞ、彌以其趣重而可及言上候。隨其趣扶持可遣之候。

右之趣對馬に可申聞候、以上。

閏十二月廿二日  
閏十二月廿八日。藤内・非人・かつたい等の法度に従はざるものあるを戒む。

〔改作所舊記〕

覺

一、能美・石川・加賀郡之内有之藤内・非人・かつたいども、をどり子並でく廻其外遊行之者に、密々宿貸候もの有之様に相聞候。跡々より堅御停止之處沙汰之限に候。惣而一夜に而も

人宿仕間敷事。

一、御郡方諸事御法度之趣、村肝煎又は藤内頭三右衛門・長兵衛方より、向後彌申渡、若承引不仕候者於有之は、其十村を以早速可及注進候事。

一、藤内・非人共せがれ或は娘など、侍方に爲致奉公候由沙汰有之候。自今以後左様之儀不仕様に可申渡事。

右之通村肝煎並藤内頭三右衛門・長兵衛方より急度申渡、來三月中請取書付を取、長兵衛・三右衛門添書之上、村肝煎致奥書、十村書付を添上之可申也。

巳閏十二月廿八日

林 十左衛門

木梨助三郎

- 長次郎 兵右衛門 新右衛門 又右衛門 半左衛門
- 十兵衛 平兵衛 次郎 吉三郎 兵衛 太郎右衛門
- 吉兵衛 小兵衛 與三兵衛 間兵衛 左兵衛
- 二郎右衛門 五右衛門 五郎兵衛 少二郎 藤次右衛門
- 三右衛門

追而申遣、かつたい共御請添書之儀は、任先例に候。

是歲。藩侯江戸に於いて他出の際に於ける行列の規模を定む。

〔袖裏雜記〕

一、於江戸御登城、並方々御出之刻、御供人之義被仰出之留。並御行列之内惣御供人從者迄之覺書。

江戸中御出之節御行列

- 一、御挾箱 二つ 四人、内二人手代左右。
- 一、御 鍵 二筋 三人、内一人手代右。
- 一、御 徒 六人
- 一、御長刀 一振 二人、内一人手代右。
- 一、御徒小頭 一人、但御長刀左の方に少引下り。
- 一、御射手 二人
- 一、御異風 二人
- 一、御先御小將 四人
- 一、奥御納戸 一人
- 一、御先角役 五人、内二人御先角、二人御簾御跡左右御先角と代りく、

一人奥御納戸役諸色御納戸役之内、一人御簾御跡左右。

十人内四人手代、御駕籠之御跡。

内一人御右。

一人御左。

二人御左右。

内一人

一人

一人

一人

一人、御裝束之時者外に一人。

二人、但御傘之左右。

並二人、相並。

二人、手代共に。

一疋、但口捕二人。

一人

- 一、御駕籠舁
- 一、御徒頭・御番頭
- 一、御使番
- 一、御使役
- 一、御横目・御小將横目
- 一、三十人頭
- 一、御徒横目
- 一、御小刀參時御徒
- 一、御傘持
- 一、御草履取
- 一、三十人組小頭
- 一、御合羽入候御挾箱持
- 一、御召馬
- 一、同齊籠持

一、此次引下り押足輕 二人相並、但又草履取の先を押。  
一、小 遣 三人、内一人御乗物おほひ挾箱に入持御供人挾箱之所、二人は御草履取の所。

一、御供人草履取 御徒迄一人充に<sup>レ</sup>二十九人。

一、御乗物日覆挾箱に入 一人

御射手・御異風・御先供・御小將・御先角・御小將、此面々組合之挿箱也。

一、御召替馬 一疋、口捕二人。

一、同沓籠持 一人

一、御使馬 一疋、口捕二人。

一、同沓籠持 一人

一、押足輕 二人

<sup>レ</sup>百一人

二町計引下り罷越、御供人革羽織・笠・合羽籠持並從者覺

一、御供人革羽織・笠・合羽等裁許人二人、但此一列惣押兼之。

一、挾箱六ツ、但御番頭一人・御横目一人・御使番一人・御使役二人・御納戸役一人、以上六人之挾箱也。

一、鎗五本、但御番頭・御横目・御使番・御使役、五人之持鍵也。

一、若黨五人、但御番頭・御横目・御使番・御使役之從者也。

一、御供中革羽織・合羽・笠籠八荷十六人、但手代共。

<sup>レ</sup>三十四人

又一・二町引下り參

一、御供人召連候從者之笠・合羽入五荷十人、但手代共。

一、此裁許足輕二人、但此足輕當座懸り也。

<sup>レ</sup>十二人

右御駕籠廻り共に三段之惣人數、合百四十七人。

右之外猶被仰出之品、且又駒込御供人之義被仰出留あり。爰に略す。

御駕籠廻御供ならび様之覺

御徒 御徒 御射手二人 御先角 御番頭 御使役 御先角替一人

御徒 御徒 御徒小頭 御小將四人 □ 御横目 三十人頭

御徒 御徒 御異風二人 御先角 御使番 御使役 御先角替二人

延寶六年

正月廿四日。頼母子講の組織に關する規程を令す。

〔國事雜抄〕

覺

一、向後町方頼母子銀之義、勝手及困窮何共難取續者は、一門中並近付之者共爲助成取立、連衆等其与之肝煎迄相達、以來滯無之様に請人等慥相極、互に證文取かはし可申候。先年より相觸候通、彌以奉公人に交中間敷事。

一、人々爲利潤、連衆之善惡によらず頼母子銀仕候義、向後堅無用之事。

一、右定を背、町肝煎にも不及斷、頼母子銀仕候もの、且又御配近、又者によらず、奉公人に交頼母子銀仕、以來出銀相滯及斷候共、聞上中間敷事。

右之通町中急度可相觸者也。

延寶六年正月廿四日

岡田 十右衛門

本町・地子町肝煎中

里見 十左衛門

奉公人は家中をいふ

正月。十村・御扶持人等をして、その職務に關し新たに誓紙を上らしむ。

〔改作所舊記〕

靈社上卷起證文前書之事

一、私共儀、御改作之御作法全相守申様に奉存候得共、彌當正月十七日之被仰渡一々承、段々至極仕申候。此跡小松並金澤於御算用場誓紙仕候得共、第一よくには心もくらみ、扱又身をおもふ故御用もそまつに罷成申に付、只今改十村御扶持人・同せがれ・手代共不殘せいに覺悟之事。

一、御改作之御作法は、百姓一人宛善惡見届、耕作成程情を爲出、米多く取、一粒も脇へちらさせ不申、諸納所爲相濟、餘り米に而つぐる年之作入用丈夫にいたさせ、一年／＼作増しに仕、百姓爲成立申様、晝夜せこを入可申事。

一、御改作之御作法は、脇がりいたさせ不申、一粒も引方無之様に縮可仕事。

一、十村共之内、御扶持人裁許之所に、一門又は念頃之もの、又は氣に入申者有之候とて、御公儀様御ために、毛頭えこひいき不仕有様を可仕事。

一、十村・御扶持人大分之御恩賞に預り、其身之儀は不及申、親子共助り罷在儀難有奉存、御改作之御作法全相守可申處に、我が才覺に而成立申様に心得、御恩をわすれ、被下物を以色

つぐる年本のま、

々に仕なし、与之内裁許之所手廻仕儀、毛頭仕間敷事。

一、利よくの手廻、我手前より不仕に而も、子共・手代又は一門共、其外目懸之者爲致候へば、自分より直に仕より猶以御公儀様を掠申儀に候へば、々様之仕かた毛頭仕間敷事。

一、十村・御扶持人手代は大事之御用等相勤申儀御座候。然所に彼手代は、村々の内に而物もかき小口もさゝ申者必たおれ、名代奉公仕申候。其外町方・浦方にても、右同事之もの名代奉公仕候間、晝夜勢子を入、毛頭御法度相背不申様縮り可仕候。殊御代官分米納に遣申者は、諸百姓より禮義禮物取不申、えこひいき無御座候様、堅せいしいたさせ、せこを入可申事。

一、組之内裁許之所村廻仕候へば、觸つけ口ふさぎ候様に仕なし、小百姓一人／＼手前見届聞届不仕儀、第一悪敷儀御座候。向後成程念を入、身をかだみ不申様村廻り可仕事。

一、十村・御扶持人中間・中惡敷候へば、諸御用之間、其上互のいぢを以御用ろくに達不申候間、向後は相嗜中間の中能可仕候。勿論中間の中何々に付而も無遠慮可申間事。

右條々相背申におゐては、一代願申後世無に罷成、其身之儀は不及申、二人のおや並子共無間に沈、うかむ世更に有御座間敷候。仍起證文如件。

延寶六年正月

二月十日。收納藏・作食藏及び鹽藏の防火法等を定めて郡奉行に示す。

〔改作所舊記〕

能美郡御收納藏之覺

- 一、五つ 小松鹿小屋 一、五つ 泥 町 一、一つ 七十間多門
- 一、三つ 安宅二堂本 一、二つ 同山王 一、三つ 今 江
- 一、二つ 寺 井

石川郡同斷

- 一、八つ 本 吉 一、一つ 松 任 一、一つ 野々市
  - 一、二つ 劔 村 一、十 宮 腰
- 加賀郡
- 一、二つ 南 森 下

右御收納藏近所火事之刻、手寄之十村小百姓共召連罷出、火を防可申候。近所之十村居不申所者、肝煎共支配いたし、小百姓共召連可罷出事。

一、作食藏並鹽御藏にも、是又右同斷。

一、御旅屋へも罷出、御旅屋御奉行並御旅屋守に相斷、指圖を受火を防可申候。勿論人割相極候ば、兼而御旅屋御奉行並御旅屋守に、各より御申入可有候。



一、御收納藏屋根雪かき之儀は、至其時相斷受指圖可申候。俄に大雪ふり藏あやぶく候はゞ、火事之刻罷出申人割御極置候在々より罷出雪かき、追而人數以下書出候様尤に候。

一、御收納・作食・御鹽藏に盗人入有之、番人計にて難捕候はゞ、拍子木急打可申候。何も聞付次第、早速出合捕之様に、番人にも、御藏近所百姓共にも、兼而御申付置可有之事。

右之通得其意、十村共に被相尋、人割御申付可有之候。相究候はゞ此場へも書付御出し置尤に候。各御支配所にて無之藏所へは、人割相極次第御申付置可有候事。

二月十日

御算用場

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

〔加藤氏日記〕

羽咋郡御收納藏之覺

一、二つ 今 濱 一、六つ 塵 濱 一、三つ 川 尻

一、四つ 富 木

能登郡右同斷

一、五つ 七 尼 一、五つ 野 崎 一、四つ 熊 木

一、二つ 田 鶴 濱 一、三つ 金 丸 一、三つ 大 町

一、三つ 笠 師

珠洲郡右同斷

一、三つ 飯 田 一、一つ 鶴 飼 一、二つ 蛸 島

一、一つ 正 院 一、一つ 大 谷 一、一つ 松 波

一、一つ 立 壁 一、一つ 小 木 一、二つ 鶴 島

鳳至郡右同斷

一、二つ 時 國 一、一つ 大 澤 一、五つ 道 下

一、一つ 皆 月 一、五つ 宇 出 津 一、二つ 中 居

一、二つ 乙ヶ崎 一、一つ 劔 地 一、四つ 輪 島

一、一つ 小田屋 一、三つ 鶴 川 一、一つ 松 波

一、一つ 甲

右御收納藏近所火事之刻、手寄之十村小百姓共召連罷出、火を防可申候。近所に十村居不申所は、肝煎共致支配、小百姓共召連可罷出事。

一、作食藏並鹽御藏にも、右同斷之事。

一、御收納藏屋ね雪かき候義は、至其時早々相斷受指圖可申候。併俄大雪降御藏危候はゞ、火事之刻罷出申人割御極置候在々より罷出雪かき、追而人數以下書出候様尤に候。

一、御收納・作食・御鹽藏に盜人有之、番人計に而難捕候はゞ、拍子木急に打可申、何茂聞付次第早速出合捕候様、番人にも、御藏近所百姓共にも、兼而御申付可有之事。

右之通被得其意、十村共は被相尋、人割御申付可有之候。相極候はゞ此場にも書付御出置尤に候。各御支配所に而無之御藏にも、人割相極め次第御申遣可有之候事。

戊午二月十日

御算用場

近藤四郎左衛門殿

脇田 小左衛門殿

二月十九日。石川郡粟ヶ崎附近に於いて鳥獸を捕獲すべからざる等のことを令す。

〔改作所舊記〕

去々年如被仰出候、於粟ヶ崎近邊鳥殺生者不及申、獸何に而も取候儀、彌以堅御停止之旨、今一通り被相觸、所之者又鳥見共にも、江戸より急度被仰出候由、嚴重に被可申渡旨被仰出候事。

一、大野之渡・粟ヶ崎之橋、鶉之毛を切、粟ヶ崎之方には一向鷹又は犬通し申間敷候。若仕逃鷹來り候節、其者之鷹匠など斷申候共、大平原右衛門敷、御郡奉行は不斷して不可相渡候。左様之斷聞届、鷹爲相渡候はゞ、其中渡候者より言上可仕候。犬などにかし來候ともこらへ置、右之者迄斷、其段聞届可相渡、是又右同斷之事。

一、粟ヶ崎御旅屋番之者、獸何によらずあたらざる様に可被申付事。

但、是は御旅屋御庭などへ狐・狸・鼬之類出候節、あたらざる様にと被思召候御様躰之事。

一、粟ヶ崎廻之鳥、御異風共遣之、爲打可被申事。

是は鳥ひばり子を取可申候。其上御鷹狩之節さわりに成可申候。今程水鳥も居不申時分候故、爲打候様にと被思召候事。

右之趣被仰出候條、委曲被得其意、御家中御申觸、御鳥見所々百姓等も急度可被申渡候。勿論右之外御法度場、跡々之通御座候。此段者今程被仰出に而も無之候得共、爲御心得如斯に御座候、以上。

戊午二月十九日

奥村 伊豫

横山 志摩

奥村 因幡殿

二月二十日。鞆を使用するものに防火の設備を行はしむ。

〔國事雜鈔〕

覺

一、やくわんや・かざりや火袋いたし可申事。

但、屋ねひきく火の用心あしき所、やねうらぬかせ可申事。

一、白かねや細工所も、念を入かべをぬり、随分火の用心可仕事。

一、大雨ふり申夜は増番用捨之事。

右は御口上に而被仰渡候、以上。

午の二月廿日

三月六日。改作奉行等令して郡中より出づる奉公人の故なく業を廢し郷里に歸るを禁ず。

〔司農典〕

一、當春下々出替に付、御郡方より出候奉公人共、不依男女無故引込申由に候。此義御郡奉行より是跡申渡有之候。然共近年作毛能候故、假令奉公仕候者、當分在々に引込休仕、百姓

費に成申旨相聞え候條、奉公可仕者共は、早速罷出稼申様に可申渡候。人手無之、開作手間引込申者は、十村聞届爲引込申候。

一、去暮より春に至、御郡方に大分材木・酒肴等買申旨、百姓共奢り申躰に候。惣而百姓榮耀仕候事、兼而御停止有之候得共、密々作事等仕候儀、其方共不吟味故に候間、彌改急度可申渡候。勿論此紙面見届候はゞ、人々判形候而落着より此方へ可相返候、以上。

午三月六日

水上喜八郎	中村彌兵衛
園田左太郎	後藤次右衛門
青木兵左衛門	笹井七兵衛
毛利又太夫	中村助左衛門

羽咋・能登・鳳至・珠洲御扶持人・十村御中

三月十八日。郡奉行に命じ郡中より出たる奉公人の歸農するを停めしむ。

〔改作所舊記〕

當春は男奉公人一切無之候之由相聞候間、在々に引込申間敷旨、百姓並頭ふりども手前縮仕候様、十村より可有御申渡候。子細有之引込申者は、十村聞届吟味之上引込候様尤に候。持高之儀に付引込申者之事は、改作御奉行より委細申觸候、以上。

三月十八日

御算用場

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

三月廿八日。山林巡廻の足輕に鑑札を與へてその證とすべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

圖略す

松山並御林爲縮、足輕先規より廻候に付、先々在々に而肝煎共方迄立寄、判形取申様に申達候間、如此之木札一枚之内、丸に吉之字、丸に木之字焼印、並拙子共印形有之木札持參候者判をも遣可申、則見合之紙札一枚宛遣候。不及申、何に而も馳走がましき儀一切仕間敷候。札無之者は判形をも遣申間敷候。勿論馳走がましき儀、請可申など、申者有之候共聞入申間敷候。此段在々肝煎へ急度可申渡候、以上。

三月廿八日

木梨助三郎

林 十左衛門

石川・加賀郡十村中宛

追而肝煎不在合節は、与合頭一人誰に而も判形いたし可申候、以上。

三月。村高・物成・代官米・作食米の額及び各村の繪圖等に關して秘密を

嚴守せしむ。

〔上田舊記〕

口上之覺

一、従先規跡々高・物成、其外御代官米・作食米高等、他見他言仕間敷旨誓詞被仰付置候。然所跡々物成都合さへ尤隱密仕候得者、誓詞算用相立申与心得、跡々一村にて之高・免附杯書出申者有之与相聞候。向後右之品、且又村々繪圖、餘奉行は不及申、拙子共中間より申付候とも、御算用場御印に而被仰渡無之候はゞ、一切書出申間敷候。御用之品に而、四五ヶ村之繪圖又は高杯書出候儀は格別に而候。若脇の洩候はゞ、急度越度に可被仰付事。

三月

改作奉行

四月六日。藩侯の歸國に先だち往還筋を修理せしむ。

〔改作所舊記〕

今度就御歸國、往還道損申所、請取之組切に道爲作可申候。道番之者共彌情を出候様に、急度可申付候。勿論敷砂並双方之土居芝敷申儀は一切無用に候。損候所迄修理仕等に候。大損、百姓普譜にて不能成所は、兼而斷可申候、以上。

四月六日

林 十左衛門

木梨助三郎

毛利又太夫 中村彌兵衛  
 園田左太郎 青木平左衛門  
 水上喜八郎 後藤次右衛門  
 笹井七兵衛

四月十日。百姓の酒・地黃煎・小間物・吳服類等を購ひ奢侈の生活を爲すを禁ず。

〔改作所舊記〕

先達而申入候得共、頃御郡宿々在々、酒・地黃煎或こま物或着類等、商人共致持參、大分商賣仕、且又百姓共之内にも、跡々無之商賣有之様に相聞え候。此儀先年改作に被仰付候より、百姓榮耀之買物仕候儀御停止に候得ども、近年作毛宜候之故、密々相背申者有之由に候間、村肝煎書付は十村に取置、十村御請は各方に取置可被申候。其上横目を切々出可申候。其通御申渡可有之候、以上。

四月十日

御算用場

〔改作所舊記〕

先年御改作に被爲仰付候刻、在々百姓酒・肴或は衣類等によらず、えやうの道具を買申儀堅御

停止被仰付候處に、頃在々酒・肴多かひ申躰相見え申候。左様候在々は手前宜故に候間、只今永代之上免被仰付候歟、又は追出し可被成旨被仰渡候。就夫御横目御出し候間、向後酒・肴えやうの道具買申間敷候旨被仰渡、儘に承届申候。則私共村々百姓中・頭振等に至迄急度申渡、人々縮仕置申候。若不縮に仕、相背申もの御座候はゞ、いか様成共曲言に可被仰付候。爲其後日之御請判形仕上申候、以上。

延寶六年五月

肝煎 たれ  
 子合頭 だれ

五月朔日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

五月朔日拜賀例のごとし。松平加賀守綱紀・藤堂和泉守高久就封の暇賜ふ。

六月十六日。藩侯將に江戸より歸國せんとするを以て郡中に馬匹を準備すべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

一筆申入候。中將様御機嫌能、來廿一日此地御發足可被成旨被仰出候。先頃申達候通、御供中荷物等寄馬數六百疋程入候間御通被成候。前日より其宿に集置可被申候。諸事無滞様に可

途出本のま

被申付候。御泊り付、去頃書付遣候通替儀無之候。

右之御日限御途出被遊候はゞ、追而可申達候、恐々謹言。

六月十六日

前田 對馬

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

七月二十日。石川・加賀二郡の十村等松山に町人を入らしめざるべきを請ふ。

〔温故集録〕

乍恐石川・加賀郡松山之村々十村共申上候。

一、柴山松林に罷成申候に付而、こすわさらへ百姓かせぎに仕候處、近年六さいと御座候而、町人大分に入込、百姓共耕作に懸居申内さらへ取申に付而、百姓中耕作取集仕廻時分に者、曾而こすわ無御無候。大分御山地子銀出し、山々かせぎ不仕候に付、百姓めいわく仕候間、向後御山地子銀出不申候者、入込不申様に被仰付可被下候事。

一、先年は山地子銀出不申者、山に參薪仕度と存候ものは、山主に斷、納得之上禮錢出し、こすわさらへ申に付、百姓と町人とも能御座候。近年はおつけ候様に仕、年中山廻脇町之

こすわは落葉なり

おつけはおしつけ歟

者は、口すぎをも仕る町人も御座候事。

一、先年は松茂り候へば、三年廻りにも下苧被仰付、近年は松之木大分に出來仕、草柴苧申所も無御座候程、實生松茂り申候故、柴之根もたえ申所御座候故、高直にも罷成申候御事。右之通被爲聞召上、先年之通被仰付被下候者、百姓中難有忝奉存候、以上。

延寶六年七月廿日

少 兵 衛 二 郎 吉

吉 兵 衛 大 郎 右 衛 門

長 次 郎 新 右 衛 門

又 右 衛 門 兵 右 衛 門

半 左 衛 門

木梨助三郎殿

林 十左衛門殿

按に六齋日に金澤市中の者松葉かきに入込みたる事は、改作所舊記に五日・十日・十五日・二十日・廿五日・廿九日、右金澤足輕休日に付、六齋山へ入込こすはかき可申旨、寛文四年二月四日改作御奉行より御郡方へ申渡す見ゆ。

八月二日。津田内記家來下田文丞、多羅尾左内の子左門を殺したるを以

て斬刑に定めらる。

五五〇

〔袖裏雜記〕

多羅尾左内せがれ左門相手、津田内記家來下田文丞手前、於公事場吟味之趣、左門手敷之様子に而は、荷擔人可有之様に候へども、文丞口上荷擔人無之旨申候上は、拷問等可被仰付外無御座候。然共兼而意趣等有之義も無御座、辻喧嘩同事に候へば、拷問には及間敷歟。躍場へ可罷越与存罷出候由。躍は御法度に候へども、先頃之吟味一通りにて落着可被仰付哉之趣、八月二日因幡等より伺紙面に、表書之趣一々承届候、如紙面辻喧嘩同事之躰候間、早速殺害尤存候。元より躍場へ可罷出様子に候へども、左門相果有之所者、躍場と程隔候間、其穿鑿までには不及事存候。彌替存寄無之候は、右之通可被申渡候旨等、御裏書に付、乍恐御尤奉存候。私式替存寄無御座候。如例公事場於籠屋、早速刎首申付候様、公事場御奉行召寄可申渡旨、同日御請。

八月十一日。領内に命じて古書・古器等を有する者あらば之を藩侯の閱覽に供へしむ。

〔改作所舊記〕

今度御郡中並町方其外寺社方等被相觸書付爲上可被申品々覺

一、古き書類。

一、古き器物類並武具之類。

一、古き書翰之類。

一、寺社共に縁起之類。

一、假令一紙半紙之物に候共、何とぞ古き事など書申候物、或其事不全、反古之裏などに書候物に而も、其品書付爲上可申候。

右之類所持之者有之候共、今程爲志不差上之候歟、何とぞ故候而書付上不申に付、以來上候事も難仕与存候族も可有之候。左様之儀少も不苦候條、今度子細候而書付上不申分は、至後年何時に而も申上宜候間、被存其旨被申觸可然候。

以上

一、加州御郡中に有之古き書物之類、替たる古き武具、並諸道具於有之者、何に而も御覽被爲成度旨被仰出候由、奥村伊豫殿・横山志摩殿御申渡候。

一、御書出古き武具と有之所、爲心得申遣候。第一弓之道具、常に替たる持傳たる物候者書記可上之候。其外具足・甲・刀・脇刺・鎧・長刀、其外之武具も、常に替たる物候者書記可上候

半人は浪人

由。

右品々寺社並醫師・半人等、十村裁許罷成分に何も申聞、譬反古之裏に書候物に而も、家に傳、或は古き物に候由に而求置候共、是又同事に候。

一、諸家共に、寺方は其旦那をかたらひ、十村申入、縁起等並珍敷書物・器物候者、其様子、目錄に記、拙者共方迄可指越候。

一、役に立候物共不存候而、有來候書物等可有之候間、必々様之物上候儀如何と遠慮仕に不及候條、何に而も古き物候者、拙者共方迄可差越候。

一、若此度取落、或は置所尋不付、上おくれ候而も少も不苦候間、いつに而も上可申候。毛頭其氣遣仕間敷由被仰渡候。

右其方共与下末々に至迄、念を入早々相尋、与切に寺社方共に此方迄可指越候。寺社方、若其方共より申入兼候處於有之者、其段可及案内候。伊豫殿・志摩殿より之御書出、別紙に寫遣候。紙面之内難心得候者相尋可申候。勿論小松・本吉・宮腰之儀指除可申候。

八月十一日

林 十左衛門

木梨助三郎

三郡は加賀なり

三郡十村中

八月廿八日。金澤淺野川馬場に馬市を開くを以て郡中の馬匹を出場せしむべきことを通牒す。

〔改作所舊記〕

淺野川馬場就當馬市、各様御支配御郡之内、市望申馬所持仕候者於有之は、早速馬場へ既入仕候之様に可被仰渡候。私共當市奉行被仰付候故如此候、以上。

八月廿八日

佐々木左門

山森清左衛門

八月廿九日。金澤町年寄の員數を増して四人となし各三人扶持を給す。

〔續漸得雜記〕

近岡屋彌右衛門 福久屋新右衛門 北村屋彦左衛門 淺野屋傳右衛門

右之通町年寄、向後四人に被仰付、一人に三人扶持宛可被下旨被仰付之條、被得其意可被申渡候、以上。

延寶六年午八月廿九日

奥村 因幡

前田 對馬

横山 左衛門



本多安房

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

私共町年寄役、向後相役四人に被爲仰付、一人に三人扶持宛可被下旨、忝仕合冥加至極に奉存候、以上。

延寶六年午八月晦日

近岡屋彌右衛門

福久屋新右衛門

北村屋彦左衛門

淺野屋傳右衛門

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

右四人町年寄就被仰付、蔣懸乗物御免許被成候様に、各斷之通何茂申談、大御横目申渡候間、被得其意可被申渡候、以上。

延寶六年午九月十二日

前田對馬

里見七左衛門殿

岡田十右衛門殿

八月。石川郡笠舞村の非人小屋に收容する貧民の給與を定む。

〔袖裏雜記〕

飯米之定

一、五合。里子一人一日之飯米。

右御普請役相勤候節者、二合五勺晝飯爲給可申候。但三日相煩候はゞ増飯引、本服仕候者以前之通里子に可申付候。外廻・二錢・そり・坂番・宿見・釜所、以上六色之役相勤候者は、一合充増飯爲給可申候。外才領役相勤候節者、増飯一合五勺充爲給可申候。

一、三合。小遣十三歳より十五歳迄同斷。

右之外使等多節は一合宛晝飯爲給可申候。永々相煩候はゞ増飯引、本復仕候はゞ又小遣可申付候。

一、三合五勺。小遣十六歳より十八歳迄同斷。

右同斷。

一、四合。——小遣十九歳以上。

右同斷。

一、五合。——清光長右衛門並弟八兵衛。

常細工仕候者二人に二合五勺充、大細工仕候節は一人二合五勺充、晝飯爲給可申候。

一、二合五勺。右長右衛門母並妹。

一、二合五勺。里子之外惣非人之男十歳以上。

但、小屋頭・捨子並無親子預申者には、五勺充増飯爲給可申候。

一、切支丹類族に附置候居小屋者三人に者、一人に一日一合五勺充増飯爲給可申候。

右之通爲給可申旨被仰出候條、被得其意可有裁許者也。

午 八月

津田 宇右衛門

齋藤 中務

岡田 十右衛門

里見 七左衛門

岡嶋 五兵衛

非人小屋裁許御奉行中

〔袖裏雜記〕

一、非人小屋七十七圍。定渡り物かまき。敷筵・下蔭・手桶・切桶・窓張・簾・簀・出口懸筵・杓、年

中一度宛被下、損候節は爲修復、不時に非人共自分に鳥目出し合調候錢高、大概三十三貫文計。

右飯米増被下候様仕度、右不時入用之分も被下候様仕度趣、大學紙面出、僉義之趣六月九日伺之處、兩様共可被下趣翌日御意。翌年四月之處に御増被下候義、先御延引被爲在候方に而可有之哉、十三日に江戸へ申上候留あり。

九月四日。藩侯の御用豆腐屋等大豆購入の爲新潟に派遣せらる、を以て請書を提出す。

〔國事雜鈔〕

覺

一、銀子二十枚

矢津屋 彌三右衛門

一、同

豆腐屋 市右衛門

右兩人越後新潟に大豆調に被遣候に付、銀子拜領仕、難有仕合に奉存候旨御請、私共手前へ受取置申候、以上。

九月四日

岡田 十右衛門

里見 七左衛門

本多安房殿

前田對馬殿  
奥村因幡殿  
横山左衛門殿

九月十三日。佐々主殿の罪狀を糺彈する爲特に主任を命ず。

〔袖裏雜記〕

一、佐々主殿手前御穿鑿、左之者共に可被仰付哉之趣、九月十三日伺之處、其紙面之末に右之通可然旨御加筆。

松平玄蕃・玉井勘解由・菊池十六郎。

大御横目・公事場御横目二人、此内一人野村與三兵衛  
大橋又兵衛

右主殿手前之義に付、左之通御眞筆寫あり。公事場奉行言上之紙面に付、重而申渡書覺。

一、初ヶ條之趣は、重而承儀無之事。

一、第二ヶ條、組頭申渡所違背依有之、致寺入可請年寄中指圖所存之由。其身如在於無之は、何分にも組頭迄可申入義に候。假令一度不所存之様に承成候共、無割申斷上、聞届間敷子細無之候。若又其身越度有之は、組頭迄其身之通幾重にも歎之、其身越度之上は是非に組頭可任指圖之處、却而令違躰、其身如在之有無共に所存越度之事。

一、第三ヶ條當組頭申渡所令違背、其上雖召寄之不任其意候事、其身存趣有之は、幾度も組頭へ可申談義候。若所存之趣是非に達聽度存詰候は、達而組頭迄可申談候。縦令組頭不宜存義に而も、強而於申之者、兎角に一往年寄中迄も可申述候得者、善惡に付組頭を指除申所爲有間敷事に候。人馬の帳面有人を減記申段、掠上義と存旨、尤其謂如有之相聞候得共、一先其存寄組頭迄申述、兎角に如指圖帳面可調由組頭申渡におゐては、何様にも任其意候とて、掠上道理無之候。組頭再往申渡義違背之段、却而上をなみし申義に候。然者前後之組頭へ對し違背之族、一として其所存難立共、以我意之仕合不届之事、右之趣重而可相尋候。最前穿鑿之節は、彼者申分迄を承躰に候。此度件之趣一々逢吟味、とかふ所存之旨趣於無之は、上に對し我意之仕合に候條、切腹可申付、彌僉義有之、別に存寄無之候は、右之條々可遂穿鑿之旨、奉行人へ早々可被申渡候以上。

十月七日

右聊存寄無之旨御請、且右被仰出之趣、公事場奉行へ申渡之覺書留あり。其末に左之通留ありて、其外之留は不見。當主殿右御穿鑿中、村井藤十郎へ御預、嫡子孫助は前田萬之助へ、次男平五郎は加藤圖書へ、三男久三郎は葛卷十右衛門へ御預に而、左之紙面は切腹之節之檢使と見ゆ。

切腹は十月十日なり

この一行は  
親筆なり

紙面之趣見届申候。

五六〇

覺

一、佐々主殿・惣領佐々孫助。

九里覺右衛門・齋藤中務・神尾伊兵衛・小泉勘十郎。

一、次男佐々平五郎・三男佐々久三郎。

野村與三兵衛・吉田左太夫・井上久太郎。

右爲檢使可被遣候哉、以上。

十月九日

〔袖裏雜記〕

覺

一、佐々主殿事、高田勘右衛門組に罷在候内より。高借銀有之付而、返辨等之品勘右衛門萬端致指圖候處、得其意、知行高千百之内七百石借銀返辨之方に除置、殘知三百石を以勝手仕拂可申旨積帳出候處、其以後隱置候借銀も有之、悉致相違候事。

一、延寶三年極月廿六日之夜、與力藤澤市左衛門・本多安房家禮篠井源五右衛門兩人、勘右衛門宅へ罷越、主殿義組頭之申渡を背、只今申披可仕様無之候間、致寺入指圖次第切腹可仕と

申候。先押置申候、如何可仕哉と兩人申に付而、勘右衛門申候は、此方より指圖仕義に而無之候、其段勝手次第之旨、市左衛門・源五右衛門に申達候。此義如何之首尾に候哉、且又除知七百石を以借銀の方へ拂候趣、帳面調出候様に申渡候へども、至翌年之秋も右之帳面出不申候事。

一、當組頭九里覺右衛門・齋藤中務方迄、去年之秋大借銀に而御座候間、過分之除知仕返濟之内、御番迄相勤申度旨書付出、其趣組頭より達御聽。其以後大横目迄右之通相違無御座候旨、主殿御請上之。知行高千石之内除知五百三十四石之帳面、並藏宿預り狀出、除知奉行へ組頭より相渡候。依之當年之人帳之義、組頭より度々申渡候へども、何廉難立及斷書不申。剩組頭より、御用有之候間可罷出旨度々申遣候刻、御番等乍相勤病氣之旨に而罷出段不禮之仕合之事。又(以下缺文)。

〔下學老談〕

延寶年中佐々主殿、千石の士なりしが、莫大の借銀にて、屋上皆朽やぶれつれども、是を修覆すべき金銀なく、雨天には間の内にかかささしるたるやから故、松雲公其放埒をなし勝手をとり失ふをいからせ給ひ、村井藤十郎宅にて切腹被仰付なり。依て死後家財を改むるに、千石あたりの武具美々敷揃へ、且其の具足櫃の内に金子五十兩を收め、其外家士の着用

難立本の儘

にも、各二・三兩宛金子を差添置たるよし。是等貧には及ぶといへども、士道を守る志感すべし。

九月十六日。諸士の嫁娶に際し、髷・身間に交換する禮物の額を定む。

〔菅綱記〕

一、是月十六日新令あり。群臣嫁娶婚禮に髷・身間の往來、職祿の高下に不依、或太刀馬代或青銅等、双方同事に用ふへし。但、祿の多寡に應じ、禮物相同じうせんすれば、縦は一方組頭以上たりとも、或青銅二百疋或百疋を用ひて一方は可應之也。

九月廿三日。前田光高夫人清泰院の二十五回忌法會を江戸傳通院に於いて執行す。

〔御日記〕

一、同廿三日に清泰院殿廿五回忌に付、傳通院にて御法事あり。依て御名代として、稻葉美濃守を以て、御香典白銀二百枚を被遣之。

九月廿七日。諸士より藩侯に提出する由緒書に親類縁者の義絶したるものをも記載すべきことを命ず。

是月は九月

同は九月  
名代は將軍  
のなり

〔御定書〕

覺

御家中由緒書等差上之候刻、親類縁者之内義絶之者除之候儀如何敷候。左様之子細有之分者、猶以被聞召度事候間、自今以後實名等不殘書載之、肩書に其意趣可記之由被仰出候條、可被得其趣者也。

午九月廿七日

十二月。前田綱紀、清澤願得寺の所在を質す。

〔改作所舊記〕

一、願得寺と申寺有之候か、若昔有之候得共、今程及追轉跡屋敷迄有之候間傳申候哉と御尋に付、私共組下相尋申得共、願得寺と申寺昔より無御座候。  
一、清澤村と申在所在有之候。又は在所之内小名にも有之候哉と御尋に付、私共と下相尋候得共、一ヶ村・小名にも無御座候。爲其書付を以申上候、以上。

延寶六年十二月十六日

一、劔村清澤町と申は、蓮如上人御子五人御座候内、其末子願得寺と申寺劔村に御座候。其寺へ参り申坂を御坊坂と申候。其坂の下に清き澤水御座候に付、清澤町と願得寺御付被成候

由聞傳申候。其砌願得寺上之方へ御登り被成、寺退轉仕申候。其屋敷跡御座候へども、只今は島に罷成申候。

午十二月

是歲。木下順信を祿す。

〔袖裏雜記〕

木下順信義、順庵御加増同事と被思召に付、御扶持方可被下旨被仰出、二十人扶持被下候と見ゆ。

延寶七年

正月廿九日。郡中に命じて櫛實を賣上げしむ。

〔温故集録〕

さわし候とち、御臺所にされ可申躰に候條、早々郡方へ被仰付、二・三斗計、其より少分は何程に而も有次第、早速上候様に可被仰付候。若とち無之子細御座候はゞ、十村書付御取可指越候、以上。

正月廿九日

木下順信は順庵の長子

正月。火災に罹りたる百姓に與ふる建築用材木の種類數量を定む。

〔改作所舊記〕

- 一、火事人共、御貸銀有之者は、向後空道具之松材木被下、柱は不被下候事。
- 一、御銀借不申者共、舟之手寄惡敷所に候者、空道具並柱不被下事候。
- 一、二間梁、桁間三間より上
  - 三間九本空道具、但目通二尺五寸迄、但三間梁は是より少大き可相渡候。
- 一、二間梁、桁間四間より上
  - 三間十八本空道具、但目通二尺五寸迄同斷。
- 一、二間梁 桁間五間より上
  - 三間二十一本空道具、但目通二尺五寸迄同斷。
- 一、二間梁、桁間六間より上
  - 三間二十四本空道具、但目通二尺八寸同斷。
- 一、二間梁、桁間七間より上
  - 三間二十七本空道具、但目通二尺八寸まで。

右延寶六年被下材木共平均、御算用場に而何も御相談に而、同七年未正月より如斯被下御定。

延寶七年己未正月

右村中の被下材木定書之趣候條、向後松材木願候而々勿論吟味仕、相違無之様に尤に候、以上。

未二月四日

木梨助三郎

林 十左衛門

二月晦日。奉公人に關する規程を嚴守すべきを命ず。

〔加藤氏日記〕

覺

一、御家中一季居之下々、三月廿日を限。不在付奉公人に宿貸置候もの有之候か、奉公人自宅に隱有之、或日用或商等仕もの於有之者、露顯之上可爲曲事。但百姓分之者、在所引込不申候ては田地あれ申由、十村に斷之族有之候ば、御郡奉行・御改作奉行吟味之上、御算用場御奉行爲申聞可受指圖事。

附、病人は其所々肝煎聞届、公事場に可及斷。病氣本服仕候はゞ、御定之給銀日割を以引落し、残り之分可相渡候。若又主人非分申懸候はゞ、金澤に而は公事場、江戸に而者割場御奉行に可申斷候事。

是月は大盡なり

一、奉公人召抱候節、相對を以品を替、御定給銀之外増銀等遣族候はゞ、主人可爲越度候。但年季之奉公人、並季を重召仕におるては、増銀各別之事。

一、鍵持・馬捕・草履取、跡々如御定、狀箱等之輕き宮物可持候。居屋敷且普請掃除等之義勿論之事。乗物昇・平小者之分は、大小によらず荷物もたすべき事。

右之趣先年も申觸候通、彌相違無之様に御支配中の急度可被相觸候。御披見之後御名下可有御判形候、以上。

延寶七年二月晦日

松平 玄蕃

玉井勘解由

菊池十六郎

近藤四郎左衛門殿

渡邊源兵衛殿

三月朔日。在江戸の吏、小田原侯大久保忠朝より借銀を申込まれたることを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

猶々勘解由切紙懸御目候。加賀殿ため縦御借被成候而も、世上之口すさみ御笑止に存候へ

加賀藩史料 第四編 延寶七年

當二十六日は二月なり

名馴は馴染なるべし

中將は前田綱紀

ごも、是非も無御座候、以上。

一筆致啓上候。中將様御機嫌能成御座候由、珍重に奉存候。然者當廿六日中山勘解由私宅に用所御座候由に而被參候へ共、折節致他出私參候先を被相尋、稻葉石見殿迄切紙越被申付、勘解由方へ罷越候へば、大久保加賀守殿公義より過分に拜借、脇借も御座候へども、所替遠方え引越、扱者火事に付御差詰、最早脇借之才覺手つき候間、御名馴も無御座御無心成義候へども、從中將様御借被成候様にと、加賀守殿御願之由被申候。其後加賀守殿へ參候へば、家老服部清兵衛罷出、勘解由被申候通爲申聞候。私挨拶者、御家中身躰成不申候故、方々に而御借金被成候加賀守殿事に候間、又々御借金被成候而成ども、御取替被成候事も成可申かに候へども、脇へ當りも可有御座与難計候。兎角狀に而は難申上候間、御參勤之時分可申上与申述候。當年者貴様御供番に候間、何も爲御相談申進候。不慮之義加賀守殿御頼、扱々迷惑仕候。猶期後音之時候、恐惶謹言。

三月朔日

前田帶刀 名乗判

奥村因幡様 人々御中

〔袖裏雜記〕

去朔日之貴札致拜見候。彌御健康に御座候旨珍重奉存候。中將殿御堅固御座候間可御意易候。

近日此地發足可被致參勤旨被申候。然者前月廿六日中山勘解由殿 御紙上之趣承知仕

候。則同役本多安房・横山左衛門・前田對馬申聞致相談候。尤加賀守殿之御事御座候へども、如御存知家中之者共之貸銀も、要脚不足仕候故、江戸・京・大坂並御領國中より借銀被仕候而、家中之者共救ひ被申候。依之此節彌要脚不足仕、當年參勤候入用ひしと手づかへ仕候故、是以只今不足分借用被仕候事に御座候。其上貴様御存知之通、紀伊守殿などより申來候金子之義、許容不被仕事に御座候へば、向後何方之御無心に而も許容被仕間敷様躰に御座候間、兼而其御心得被成、勘解由殿並加賀守殿家老衆へも、右之趣可然様に被仰入可被下候。勘解由殿手紙致返進候。何事も追付致扨從罷越可得其意候、恐惶謹言。

三月十四日

奥村 因幡

前 帶刀様 貴報

未三月十六日、右返書之草藁入御覽候處、此通一段宜旨被仰出。

三月十四日。藩侯の參觀に際し旅費足らざるを以て郡中に用銀を貸上げしむ。

〔改作所舊記〕

殿様近々江戸御參勤にて候所、道中御入用銀不足被遊候。近々にも上方にて成共、御借可被



成候得共、俄之事にて候へば、當町並御郡方より御借不被成候はでは、御參勤手聞申候。尤去々年御郡方よりも銀子御用に立、餘慶は有之間敷候へ共、今程之儀に候間、何とぞ仕候而早速可上事に候。一世之御奉公不過之候之間、萬事かへりみず御用に可立銀子直々に此場へ持參候様に、御支配中へ委細可被申渡候。尤去暮元利下候銀子も、人々手前に有之筈に候。致遅々候へば御用に不立、無詮事に候條、成程々々急上候様尤に候。利足先々之通と存可申候。追而宜可申上と可有申聞候、以上。

三月十四日

御算用場

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

三月十九日。斃牛馬の皮を剥ぐべき革多を定め且つ皮革の賣買に關して令す。

〔廳事通載〕

覺

一、御分國於所々斃死之牛馬はぎ候儀、跡々如御定、御役皮上來り候かはた共可爲裁許候。加州・能州は加賀郡淺野村かはた共支配可仕候。越中は礪波・射水・新川三郡之かわた共、以來

支配可仕候。右かわた外之者密々皮はぎ賣買仕義、前々より堅く御停止に候。自今以後違背之者有之におゐては、急度曲事可被仰付事。

附、於所々かわ細工仕者、右かわた共方より皮買、御國・他國によらず賣買仕義御構無之候。若隱賣仕者有之ば、賣主・買主共に被遂御穿鑿、是又曲事たるべき事。

一、他國より皮買參候節、從先規如御定、誰々によらず勝手次第買可申事。

一、かわた共御運上皮、毎歲無懈怠可上之。於御國に皮賣候義は勿論、他國に賣遣候義可爲勝手次第事。

延寶七年三月十九日

玉井勘解由判

松平 玄蕃判

菊池十六郎判

御分國中かわた共

三月十九日。贖銀を爲したる者の男兒を連座法によりて斬刑に處す。

〔國事雜抄〕

覺

似せ銀仕米屋六兵衛 當歲男子

此者殺害可申付旨就被仰出、今日於町會所殺害仕候。御横目大橋長兵衛罷出見届申候、以上。

延寶七年三月十九日

岡田 十右衛門

里見 七左衛門

本多安房殿

前田對馬殿

奥村因幡殿

横山左衛門殿

三月十九日。上野常照院、白山遷宮のことに關して内報せしを以て之を金澤に傳ふ。

〔袖裏雜記〕

一、上野常照院申候は、頃日日光御門跡役者より相尋候、加州に而天台宗之裁許等如何有之候哉と申候。常照院義、加州に而權現様御宮之別當故、天台一宗之頭分に候。西養寺義近年御下に成申、西養寺も致裁許候。常照院義者當御地に罷在候へば、當座之義者西養寺致裁許候旨相達候。右之様子如何之義に而候哉と常照院相尋候處、今度白山從公儀御造營有之候遷宮之義、越前に有之候白山別當玄成院望申候へども、白山之義者諍論有之所故玄成院に難被

當御地は江戸

仰付候。去共別當之事に候へ者其分にも難被成候。遷宮之刻玄成院も罷出取持可仕候。加州方よりも白山支配之寺御出し取持候様に可被成候。遷宮導師之義者御門跡に被仰付、山門より導師之僧罷越候様に可被成との御様子に相聞候。去共此義者いまだ表向御沙汰有之事に而無御座事に候へども、常照院承候故私迄内證に而物語仕候由申聞候旨、三月十九日壹岐より申上。

三月廿九日。百姓及び奉公人の擅に他領に赴くを禁ず。

〔改作所舊記〕

御分國中在々百姓分は勿論、一季居之奉公人下々、自分として他國他領罷越間敷旨、跡々御定により、彌其々裁許之族急度しまり仕置、無故他國に不參様可有支配候。若又是跡他國に參居留り有之奉公人者、一類縁者へ懸り呼返候様に、其所々肝煎に被申付置、向後毎歲其しらべ尤に候、以上。

延寶七年三月廿九日

玉井勘解由

松平玄蕃

菊池十六郎

林 十左衛門殿

木梨助三郎殿

三月。日蓮宗妙成寺の隠居及び蓮心寺の住僧を追放に處す。

〔袖裏雜記〕

瀧谷隱居日後に申渡覺

一、蓮心寺出寺申付候道理、其申分一圓子細不相立我儘成儀、且又穿鑿之砌前後相違、出家に不似合事業、悉皆背僧之掟候間、御領國中御追放被仰付候事。  
蓮心寺申渡覺

一、對本寺妙成寺無禮之仕形、其上蓮心寺者妙成寺旅屋寺無紛處に申掠候事、其外申族一圓無其理任我意候。且又穿鑿之砌前後相違右同斷に付、御領國中御追放被仰付候事。

一、蓮心寺は、妙成寺先住日奠依訴訟、旅屋地雖被下之、後住常々油斷成申付様故、如此之諍論出來、還而妙成寺之妨に成候に付、旁以此般右寺地先御取放之事。

右被仰出之趣、於公事場兩僧召寄、急度申渡可有追放、蓮心寺之寺地可被取上之候、以上。

未三月 日

三月。石川郡笠舞の非人小屋にある鍛工清光使用の木炭を納入する者その代價増額を請ふ。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

一、笠舞非人御小屋清光つかひ被申候鍛冶炭、跡々より私共賣上申所に、延寶元年十貫目に付銀四匁一分六厘宛に賣上申候得共、其年より町中炭下直に罷成申ゆゑ、右直段下直に可仕旨可爲仰渡候に付、延寶二年より去暮まで、十貫目に付私三匁二分宛に賣上申候得共、只今は山も伐あらし、炭燒場も遠く罷成申候、其上町中炭直段も高段に御座候ゆゑ、去暮迄之御直段に賣上申候而は、何も迷惑に奉存候間、御直段御直し被召上候様に被仰上被下候者、難有忝可奉存候間、此通御申上可被下候、以上。

延寶七年三月

後谷村肝煎 彌右衛門

四月十一日。前田綱紀柳營に上り參觀の禮を行ふ。

〔御日記〕

一、十一日辰下刻御黒書院へ出御、參勤御禮並献上。

銀五百枚・時服五十

松平加賀守

五月十三日。前田綱紀近習の士の上申は口頭によらずして書面を用ひしむ。

## 〔袖裏雜記〕

一、向後御近習之面々を以申上候義、口上に而は間違も有之、又は御用多節は失念も有之候間、書付候而可上之候。若口上に而申上間違も有之、取次之義は勿論、申上人々も不念に可罷成候。自然當座之義に而輕品者不及書付候。此旨永井傳七郎・藤田平兵衛も爲申聞置候様にと被仰出候旨、葛卷平次郎奉御意候旨、未五月十三日藤田平兵衛・永井傳七郎紙面之留あり。

五月二十日。前田綱紀江戸上野の徳川氏廟に詣でし際浪人の訴狀を上つるものあり。

## 〔袖裏雜記〕

御切紙致拜見候。昨日中將殿上野御佛殿に參詣被仕候刻、日天門之内に哉覽に而訴訟人御座候由、御聞被成候。日天門に而之事に候間、世間に而も何廉之取沙汰可仕候。御老中方にも御聞被成事可有御座候。如何様に可申もしれぬ儀候間、様子市正殿へ被申遣候而は如何可有御座候哉、必中將殿へ申遣候儀は遠慮可仕旨得其意存候。如被仰下候、右之通訴狀出申者御座候。何之子細も無御座様子に御座候。浪人に而數年此方へ奉公望候間、召抱くれ候へど申事迄に御座候。ケ様之義度々之事、當年も兩三度計も御座候歟。無謂儀に御座候故、供人之

内に而ケ様之事裁許仕候役人、其もの、口上をも承、書付之表見之候而、無謂儀取上許容被仕事に而無之付而、不相達段申聞、書付相返申候。每此格に而候間、昨日之訴訟人其通に裁許可仕与存候。被懸御心、御念を入被仰下候趣、委曲承知仕候。何ぞ序御座候刻可申遣候。猶期尊面之時候、以上。

五月廿一日

前 帶 刀 様

奥 村 因 幡

右帶刀殿よりの紙面は爰に略す。此紙面並返書共同日入御覽、板倉市正殿へ何とぞ可被仰遣義に御座候哉之旨伺之處、市正殿へ申遣事は不入儀候旨等、御眞翰を以被仰出。

五月廿九日。肝煎等、百姓をして十村の同意を経ずして嫁娶せざるの令を遵守せしむべきを上申す。

## 〔改作所舊記〕

御郡百姓中縁邊仕儀書付を出し、十村裏書を取置申合候様に、先御郡奉行様被仰渡候所に、近年無斷下に而縁組仕、出入候刻は御斷候に付而、重而當御郡御奉行様被仰渡候は、彌是以後先御奉行様より被仰渡候通相守、縁組仕候は、書付を出し、十村裏書を取置可申旨被仰渡、畏奉存候。若下に而縁組仕、出入に相成斷申上候ても、御聞届被成候間敷旨、奉得其意候。

金澤町方並宿方との縁邊之儀は、御斷申上、御奉行様御意次第可仕候。他領とは一圓縁組仕間敷候。彌右之趣違背不仕候様に、私共村々百姓中頭ふりに至迄、急度可申渡候。爲其御請上申候、以上。

延寶六年五月廿九日

何村きもいりたれ

与合頭たれ

六月十七日。石川郡大野湊神社の祭禮を延期するの許可を求む。

〔國事雜抄〕

町年寄は石川郡宮腰町のなり

町年寄相勤候唐仁屋と申者、十三日に死去仕候故、何茂年寄中穢申に付而、十五日之祭禮相延申候。則先年も祭禮、町年寄之内指合御座候時分、指延し相勤る例御座候間、當廿一日吉日に而候間、例年通祭禮相勤申度候。如跡々被仰付被下候者可忝候、以上。

延寶七年六月十七日

寺中神主 河崎和泉

河崎出羽

富田治部左衛門殿

不破彦三殿

八月。自今毎月一次宛百姓に法令を讀み聞かしむ。

〔日曆〕

御定書

一、上様御荷物船之義は不及申、他國諸大名衆荷物船破損、又は逢難風候之節、彌無油斷御馳走可仕事。

一、浦方・宿方に被立置候御高札之面、違背仕間敷事。

一、津留・津入其外諸事御定之品々、彌相守可申候事。

一、御領國百姓中其外遊民、公事沙汰に付目安等之義は、如先規其組之十村添書を以、郡奉行迄可上之。假令直に言上仕度義有之といふとも、自今以後は村肝煎・組肝煎迄書付可出候。

組肝煎手前之義を於申上に、郡奉行・改作奉行迄書付出し可申候。右兩奉行之事訴におゐては、算用場可申上候。算用場之者に對し申上品有之は、大目附迄書付可出候。右之役人指置、直に訴狀上におゐては、不及理非急度可被行曲言旨被仰出候事。

一、其組に十村申付義、村肝煎・組合頭違背仕間敷候。村肝煎・組合頭より小百姓に申付義、是又致違背間敷候。若十村並村肝煎・組合頭非分申懸候は、小百姓より直に御郡奉行に可申斷候事。

一、十村非分有之旨、御扶持人・十村迄小百姓斷有之儀を隠し置、後日におゐて相聞候は、

遊民は頭振をいふ

御扶持人・十村可爲越度事。

理津義は律  
義なり

一、徒成百姓、申立にも成間敷義を、公儀を掠申百姓之手前は、其組之十村御扶持人吟味仕郡奉行に可申斷候。理津義成百姓、公儀をおそれ、可申儀を不申者、十村御扶持人見聞之通郡奉行に可申聞事。

そひをこひ  
本のまゝ

一、公事沙汰にならざる儀を、徒者そひをこひ、下持を仕、出入にいたさせ書附上申候はゞ、本人よりは下持仕者大罪に候間、曲言に可被仰付事。

一、諸百姓申分之義、不依何事給人方ね申聞敷事。

一、百姓走り可申躰見聞候はゞ、所々村肝煎組合頭ね申聞押置可申候。若押置事難成候はゞ、近所之村肝煎ね申聞、近郷之者共罷出押可申候。假令走り可申旨申合候者に而も、其趣申あらはし候はゞ御褒美可被下候。走り百姓有之旨申斷候所、村肝煎罷出候はゞ、急度曲言に可被仰付事。

一、御領分之外、他所之商賣鹽入申聞敷候。御國之者たりとも他所之鹽入間敷候事。

一、御郡中より、女年季之奉公に他國に遣候義、郡奉行受指圖、其上に而十村請縮可仕事。

一、人形廻しをどりこ、一夜に而も宿借し申聞敷事。

一、他國之座頭・舞廻等、無故者に宿借し申聞敷事。

舞廻は舞々  
なるべし

一、從跡々不有來異形之諸勸進御停止之事。

一、在々之義は、無筋者に一夜に而も宿借し申聞敷事。

一、宿々之義は、一夜泊り之義は宿借し可申候。二夜共借申候はゞ請人取可申候。但一夜泊りに而も、夜行仕之者候はゞ、心を付見届、不審成躰候はゞ押留、十村迄可及斷事。

一、ばくちがましき儀、一圓仕間鋪候。惣別かけの諸勝負、不依何事跡々より堅く御停止之事。

一、松・杉・桐・楓・樅・唐竹、枝末等に至迄剪取申聞敷候。御用に爲剪申節は、山奉行差圖を以剪申首尾に候。然ども百姓持高之内に有之分、最前被仰出之通被下候。若し御用に剪取候はゞ、其時々御奉行人より代銀請取相渡可申候。但大木・大唐竹之義は、其十村を以可及斷に、聞届、其上を以剪取候様に可申渡事。

一、在所之宮林之木、其宮之用木に遣申候。大木に候はゞ、剪節は又相斷可申事。

一、何方に而も、のけ山並野方に木苗を植、林仕立可然所候はゞ、勝手次第に木苗をうる、林に仕立可申候。以來迄其者之林に可被仰付事。

一、たばこ本田畑に作り候之義、跡々之通り彌停止之事。

一、御鷹場之内に鳥死有之所見付候はゞ拾取、早速郡奉行に案内可仕候。但御鷹場之外たり

といふとも、勿論鶴・白鳥など死有之候はゞ、右同断之事。

一、鹿居中所見付候はゞ、少しも當り不申、早速案内可仕候。若鹿死有之候はゞ、尙以可相断事。

日用は日備

一、在々百姓並頭振、他國に一人も遣中間敷候。勿論日用にも參間敷候。御家中又は御領分より、日用に被雇罷越候共、他國に留り不申様に、一類共に急度可申付事。

一、跡々他國に參候者、十村致吟味、其一類に申渡呼返し可申事。

一、奉公人晦日もらひ、日用取・頭振に成候はゞ曲言に可被仰候。但引籠作を仕義は各別に候條、其組之十村を以断之上、引込可申事。

一、在々百姓並頭振、男之分人数まで一ヶ村切に十村帳面に記可置事。

一、惣而男女他國に遣し中間敷候。但男子は十歳に成候はゞ帳面に記可申事。

かうすは楮

一、紙並かうす他國に遣候はゞ断可申候。自然隠遣におゐては可爲不届事。

一、御郡中於浦方船貸候者は、跡々之通請人取可申候。當分に而も請人取不申、舟乗り欠落人有之候はゞ、船貸主可爲越度之事。

大正持は大聖寺

一、御郡之者大正持口留罷通候に付而は、跡々之通彌郡奉行に相断、通切手取可申候。無断罷越、後日に相聞え候はゞ可爲越度事。

一、所々御旅屋並御藏近き火事之節、相極置候村々早々罷出、火防可申候。若し不參之在所於有之は、以後途吟味、曲言に可申付候事。

一、在々火之用心、跡々如申渡互令吟味、炭・薪等置所念を入、若無沙汰之仕合有之、火事出来におゐては可爲不届事。

一、道中之義は勿論、不依何方に死人有之候はゞ、死骸に番人付置案内可申事。

一、諸事御奉行其所逗留中は勿論、往行之刻慮外ヶ間敷儀仕間敷候。附り、侍中往行之刻、慮外之程仕間敷事。

一、往還筋之義は勿論、何之雖爲道筋、旅人相煩、其所に令逗留おゐては、致介抱、住國委細に相尋可及案内候。死去候はゞ早速郡奉行迄可申断事。

一、往還道、請取之在々より常々致修理、損じ不申様に可仕候。打捨置、若及大破候はゞ、其請取之在所肝煎与合頭可爲越度候。勿論並松之根など掘、道せばめ申におゐては、急度不届に可被仰付事。

一、宿馬無滞様に可申付事。

一、能州・越中より金澤迄取寄申給人米並商賣米、宿々問屋におゐて猥無之様に、第一馬形盜取不申様に可仕事。

馬形は馬方

- 一、馬一疋に口引一人宛付可申候。一人して馬數追申間敷候。
- 一、馬追申刻、馬の口を取可申事。用所調申節は、つなぎ置可申候。口はなし申間敷候。附り、馬形道中馬乗申間敷候事。
- 一、御郡中諸百姓に、金銀米錢加利足借し物仕間敷候。賣物に仕なし、品をかへ月延などに勿論仕間敷候事。
- 一、此以前より如申渡、在々諸百姓奢たる儀不仕、農業を専にいたし、進退持立る様に常々心懸、諸事無油斷はげまし可申事。
- 一、百姓 頭振等に至迄、衣類之義最前御定之通、少も無相違相守可申候。若相背におゐては可爲不届候事。
- 一、家作之義、是又最前御定之趣相背申間敷候。作事仕節は、肝煎・組合頭罷出見届、相違無之様に可申談候事。
- 一、百姓食物常々雜穀を可用、米糶に不可食事。
- 一、十村並御扶持人・惣百姓男共、乗物一切御停止之事。
- 一、神事或は葬禮・年忌法事或は婚禮諸事之祝儀等に至迄、百姓不似合不可致結構事。
- 一、十村並御扶持人、其外百姓共より給人並侍町人に音信等仕候義は無用之事。

一、不依誰々に往行之刻、宿主たりといふことも送迎仕間敷候。御用之義、亦是斷有之罷出候義は格別之事。

- 一、御用之義に而も、手先御奉行より書狀等、宿送り・村送り仕間敷之事。
- 一、御郡中宿々共縁組仕候はゞ、其十村の斷之上相極可申候。若無斷下に而縁邊仕、以來におゐて出入等令出來候共、聞入申間敷事。
- 一、御用に付罷越候人々、宿無滯可申付事。勿論御應など被遣候節は、犬・ねこつなぎ可申事。
- 一、寺替・宗門替仕候はゞ、其組之十村致案内、其十村より郡奉行に申聞、其上に而替可申候。附り、新法などすゝめ申者有之候共、聞入申間敷候。若左様之者有之候はゞ、早速十村に可申斷事。
- 一、ごしやうねがひ候共、耕作かせぎの手づかへ不罷成様に、勿論ついへなきやうに願可申事。
- 一、御郡に新寺開、道をつくらせ申間敷候事。
- 一、御郡中罷在頭振、百姓成候はゞ、郡奉行に案内可仕事。附り、百姓手前つぶれ、頭振に成、御郡に罷在候はゞ、何方に罷在候段可申斷事。



一、御郡地に、牢人に住居仕度与申者有之候共、百姓相對を以住居爲致候はゞ、御定之通請人承置、郡奉行爲申聞、其上に而住居爲致可申事。

一、御郡野方・山方・浦方によらず、出來家望申者於在之は、其十村を以斷之上家造可申候。勿論他之裁許地之者抔地をおろし、家爲造候義、是又及斷郡奉行指圖次第可仕事。

一、他領之者自然欠落抔いたし、當御領分は罷越候を隱置、後日におゐて顯候はゞ、同罪に可被仰付事。

一、御郡中に而酒・地黃煎其外菓子、えやうの賣物うらせ申聞敷事。但、宿方並往還筋之者は、右之賣物見せ賣仕義不苦事。

一、御國境之義は不及申、惣御郡中不依何事に、人多くあつまり、さうだういたす事於有之は、早速十村に可爲申聞候。急切之義に候はゞ、肝煎方より直に郡奉行に早々可令案内之事。以上

延寶七年八月

跡々より御郡方の觸渡置趣、延寶五年之秋より春・秋兩度宛御郡廻候時分、在々肝煎・長百姓等は申渡候得共、自今以後此ヶ條村々を爲寫置、毎歲一ヶ月に一度宛讀爲聞候様に、肝煎・長百姓共は可申付候。若此外もれ候觸有之候共、勿論相守候之様に可申渡候也。

木梨助三郎

林 十左衛門

村井村 與三兵衛

十一月七日。前田綱紀叔母保科正經夫人の請を卻く。

〔袖裏雜記〕

一、延寶七未年十一月芝御前様御願、松村・中山迄被仰聞候趣、書付被上之候紙面、被加御眞翰被仰出之寫帳。

此帳之内

先頃芝御前様此御屋敷へ被爲入候。則松村・中山迄被仰聞候は、横地三郎右衛門・長田儀兵衛義、事之外御奉公能相勤申候。三郎右衛門義は年も寄申者に御座候へども、晝夜無油斷情に入相勤申候。儀兵衛も晝夜隨分情に入、御奉公申上候。何ぞぞ兩人之者共着存候様に被成度思召候。加賀守様へ被仰上より外は無御座候間、兩人せがれ被召出候様宜申上旨、私共兩人御頼被成旨御意之由、松村・中山申聞候付、兩人共に結構に被仰付候へば、只今被仰上がたき事に奉存旨相達申候。

御前様より又今度松村・中山迄御直書之御文被下、私共迄越申候。此上之御請如何可申上候

芝御前様は  
前田綱紀の  
叔母・保科  
筑前守正經  
の室

着存本のま

哉、右之御文上之奉得御内意旨、十一月七日奥村壹岐・奥村伊豫より申上候處、筑前殿おく方よりまつ村・中山迄被差越候文令披見候、横地・長田事筑前殿御おくへ附遣候故、段々結構に申付、此上之義者奉公ぶり我等氣に入候へば、何様にも心次第申付事候。筑前殿おく方より御願之分にては、曾而許容難成候。已來迄例に罷成事候。

右之通に候間、御願之趣、已來之例にも罷成事に候へば、急度難達聽候。乍然序も候はゞ、内々を以可及聞之由返答尤候旨、即日右紙面に御裏書奉畏旨御請あり。

十一月八日。山方・島方の村々にして租米を購ひ難きものに當年限り銀納を許す。

〔改作所舊記〕

其方共代官付之内當收納米、山方並島方米買調候義難儀之旨、十村及斷候條、當一作銀成に可申付候。十村共方より米高書付取置、一石に付而六十一匁宛取立可申候。村々米高、十村共書出帳面上置候間、其内をも米に而納所之儀は、百姓勝手次第に候。銀取立者口米一石に付一升宛可引者也。

延寶七年十一月八日

御算用場

十一月十一日。越中境關所の間道を通過せしものを里子たらしむ。

〔袖裏雜記〕

被成下御眞翰(中略)越中境御關所脇道忍び罷通り申候太兵衛・兵四郎儀里子に申付可然被思召候旨畏奉存候(下略)。

十一月十一日

奥村 壹岐

右は里子爲例考抄。又百姓に被下候松四十本盜候者、三年里子被仰付、延寶九年。

十一月廿三日。誤りて火を失せし者を禁牢に處す。

〔袖裏雜記〕

一、一昨日御大工黒田甚七小屋に而、十五・六歳計之草履取匏屑を燒候處、脇に有之匏屑に火付候而もえあがり、隣より水持參消申候。其内壁一尺四方計もこげ申候。煙少外へも出申躰に御座候。彼草履取爲致縮置候旨等、十一月廿三日麻生次郎左衛門・服部與右衛門より、村金左衛門・井上勘右衛門殿付之書付、翌日以永井傳七郎入御覽候處、殺害可被仰付程之義に而も無之候。又其分に被差置候得者不縮に候間、壹岐申上通、惣様之しまりのため、十日計籠舎可申付旨、同晚藤田平兵衛を以被仰出。

是歲。以後小松城番をして金澤に居住せしむ。

〔擢萃錄〕

一、慶長六年より三代目肥前守利常在城、同十年家督以後金澤之城に移、寛永十五年利常隠居之後、重而小松之城に居住、萬治元年利常病死以後は城代之者指置、延寶七年より城番之者指置、城代之者は金澤に罷在候。

是歲。板津檢校歿す。

〔加陽諸士系譜〕

檢校、陽廣公俸十口、延寶七死。

古事記寫本箱之内に、板津檢校より奥村内匠・横山志摩兩人に賜る書翰あり。奥に巽一と署し、正的の印あり。因て知る檢校名は正的、稱は巽一なるを。

〔肺肝鈔〕

一、今枝民部心齋或時板津檢校に云けるは、若き殿には奉仕申事、何ぞ心得に成事も候はゞ承度と云ければ、盲人之私義、萬事何共及び申事にも無之候。去ども申て見可申候。只御奇麗數奇を不被遊様に可被仰上と云。民部夫は如何様の事に候と申候得ば、正的の云、惣じて何程少なき家にも淤水と云所無之ては叶ひ不申候。むさき所ながらなくて不叶。まして大き成御仕置には、猶更なくて不叶事に候と申けることぞ。

是歲。金澤の酒造米高千四百餘石を算す。

〔國事雜抄〕

覺

延寶七年之造り米高

一、千四百十石九斗九升七合四勺八才 金澤町中酒造米高

一、百七十三軒 同 酒屋數

右私共支配中酒屋相改、米高並酒屋數相違無御座候、以上。

天和元年九月十日

岡田 十右衛門  
里見 七左衛門

御算用場

延寶八年

二月十七日。金澤卯辰山八幡宮の神職厚見攝津、その支配する社家社地等に關し上申す。

〔國事雜抄〕

加州私觸下社家御改之帳

一、金澤田井天神宮

高井 備後

社地並居屋敷共拜領、外に百姓地請込御座候。歩數知れ不申、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、金澤安江八幡宮

厚見 壹岐

社地並居屋敷共二百十歩拜領、社頭破損之節は自分修理仕候。

一、金澤増泉春日宮

田中 兵庫

社地並居屋敷共六百歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、金澤淺野山王宮

厚見 長門

社地並居屋敷共拜領、外に百姓地請込御座候。歩數知れ不申候。社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松諏訪神社

田中 甚四郎

社地並居屋敷共千九十三歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松山王宮

藤村 左太夫

社地並居屋敷共五百二十九歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松熊野宮

洲濱 長兵衛

社地並居屋敷共千五百歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松安宅二の宮

北村 齋宮

社地並居屋敷共拜領、歩數知れ不申候。社頭破損之節は自分に修理仕候。

一、小松八幡宮

富岡 内記

社地並居屋敷共九百九十二歩拜領、社頭破損之節は自分に修理仕候。但し遊行上人廻國之刻は、御公儀より破損修理被爲仰付候。

一、金澤卯辰山八幡宮

厚見 攝津

社地並居屋敷共千五十歩拜領仕候。社頭破損並御宮御道具損申刻は、跡々より御修理被爲仰付候。御代々御誕生墓目之御用等被爲仰付、年頭御禮申上候。御代々之御祈禱相勤、正・五・九月御禮指上、毎年三月御初尾銀頂戴仕候。右之通相違無御座候、以上。

延寶八年二月十七日

厚見 攝津 判

富田治部左衛門殿

不破彦三殿